

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 5	地域の重点取組
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点、自由で開かれたインド太平洋、横浜宣言 2019、アジア健康構想、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ、対中南米外交・三つの指導理念 (juntos)、日・中南米連結性強化構想
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
アジアにおいて育成する産業人材数	12,000 人 / 年 ⁷³	12,000 人	21,933 人	19,477 人	21,099人	-	-
アフリカにおける育成人材数	600 万人 ⁷⁴ (2017-2018)	350 万人	422 万人	476 万人	—		
②主要なインプット情報（予算額 ⁷⁵ / 支出額（百万円）			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
東南アジア・大洋州			26,101/ 25,884	29,565/ 30,312	29,385/ 26,398 ⁷⁶	-	-
南アジア			13,627/ 11,947	10,891/ 12,246	11,249/ 10,429 ⁷⁷	-	-
東・中央アジア、コーカサス			4,844/ 5,258	4,990/ 4,684	5,175/ 4,607 ⁷⁸	-	-
中南米・カリブ			8,525/ 8,675	8,109/ 7,999	8,399/ 8,064 ⁷⁹	-	-

⁷³ 2015 年日・ASEAN 首脳会議における日本の公約である「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」に示されている達成目標を基に、機構貢献分を約 90%として想定して設定する。日・ASEAN 首脳会議の目標値：2015 年から 2017 年に年間 1.3 万人強

⁷⁴ 日本政府公約である TICAD VI の達成目標を基に、機構貢献分を 90%として想定して設定する。TICAD VI で発表した日本としての取組（公約）：2016 年から 2018 年に 1,000 万人。

⁷⁵ 参考値として「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費の地域別の予算内訳を示している。

⁷⁶ 暫定値

⁷⁷ 暫定値

⁷⁸ 暫定値

⁷⁹ 暫定値

アフリカ	35,672/ 31,012	30,321/ 33,209	28,921/ 27,674 ⁸⁰	-	-
中東・欧州	8,290/ 9,094	11,810/ 9,711	8,071/ 7,354 ⁸¹	-	-
全世界・その他	10,273/ 11,264	8,833/ 8,727 ⁸²		-	-

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (5)、中期計画：1. (5)

年度計画

1. (5) 地域の重点取組

刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応しつつ、それぞれの地域に対して以下の支援に重点的に取り組む。その際、国別開発協力方針を踏まえた国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発、グローバルな課題への貢献にも留意する。

ア 東南アジア・大洋州地域

- ・ 東南アジアについては、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、ASEAN の自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を強化する。特に、ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点領域として支援する。
- ・ 大洋州地域についても、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等を重点領域として支援する。また、気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備、貿易・投資や観光分野の支援、「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」の拡充を含む人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等の支援に取り組む。

イ 南アジア地域

- ・ 貧困層が多く自然災害にも脆弱な地域特性や、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、域内及び他地域との連結性強化、投資環境整備を含む産業競争力強化、平和と安定及び安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応を重点領域として支援する。
- ・ 特に、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づく高速鉄道、メトロ、デリー・ムンバイ間の大規模回廊開発等のインフラ開発、インド北東部の連結性強化及び森林・生態系管理、上下水道整備、コミュニティの能力向上等を含む社会開発に資する事業を着実に推進する。また、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」、「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想」、「日・スリランカ包括パートナーシップ」に基づく事業を実施する。
- ・ 平和で公正な社会の実現に向け、引き続きガバナンスの強化に向けた法整備、治安維持能力の向上を支援する。特に、ネパールにおける民法を中心とした法整備、司法の能力強化、連邦制移行への支援、スリランカにおける司法人材能力強化のための支援、バングラデシュ及びパキスタンにおける治安維持能力向上支援、アフガニスタンにおける「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」、JDS 等各種留学生プログラム等を推進する。

⁸⁰ 暫定値

⁸¹ 暫定値

⁸² 暫定値

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ・ ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成を重点領域として支援を継続するほか、保健医療等の社会サービス分野の協力を強化するとともに、若手行政官や技術分野の幹部人材等の人材育成を強化する。
- ・ 特に、モンゴルにおいては財政支援等を通じて経済の安定化とガバナンス強化に向けた取組を継続するとともに、持続的な経済成長につなげていくため国家総合開発計画や農牧業マスタープランの策定等を支援する。中央アジア・コーカサスでは、域内及び他地域との連結性、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮した協力を推進し、国際幹線道路や発電所等の事業の着実な実施を継続するとともに、農業金融、保健医療等の円借款事業形成を進める。
- ・ 中国については、ODA 終了を見据えた事業の着実な実施とアセットの活用を検討し、対中協力 40 周年の機会を捉え、過去の協力実績等の取りまとめと成果の発信を行う。

エ 中南米・カリブ地域

- ・ 日本政府が掲げる「3 つの理念 (juntos)」の具現化を企図した「日・中南米連結性強化構想」にも貢献するため、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備（経済的連結性強化）、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等（価値と知恵の連結性強化）を重点領域として支援する。
- ・ 具体的には、本邦企業等との連携の一層の推進、米州開発銀行、中米統合機構（SICA）等の域内開発パートナーとの連携枠組に基づく事業の着実な実施、留学制度を活用した人材育成等を推進する。日系社会との連携は、民間企業や地方自治体、研究機関等との連携により、国内外での取組を強化する。また、農業・保健分野等でのこれまでの協力から得られた有形無形の資産を活用した新たな事業形成を推進する。

オ アフリカ地域

- ・ TICAD 7 において議論・発表される日本の貢献策の検討に資するように、日本政府と協議・調整を行うとともに、日本の貢献策の実現に向けた事業を実施する。特に、科学技術イノベーション（STI）を取り込んだ開発アプローチの検討、官民連携の一層の促進、及び国際社会や大学等とのパートナーシップの拡充に取り組む。
- ・ また、TICAD 7 に合わせ、国内外の幅広い関係者と協力し、プレイベント及びサイドイベントの開催や関連する広報活動の実施により、アフリカ開発の課題と取組に関するメッセージを国内外に発信する。
- ・ TICAD 7 以降の重点取組である回廊開発、カイゼン、UHC、IFNA 等についても、取組を引き続き推進する。

カ 中東・欧州地域

- ・ 地域の安定化と人間の安全保障の確保、質の高い成長、地域的取組の推進等に留意しつつ、国の発展を支える人材育成、インフラ整備、投資環境整備等を重点領域として支援する。
- ・ 特に、シリア難民を含む難民問題については、伊勢志摩サミットの公約であるシリア難民留学生受入事業を周辺国及び国際機関とも連携の上、計画どおり継続するとともに、難民受入ホストコミュニティに裨益する支援や難民の能力向上等を実施する。また、日本の技術も活用し、格差是正や紛争被害の視点を含めたインフラ整備、環境分野の支援に取り組む。さらに、日本式教育の導入も見据え、留学制度、技術協力、資金協力等を活用した包括的な教育支援を通じた人材育成に取り組む。
- ・ TICAD 7 の開催を踏まえ、北アフリカにおいて、政府公約に貢献する事業の形成・実施を促進するとともに、西バルカン協力イニシアティブに貢献する事業の形成・実施を引き続き促進する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2.①参照）

我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況

3-2. 業務実績

関連指標		基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数		128 件 ⁸³	135 件	135 件	139 件		
質の高いインフラパートナーシップで公約されたアジアのインフラ分野向け資金協力支援		- ⁸⁴	9,891 億円	1兆1,358億円	1 兆1,956億円		
各地域の本邦研修実績数	東南アジア・大洋州	-	4,643 人	3,641 人	3,570 人		
	南アジア	-	1,710 人	1,338 人	1,487 人		
	東・中央アジア、コーカサス	-	1,018 人	782 人	785 人		
	中南米・カリブ	-	1,516 人	1,133 人	1,205 人		
	アフリカ	-	3,488 人	2,565 人	2,430 人		
	中東・欧州	-	1,255 人	865 人	995 人		
	合計	24,000 人 ⁸⁵	13,630 人	10,324 人	10,472 人		

No.5-1 東南アジア・大洋州

(1) 東南アジア

東南アジア地域は高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題が存在し、インフラ開発に対する膨大なニーズがある。こうした状況及び主要な外交政策である「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえ、ASEAN の自主性、自立性、中心性、一体性（統合の深化）を高める協力を主眼を置き事業を実施した。具体的には、ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点領域として支援した。

① 日本政府の政策及び地域別公約への貢献

- ・ **産業人材育成協力イニシアティブ 2.0**：2018 年の日・ASEAN 首脳会議の公約（5 年間（2018 ～ 2022）で 8 万人規模の産業人材育成）に関し、機構は 2019 年度末で 40,576 人（うち 2019 年度は 21,099 人）の産業人材育成を実施した。

⁸³ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、512 件

⁸⁴ アジア向けインフラ支援として 2016-2020 に 4 兆円（質の高いインフラパートナーシップでの公約額（1,100 億ドル））のうち、機構貢献分（335 億ドル）。円ドル換算は、公約発表時のレートに基づく。円借款事業のみを集計。）

⁸⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均。なお、当実績値には本邦研修以外に第三国研修、現地国内研修の人数も含まれる。前中期目標期間（2012-2015）の本邦研修のみの実績平均は 11,595 人。

② 重点領域への支援

ア) ASEAN の経済統合の推進

- ・ 日 ASEAN 技術協力協定の下で行われる第一号案件として、ASEAN 地域の共通課題である、サイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上を図る国別研修を実施した。また、インドネシア、マレーシア、フィリピンを対象に国別研修「ASEAN テロ対策セミナー」を実施し、ASEAN 広域でのセキュリティ対策能力向上を図った。
- ・ ASEAN において国際秩序を支える普遍的価値の共有を図るための協力を展開した。具体的には、ラオスにて、2016 年の首脳会談におけるトンルン首相からの要請を受け、日・ラオス双方の有識者による財政安定化のため共同研究・対話を行った。同共同研究や対話の成果を最終報告書・提言として取りまとめソムディ副首相兼財務大臣に提出した。また、同国の歳入基盤の強化のための技術協力「税務能力向上プロジェクト」を開始した。カンボジアでは、選挙管理委員会等の選挙関係者を日本に招聘し、日本の民主的な選挙制度を紹介した。ベトナム及びミャンマーでは、法・司法制度改革に関する技術協力を実施した。
- ・ ラオスでは大メコン圏地域内の広域電力融通の検討も含むマスタープランを完成させた。同マスタープランにより、現実的な需要予測に基づく安定的な域内の電力融通が進むことが期待される。

イ) 陸の連結性強化：

- ・ ベトナムのホーチミンからカンボジアのプノンペンを経由してタイのバンコクにつながる南部経済回廊整備に関し、無償資金協力を通じて、チュルイ・チョンバー橋の改修が完了した。同橋は、プノンペンからベトナムに至る北東 9 州につながる幹線道路の起点となる要所に位置しており、1963 年に日本の協力により建設されたものの、内戦時に爆破され通行不能になっていた。同橋は、1994 年に無償資金協力により再建され、両国の友好関係を象徴する橋として、当時の国王から「日本・カンボジア友好橋（通称：日本橋）」と命名されていた。その後、当初設計時に想定されていなかった重量車両の増加等により、橋の一部に損傷が確認されたことから、無償資金協力により改修・補強を行ったもので、開通式典にはフン・セン首相も出席し、「首都プノンペンと地域を結ぶ大変重要な橋で、日本による資金協力そして日本企業の技術に感謝」と発言されるなど、両国間の友好関係の強化に大きく寄与した。また、タイ国境と首都プノンペンを結ぶカンボジアの国道五号線に関し、タイ周辺諸国経済開発機構（NEDA：Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency）が実施する国境施設整備計画及び国境施設から国道五号線への接続部の整備につき、NEDA と連携していく旨の覚書を締結した。
- ・ ベトナムのダナン港からラオス、タイを通過し、ミャンマーのヤンゴンにつながる、インドシナ半島中部を貫く東西経済回廊整備に関し、ラオスでは無償資金協力「国道九号線橋梁改修計画」が完了し、劣化が著しいセクムカーク橋とセタームアック橋の架け替えが行われた。引き渡し式典には、阿部外務副大臣（当時）が出席し、サルムサイ外務大臣から謝意が表明された。ミャンマーでは、円借款「東西経済回廊整備事業」の建設工事が開始され、また、同事業のフェーズ 2 にあたる「東西経済回廊幹線道路整備事業（バゴー・チャイトー間新道路）」についても基本合意に至った。

ウ) 海洋の連結性強化

- ・ ミャンマーでは、円借款「ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ 1）」で整備を支援したティラワ地区港のターミナルについて、(株)上組、STJ Thilawa Terminal Co., Ltd.（住友商事(株)、豊田通商(株)、(株) JOIN の合弁企業）、ミャンマー物流企業より構成されるコンソーシアムが運営を開始、

さらに、機構が支援しているヤンゴン市中心部とティラワ地区とを結ぶアクセス道路が供用を開始したことで、同ターミナルの利便性の向上につながっている。

- ・ 東南アジア・大洋州地域の港湾関係幹部からなる「JICA 港湾アルムナイ」のメンバー 11 か国 20 名を 6 月に東京及び神戸に招聘し、各国の港湾管理運営及び技術基準に関する共通課題を共有したほか、港湾関連技術を有する日本企業による各社技術紹介を行い、アルムナイのメンバー間でのネットワークの強化及び日本企業の海外進出支援を図った。8 月にはベトナムでのワークショップを通じて港湾管理・運営、技術基準、航路維持・管理に関し日本の有識者とも議論を深め、12 月にフィリピンにて 17 か国か 26 名を対象に行ったアルムナイ招聘にて、日本との協力の先進事例としてフィリピン、ベトナムによる技術基準策定の協力等の実績が発表された。
- ・ ベトナムでは、円借款「ラックフェン国際港建設計画（道路・橋梁）（第三期）」により、昨年開港したラックフェン国際港につながるアクセス道路からハノイ・ハイフォン高速道路に接続するインターチェンジが完成した。これにより、ラックフェン国際港からの貨物を円滑にハノイ・ハイフォン間の工業団地群に運ぶことが可能となり、ラックフェン国際港の利便性がより高まった。
- ・ フィリピンでは、中部ルソンに位置するスービック湾の港湾を含む総合的な開発計画を策定するため、「スービック湾地域開発に係る技術支援」を開始した。

エ) 海洋インフラ整備及び海上法執行能力強化

- ・ 「21 世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP）」では、ASEAN 及び大洋州の関係者に海上安全管理や国際海洋法に係る研修をシンガポールにて実施した。
- ・ フィリピンでは、円借款「フィリピン沿岸警備隊海上安全対策能力強化事業（フェーズ 2）」による巡視艇の製造に係る契約を締結した。また、技術協力「船舶運用整備計画・海上法執行能力強化プロジェクト」では、フィリピン沿岸警備隊の海上保安能力強化に向けて、米国と双方の研修状況を視察するなど、同分野の連携について意見交換を行い、連携を継続することで一致した。

オ) 成長の歪みを克服する質の高い成長

- ・ インドネシアでは、年々人口が増加するジャカルタ首都圏の交通渋滞や環境問題の改善を目指した事業を実施した。円借款「ジャカルタ都市高速鉄道事業」を通じて支援した MRT（Mass Rapid Transit）南北線の運行が 4 月から本格的に開始された。これまで朝夕のラッシュ時には片道約 1 ～ 1.5 時間かかっていた移動が約 30 分に短縮されるなど、市民の生活利便性を大幅に改善し、渋滞の緩和にも貢献した。加えて、技術協力「JABODETABEK 都市交通政策統合プロジェクトフェーズ 2」では、ジャカルタの都市圏の交通マスタープランの改定に向けた支援を行った。西ジャワ州が進める廃棄物発電事業に関しては、機構では初めての試みとなる、PPP 事業のトランザクションアドバイザー業務（インドネシア政府による民間連携事業者選定のための調達手続き支援業務）を国際金融公社（IFC：International Finance Corporation）と協働で開始した。本業務を通じて、同国における廃棄物発電の PPP による事業実施の加速化が期待される。

カ) 気候変動対策

- ・ 緩和策：ベトナム、ラオス、カンボジアでは、パリ協定でも重要な柱の一つとなっている「森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減（REDD+）」への取組を、技術協力を通じて支援し、持続可能な森林経営に係る能力強化に取り組んだ。ベトナムでは、機構が支援した google earth engine を活用したタブレット方式による森林モニタリングの有効性がベトナム政府はじめ他のドナーに認められ、機構の支援対象 4 省のみならず 16 省に導入された。また、プロジェクトを通じ機構支援対象の 4 省において生活基盤改善のための草の根無償資金協力の申請を支援し、全件

採択に至り完工。これにより、プロジェクトによる持続的自然資源管理と生計向上との相乗効果が図られた。ラオスでは機構が森林分野のドナー調整をリードし、森林法改正に貢献した。カンボジアでは、これまでの機構の REDD+ への貢献が評価され、環境大臣より感謝状が授与された。また、メコン流域全般の過去 30 年分の森林被覆図を作成し森林減少が激しい地域とその要因を特定した。

・ **適応策**：インドネシアでは、円借款「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン」、円借款「ジャカルタ下水道整備事業（第 6 区）（フェーズ 1）」及び円借款「ジャカルタ下水道整備事業（第 1 区）」の L/A に調印した。これらを通じて、都市排水機能の向上や治水対策の推進が期待される。フィリピンでは、より精度の高い気象観測を可能にすべく、技術協力「高品質な気象観測・予報・警報情報能力強化プロジェクト」の R/D に署名した。また、ラグナ湖の洪水対策に係る情報収集・確認調査を開始し、技術協力を通じてダバオ市の治水対策マスタープランを策定した。

キ) 将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成

・ ベトナムでは、2017 年 6 月の日越首脳会談における、ベトナム首脳の要請に応え、技術協力「戦略的幹部研修プロジェクト」を本格始動した。今後 5 年間で、ベトナムの行政改革・経済成長を主導する中央政府・地方省の副大臣級、局長級、課長級、課長補佐級等の幹部候補である行政官 500 名（1 年あたり 100 名×5 年間）に対して、現地研修及び本邦研修を実施していく計画で、同規模の大型人材育成案件は機構初の取組となる。2019 年度は次期ベトナム政権を担うとされる副大臣級を中心に、約 70 名が来日した。また、技術協力を通じて支援している日越大学の修士課程では、昨年度の 58 名の第 1 期生の修了に続き、73 名の第 2 期生が修士号を取得した。加えて、技術協力「ベトナム日本人材開発インスティテュート（VJCC）ビジネス人材育成・拠点機能強化プロジェクト」における経営塾の創設 10 周年記念式典を実施し、卒業生 310 名が出席した。式典に合わせて在越日系企業関係者と卒業生とのビジネス交流会の開催や、経営塾企業同士の交流も行われ、10 件の経営塾企業間の取引契約が成立した。

・ タイでは、3 月に円借款「産業人材育成事業」の L/A を調印した。本事業は 2015 年 11 月の日・ASEAN 首脳会議において安倍首相が公約した「産業人材育成イニシアティブ」に基づく具体的施策の一つであり、同国初となる日本式高専の設立等を通じて高度産業に対応できるエンジニアを育成することで、中進国の罫からの脱却を目指す同国の取組を支援する。初めて日本型高専教育を本格的に導入するものであり、高専の海外展開に向けたモデルケースとなることが期待される。L/A 調印に先立つ 5 月には、本事業の一環としてキングモンクット工科大学ラカバン校内に高専が開校し、第一期生となる 24 名が入学した。

・ ASEAN 発展の原動力となる人的資源の開発、親日・知日派の育成を行った。具体的には、JICA 開発大学院連携構想の中核をなす「SDGs グローバルリーダー・コース」を通じて、ASEAN8 か国から 23 名が来日した。また、前身であるトップリーダー・コースの第一期生であるインドネシアの研修員が博士課程を修了し、自国の外務省職員として活躍している。また、同コースで来日しているフィリピンの研修員は、日本の海上保安政策について研究し、その成果が国際学会誌等に寄稿されるなど活躍している。さらに、東南アジアの研修員を対象とした特別プログラムとして、グローバル・リーダー研修を実施し、研修員向けのグローバル・リーダー研修に加え、各国の援助窓口機関又は研修員送出機関の管理職を招聘し、JICA 開発大学院連携につき理解を深めた。

- ・ 高度化する政策課題への機動的対応を迫られている東南アジア各国の行政組織改革に日本の経験を応用すべく、政策研究大学院大学（GRIPS）と実施している「東南アジア行政組織開発にかかる情報収集・確認調査」において、野中郁次郎一橋名誉教授の唱える知識共創理論に基づく日本式経営の適用可能性を検討した。その結果、知識共創理論の重要性を共有し、継続的に協力していくための覚書を 5 か国 7 機関とともに署名した。フィリピン政府の人材育成機関であるフィリピン開発学院は自国負担で同理論に係る高官向け研修の実施を GRIPS に要請するなど、継続的な協りに結びつきつつある。

ク) 地域が抱える脆弱性への対応

- ・ ミンダナオの平和と開発を実現すべく、2019 年 2 月に設立したバンサモロ暫定自治政府のガバナンス強化やインフラ整備等を包括的に支援した。具体的には、暫定自治政府初となる 2020 年度予算策定に関し、機構が仲介役となることで、中央政府から暫定自治政府への講義等が実現し、計画通り 12 月中に予算案がバンサモロ議会にて承認された。6 月には技術協力「バンサモロ暫定自治政府能力強化プロジェクト」の R/D を締結した。2020 年 2 月には、機構はムラド・エブラヒム暫定首相をはじめとする閣僚団を日本に招聘し、バンサモロ暫定自治政府は広島大学と連携協定を交わすことを約束した。インフラ整備では、6 月にドル建借款「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業」の L/A 調印を行い、一部区間に対し有償勘定技術支援による詳細設計を 11 月に開始した。また、2017 年に武装勢力との紛争によって壊滅的な被害を受けたマラウィ市に対しては、無償資金協力による復興のための道路改修や、配電資機材の引き渡し式を実施したほか、破壊された職業訓練校の再建のための調査も開始した。
- ・ ミャンマーでは、ラカイン州北部で発生した治安部隊と武装勢力の衝突により多数の避難民がバングラデシュに流出したことを踏まえ、貧困率の高いラカイン州全体の底上げのための基礎インフラ整備を含む円借款「地方インフラ整備事業」の L/A に調印するとともに、既往円借款「貧困削減地方開発事業フェーズ 2」を活用し、同州の道路・橋梁、電力等の基礎インフラを新設・改修中である。また、無償資金協力「洪水及び地滑り被害地における学校復旧計画」を通じてラカイン州で 15 校の学校を建設中である。さらに、機構内部の国の垣根を越えた取組として、ミャンマー・バングラデシュ両事務所がバングラデシュのコックスバザール避難民キャンプを合同視察したほか、部門間の情報共有・企画立案を促進するため、関係部、事務所を交えたラカイン州情勢に係る連絡会議を立上げ、定期的に開催した。他ドナーとは、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の担当局長や世界銀行の担当副総裁と意見交換を行ったほか、現地事務所ベースでの協議を通じて情報収集を行った。

③ その他の戦略的な取組及び成果

- ・ **イノベーションの推進**：日本の宇宙技術輸出に向けた協力を実施した。SDGs グローバルリーダー・コースでは、機構のイニシアティブにより、日本の宇宙技術を学ぶための初の留学生受入に向けて調整を重ね、2021 年 4 月よりフィリピンにて将来宇宙開発を担う中核人材が東京大学大学院に留学することが決定した。ベトナムで実施中の SATREPS「高効率燃料電池と再生バイオガスを融合させた地域内エネルギー循環システムの構築」では、プロジェクトの活動の一環としてエビ養殖池汚泥等のバイオマスエネルギーを利用する高効率燃料電池を開発した。バイオガス供給による燃料電池の発電効率としては同じ出力のエンジン発電機の 2 ～ 3 倍に達する、世界最高レベルの 62.5%を記録した。また、ベトナム首相府及び関連機関の職員を対象に、日本における電子政府を含むビジネス環境整備に係る取組や経験を共有すべく、技術協力「ビジネス環境整

備にかかる能力向上プロジェクト」を通じて本邦研修と現地セミナーを開催し、先方官房長官からも高く評価された。加えて電子政府政策と両輪になるサイバーセキュリティの能力向上を図る技術協力「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」を開始した。

・ **SDGs の推進・達成に向けた協力**：日米連携により、「責任ある投資（注）を呼び掛けるフォーラム」をヤンゴンにて開催した。ミャンマー国内外から約 350 人が参加し、責任ある投資の重要性や、投資誘致のための一層の改革の必要性について議論が行われた。同フォーラムでは、アウンサンスーチー国家顧問も登壇し、雇用創出に貢献する日本・米国企業に謝意が示された。また、ミャンマーは、マネーロンダリングに関する金融活動作業部会（FATF）にて「監視対象国」入りしており、既定のクライテリアに基づき不備事項の改善が求められている。このような現状を踏まえて、ミャンマーが国際社会から孤立せず、また、海外直接投資に悪影響が及ばないよう、法令等の整備やその実効性の確保について、ミャンマーと日本・機構が長年かけて構築してきた信頼関係やネットワークに基づき、ミャンマー政府が取るべき政策を複数回にわたるハイレベルの政策対話を通じて働きかけ、各種対策への進捗を促した。その結果、副大統領をトップとする省庁横断的な委員会の設置や大統領令、各種法令等の整備が進み、2 月の FATF 全体会合ではミャンマーのグレーリスト入りが決定したものの、多くの国がミャンマーのこれまでの取組を評価し、FATF による対外発表においても、このようなミャンマー政府の取組を前向きに評価するステートメントが出され、ミャンマー政府のデリゲーション・ヘッドを務めたタウントウン投資・対外経済関係大臣からも、機構を含む日本の支援に強い謝意が示された。（SDGs ゴール 16「公正、平和かつ包摂的な社会を推進する」への貢献）。

・ **スポーツと開発**：インドネシアでは、中部スラウェシ州震災 1 周年のタイミングをとらえて、J リーグの「サポユニ for Smile」事業と連携した復興支援イベントを開催した。元サッカー日本代表の巻誠一郎選手が、被災地の約 250 人の子どもたちとサッカーを通じて交流し、日本のファン・サポーターから寄付されたユニフォームをプレゼントした。フィリピンでは、ダバオ市にて、青年育成を目的とした野球教室を読売巨人軍と開催した。同イベントは、戦後日本に帰還した日本人が現地にて続けてきた野球普及活動と連携したものである。ミンダナオ国際大学、教育省、ダバオ市と協力して開催した。ミャンマーでは、円滑な事業実施のための住民協議の補完的活動として、ラカイン州にて事業地域対象住民を対象としたスポーツイベントを開催し、約 400 人のラカイン族、国内避難民キャンプに居住するイスラム系住民、ヒンドゥー系住民らが複数の混成チームを構成してサッカー、リレー、競技に参加、120,000 人を超える観客が集まる大盛況となった。ラカイン州では、ラカイン族とムスリム住民が共同で活動をするイベントが開催されるのはまれであり、これら取組を通じ、対象地域住民の社会的結束の促進に貢献した。

・ **国内連携**：ベトナムで「中小企業・SDGs ビジネス支援事業（旧中小企業海外展開支援事業）」によりカイメップ港の機能向上に向けた物流サービス提供のための案件化調査を実施した。同調査結果を基に、白金運輸㈱（岩手県）がベトナム南部ホーチミン近郊のバリア・ブンタウ省に、初の日系物流倉庫を開業した。同省において機構支援の下で検討された「地方起点経済成長方針」の中には「産業構造強靱化」「国際物流拠点化」等が含まれており、同方針に寄与するとともに、同社の強みである 3PL（3rd Party Logistics）のノウハウをいかし、共同配送や流通加工等を導入することで利便性が向上し、円借款で支援した同省の「カイメップ・チーバイ国際港」の更なる機能向上と活性化に寄与することが期待される。

・ **他援助機関との連携強化**：フィリピンではアジア開発銀行（ADB）が「南北通勤鉄道延伸事業」

への 27 億 5 千万ドルの融資を決定したことで、過去最大規模の協調融資が実現した。同事業を含む、フィリピンの鉄道分野では、ADB が鉄道事業の民間オペレーターのトランズアクションアドバイザーを提供し、機構が日本の学識経験者を派遣して鉄道事業の運営・維持管理について助言を行うことで連携した。ミャンマーでは、協調融資を念頭に置いた円借款「東西経済回廊整備幹線道路整備事業（バゴー・チャイトー間新道路）」の協力準備調査を実施し、ミャンマー政府及び ADB と案件内容の基本合意に至った。また、2019 年 11 月の ASEAN 関連首脳会議で発表した「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」の下、機構とアジア開発銀行（ADB）間の信託基金（LEAP）」を通じ、ADB は、ベトナム初の水上太陽光発電、東部経済回廊におけるコンバインドサイクル・ガスタービン発電所の建設・運営に関する融資契約に調印した。さらに、LEAP を通じて、ADB は、インドネシア・フィリピン・大洋州諸国を対象とした低コスト・高速のインターネット通信環境整備に係る融資契約にも調印した。

・ **外国人材の受入環境整備**：機構のイニシアティブにより、ベトナムでは、「技能実習制度と ODA の連携可能性検討に係る情報収集・確認調査」を実施しており、各スキームでの連携を引き続き検討している。さらに、フィリピンでは、「外国人材送り出し促進セミナー」を国際交流基金と共催し、外国人材への日本語教育が日本への人材送り出しのボトルネックになっていることを踏まえ、日本語教育機関に対して海外投融資の活用を紹介するとともに、海外投融資案件の形成促進を図った。

(2) 大洋州

大洋州地域は、自然災害や気候変動への脆弱性、水不足や廃棄物処理を含む近代化に伴う環境問題の顕在化、複雑化する海洋問題等の問題を抱えている。こうした状況に対応し、当該地域において「自由で開かれたインド太平洋」の実現を支える地域環境を維持・促進するため、海洋秩序の維持や大洋州地域の自立かつ持続可能な発展に主眼を置き支援した。具体的には、太平洋島嶼国にとって生命線である海洋インフラ整備、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等を重点領域として支援したほか、太平洋島嶼国が大きく影響を受ける気候変動への対策、G20 でも大きく取り上げられた海洋プラスチックごみ対策に資するもので長期にわたり広域で支援を続けている廃棄物処理対策をはじめとする環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応、自立かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備、貿易・投資や観光分野の支援、「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」の拡充を含む人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等の支援に取り組んだ。

① 日本政府の政策及び地域別公約への貢献

・ **PALM8 における主な協力・支援策**：第 8 回太平洋・島サミット（PALM8：The Eighth Pacific Islands Leaders Meeting）の公約（3 年間（2018 ～ 2020）で、5,000 人以上の人材育成・交流）に関し、機構は総計 2,174⁸⁶ 人の人材育成及び 437⁸⁷ 人の人的交流を実施した。

② 重点領域への支援

ア) 海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等

・ ミクロネシアに対して、海上物流を改善するため、首都に位置するポンペイ港を拡張するための調査を実施する計画を立てた。大洋州諸国に対してはこれまでも複数国に対して生命線ともいえる港湾整備に係る資金協力を実施しているが、新たにミクロネシアに対しても支援を開始するも

⁸⁶ 暫定値

⁸⁷ 暫定値

のである。また、資金協力により整備された港湾施設が効率的かつ持続的に維持管理されるよう、地域機関である太平洋共同体（SPC）を通じて各国の港湾関係者の能力向上を支援すべく、SPC にアドバイザーを派遣する手続きを進めた。

- ・ その他、船舶安全、海上犯罪取締り、違法・無報告・無規制漁業の抑止、資源管理型漁業の推進等の研修を実施した。

イ) 気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応

- ・ 自然災害に極めて脆弱な太平洋島嶼国への気候変動対策として、サモアに本部を構える太平洋地域環境計画事務局（SPREP）に対して、無償資金協力「太平洋気候変動センター建設計画」を実施し、研修施設等からなる太平洋気候変動センターが完工した。このセンターの建設により、太平洋島嶼国の行政官を対象に気候変動分野（適応・緩和、資金アクセスへの向上）の研修が効率的・効果的に実施できるようになり、技術協力「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」が開始された。
- ・ フィジーでは、防災担当部局の防災活動の実施能力の強化を目指す技術協力「防災の主流化促進プロジェクト」を開始するとともに、災害発生後の復旧時に増大する資金ニーズに備えるための有償資金協力「災害復旧スタンドバイ借款」の L/A を調印締結した。
- ・ 再生可能エネルギーを積極的に導入する方針を定めている太平洋島嶼国の取組を後押しするため、フィジーを拠点にキリバス、ツバル、マーシャル、ミクロネシアを対象に、太陽光や水力等による発電とディーゼル発電の最適運用に関する技術協力「大洋州地域ハイブリッド発電施設導入プロジェクト」を通じて能力強化支援を実施した。
- ・ 小島嶼国の遠隔性・狭小性・隔絶性といった特性と生活様式の近代化から廃棄物の処理が大きな課題となっている大洋州 9 か国を対象に、技術協力「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクトフェーズ 2」を通じて持続可能な廃棄物管理に関する人材育成を実施した。

ウ) 自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備及び貿易投資や観光分野の支援

- ・ パラオにおいて、同国初の官民連携（PPP）インフラ事業であり、機構として大洋州地域初の海外投融資「国際空港ターミナル拡張・運営事業」の貸付契約を締結した。本事業により、パラオの玄関口である同国唯一の国際空港を拡張・運営し、観光客数の増加に対応することで、GDP の約 75%、外貨収入の約 80%、雇用の約 40%を占める同国の基幹産業である観光業の発展に寄与する。また、本事業は、双日㈱、日本空港ビルデング㈱の両社にとって海外での空港運営事業に初めて参画する事業で、日本のインフラ輸出戦略を後押しするものであるほか、貸付契約に調印した 2019 年はパラオ独立 25 周年に当たり、パラオと日本のパートナーシップを象徴する事業となった。
- ・ 自然災害に脆弱な太平洋島嶼国に対して、自然災害に強く、経済活動、社会サービスへのアクセス向上等に資するインフラ整備支援を継続的に実施した。バヌアツでは、無償資金協力「テオウマ橋災害復興計画」の贈与契約（G/A）を締結し、パプアニューギニアでは、無償資金協力「ニューブリテン国道橋梁架け替え計画」が完工した。また、これらインフラが持続的かつ災害時にも利用されるよう、運営維持管理能力向上等に資する技術協力や将来の道路整備計画の策定支援を実施した。

エ) 人材育成、人的交流の活性化への支援

- ・ 大洋州各国の開発を担う将来の幹部候補人材の育成に向けた「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」を通じて 40 人の留学生が卒業し、修士を取得したパラオの研修員

は、帰国後、日本での研究が同国内の新聞で取り上げられた。また、JICA 開発大学院構想を取り入れた Pacific-LEADS の後継プログラム「SDGs グローバルリーダー・コース」に 17 人の留学生を受け入れた。研修員は、政府関係機関のみならず、民間企業でもインターンシップを実施しており、研修員及び受入企業の双方の学びにつながっている。

オ) 健康・スポーツ増進に係る支援

- ・ 大洋州地域では、糖尿病や心血管疾患などの非感染症（NCD）が死因の約 8 割を占めていると推計されている。フィジー及びキリバスを対象に技術協力「生活習慣病（NCD）対策プロジェクト」を実施し、NCD 予防対策強化支援、NCD 対策のための保健システム強化を含めた効果的な保健サービスの拡充などを支援することで、健康・スポーツ増進に寄与している。

③ 戦略的な取組及び成果

- ・ **援助協調**：フィジーでは機構が作成したナンディ川洪水対策のためのマスタープランに基づき、機構、ADB、豪の間で適宜意見交換・情報共有を行い、各機関で具体的な洪水対策工事や資機材等の支援を検討しており、機構はナンディ川洪水対策計画協力準備調査を実施している。また、パプアニューギニアでは 2018 年 11 月 APEC 首脳会議開催時に日・豪・米・ニュージーランド・パプアニューギニア政府が「電化パートナーシップ共同声明」に合意した。現在 13%程度とされる電化率を 2030 年までに 70%まで向上させるべく、機構は円借款「ラム系統送電網改修事業」を実施しており、電化率向上・電力供給の信頼度向上に資する事業を実施中である。
- ・ **日本の経験・知見の活用**：太平洋島嶼国と地理的・気候的に類似点の多い沖縄の経験や技術をいかし、再生可能エネルギー導入、水産業多様化と資源の持続的利用、沿岸・海洋生態系保全等の研修を実施した。また、サモアでは沖縄連携による「サモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」を実施し、本邦研修の受入や専門家の派遣などで沖縄県の経験・知見を活用した。

No.5-2 南アジア

南アジア地域は、若者の割合が多い人口構成や莫大な消費活動を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。一方、同地域はサブサハラ地域に次ぐ貧困人口を有し、格差も大きく、自然災害にも脆弱である。こうした状況及び主要な外交政策である「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえ、当該地域に対しては、質の高い経済成長、自由で民主的な社会の基盤造り、貧困悪化に伴うダウンサイド・リスクへの対応、日本の国益に資する開発協力等に主眼を置き支援した。具体的には、域内及び他地域との連結性強化、投資環境整備を含む産業競争力強化、平和と安定及び安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応を重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」及び「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」：インドとは首脳による年次相互訪問が慣例となっており、強固な二国間関係を構築しているが、2019 年度はインド北東部州の治安悪化等で年次相互訪問による首脳会談が実現しなかったものの、2014 年首脳会談時の「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」のための東京宣言（今後 5 年間で官民合わせて 3.5 兆円の対印投融資の表明）に基づき、円借款「貨物専用鉄道建設事業（フェーズ 1）（第四期）」などの案件形成を行い、2019 年度の借款供与国中、最高額となる約 3,744 億円の新規借款を供与し、日印両国の関係深化に貢献した。「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業」に関しては、事業の実施に必要な人材育成の一環で、インド政府の要請に基づき

本邦研修を実施し、2019 年度にはインド鉄道省職員等累計 294 人が日本の質の高い鉄道技術、システム等の知識を習得した。

- ・ 「**日バングラデシュ包括的パートナーシップ**」：バングラデシュに対する支援は、独立以来の良好な二国間関係の強化、南・東南アジア間の連結性の強化、貿易・投資等の経済関係の更なる拡大、SDGs の達成支援、また、日本政府の「自由で開かれたインド太平洋」の推進に寄与するものであり、2019 年度は同パートナーシップに基づく第 40 次円借款として、対バングラデシュ支援では過去最高水準の 2,758 億円の新規円借款を供与し、経済インフラ開発等を推進した。また、円借款によるダッカ郊外の経済特区開発に関し、バングラデシュ経済特区庁と日系商社の間で日系専用工業団地の開発に係る合弁契約を締結した（日系専用の経済特区開発は同国初である）。
- ・ 「**日スリランカ包括的パートナーシップ**」：インド洋の地政学上の重要拠点であるスリランカとは、2015 年両国首脳により表明された共同宣言で、①投資・貿易の一層の促進、②国家開発計画に係る具体的協力の促進、③海洋事項に係る協力、④国民和解・平和構築に係る具体的協力の促進に言及しており、2019 年度は特に、②に関連した都市交通（LRT：Light Rail Transit）システム導入事業を開始したほか、コロンボ南港東コンテナターミナル整備事業（ECT）の準備に着手した。また、自由で開かれた海洋の秩序構築に向けて、海上保安に関連して油防除指導の専門家派遣を実施した。

② 重点領域への支援

ア) 経済基盤の構築、連結性の向上

- ・ ブータンでは、建設業界を中心に労災事故の多発が大きな課題になっているが、過去 3 年間にわたり、機構ブータン事務所主導で、政府高官や事業関係者を集めたセミナーや現場での指導協力を重ねてきた。その結果、12 月にブータン政府が自ら「工事安全フォーラム」を企画・主催し、労働人材大臣、公共事業大臣が出席の下、労働人材省がブータン建設業界との間で、工事安全の取組強化のための覚書（MOU：Memorandum of Understanding）を締結し、労災事故多発の主な要因の一つでありながら一般的に行われて来なかった建設会社による安全担当者の配置や人材育成が合意される等、経済基盤構築の前提となる土台作りに貢献した。また 6 月には、同国における包括的な開発計画作成を目的に、技術協力プロジェクトにより策定支援した全国総合開発計画が政府 HP にて公開された。同計画のローンチイベントでは、策定が検討されている政府方針への反映を政府高官が公言されるほか、現在同計画内容の多くが反映された「国土空間法（National Spatial Act）」が国会審議中である。
- ・ バングラデシュでは、民間セクター開発に係る包括的な支援を展開した。円借款「外国直接投資促進事業」では、ダッカ近郊のアライハザール経済特区の開発に向け、特区運営を担う特別目的会社（SPC）への EBF（Equity Back Finance）、周辺インフラの整備、入居企業向けツー・ステップ・ローン等を実施した。特に、本邦企業と先方政府機関の合弁で SPC が設立され、機構初の取組となる EBF の貸付実行を達成した。EBF の実施により本邦運営企業の投資を後押しし、また、バングラデシュ初の本邦企業向け経済特区の開発により投資環境の改善に大きく寄与した。また、技術協力「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」では、経済特区内での事業開始に係る許認可を一括して行うワンストップサービスセンター（OSSC）の運営開始を支援し、開所式には首相投資アドバイザーをはじめ約 300 人の関係者が参加した。同プロジェクトでは外国直接投資と国内産業の連関強化を目指し、将来性が有望視される自動二輪産業で部品の輸入代替に向けた現地調達支援を展開中である。その他、円借款で整備される MRT 各線とダッカ市内公共交通の料金

システムを統合し IC カードの導入を行う技術協力「ダッカ市都市交通料金システム統合のためのクリアリングハウス設立プロジェクトフェーズ 2」を開始したほか、「日本市場をターゲットとした ICT 人材育成プロジェクト」等を通じて経済成長の基盤となる人材育成を推進した。

- ・ インド北東部地域は、中国を含む 5 か国と国境を接する地政学及び経済的な要衝で、同地域とインドの他州や周辺国との連結性強化は、日印両政府から「自由で開かれたインド太平洋」の実現に大きく資する重要課題と考えられている。2019 年度はインド及びバングラデシュ両政府の協力で進められている、インド北東部トリプラ州とバングラデシュのチッタゴン港をつなぐ国際回廊計画の一部を担う、トリプラ州北部の国道 208 号線における道路改善事業を新規承諾、また、同区間に接続する同州南部から国境までの区間の事業形成にも着手した。これら事業の推進により、従来海に面していなかったインド北東部から、チッタゴン港を介した海運へのアクセスが改善され、同地域内外の物流拡大と経済発展が見込まれ、日本がバングラデシュで進めている連結性・地域開発事業との高い相乗効果も期待されている。同事業の戦略的重要性等に鑑み、インド政府からの要請意向を 5 月に受領した後、案件形成の迅速化を最大限に図り、通常インド政府からの最初のコンタクトから案件承諾までに 1 年～ 1 年半程度かかるところを、約 10 か月で L/A 調印に至った。
- ・ スリランカでは、円借款「ケラニ河新橋建設事業」を通じて、主要幹線道路からコロンボ市内へ通じる玄関口として交通の要衝であるケラニ新橋及び高架アクセス道路等の建設を進め、また、円借款「コロンボ都市交通システム整備事業」を形成し、都市化が進むコロンボ都市圏で深刻化している渋滞問題等の改善に向けた協力を進めている。さらに、コロンボ港の国際競争力強化と域内連結性の強化に向けた ECT 整備事業についても準備に着手した。同港の整備については、「自由で開かれたインド太平洋」への貢献から早期の実現が期待されることから、日印スリランカ 3 か国政府による ECT 開発に係る覚書締結を支援したほか、初めて同一の協力準備調査において「インフラ整備（円借款）」と「港湾運営（海外投融資）」の双方を Terms of Reference (TOR) とすることで、港湾ターミナルの総合開発を目指すなど、難易度の高い取組を行った。
- ・ パキスタンでは、国道 70 号線山岳区間を改修する円借款「東西道路改修事業」の難工事となる山岳区間につき、日本企業の技術を駆使して完成した。これにより、従来通れなかったコンテナ車が通れるようになり、パキスタンとアフガニスタンやイランとの物流の活性化に貢献した。

イ) 平和と安定、基礎的行政サービスの向上

- ・ バングラデシュでは、警察の警備能力強化に向けた技術協力プロジェクトを実施中である。また、ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプにて、国際移住機関 (IOM) と機構の連携による給水施設が完成し、2019 年 7 月に完工式を開催した。深さ約 400 メートルの深井戸が掘削され、IOM が給水網整備を行った給水施設は避難民キャンプ内で最大規模であり、約 3 万人の避難民が安全な水を利用できるようになった。本給水事業実施に当たっては、「公衆衛生工学局総能力強化プロジェクト」（技術協力）を通じた地下水賦存量調査の結果や、無償資金協力「地下水調査及び深層帯水層水源開発計画」にて供与された井戸掘削機が活用された。
- ・ スリランカでは、2009 年に終結した国内紛争の前後から復興支援を継続した。国内紛争終結後 10 年にあたる 2019 年には、これらの案件群の成果を整理し、今後の平和と安定に向けた協力の検討を行った。また、司法人材育成や薬物対策の技術協力、4 月に発生した連続爆破テロ事案を踏まえたテロ対策のための技術協力を実施し、同国の平和と安定、行政サービスの改善に貢献した。
- ・ ネパールでは、2015 年の震災 4 周年に際しセミナーを開催し、日本の震災復興に係る取組を共

有した。また震災復興から防災への取組が進み、災害リスクの削減抑制を図る技術協力「都市強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト」が開始されるとともに、毎年洪水被害に見舞われるタライ地域のハザードマップ整備を目指す無償資金協力「数値標高モデル及びオルソ画像整備計画」を形成した。本案件はデジタル地形図を作成する初の無償資金協力である。

- ・ アフガニスタンでは、未来への架け橋・中核人材育成プロジェクトを通じ 30 名のアフガニスタン人政府職員に対する大学院での学位取得を推進した。卒業生にはアフガニスタン政府の工学システム開発機構長官やその他省庁幹部に昇進するものも出てきており、若手政府職員の能力向上を通じ、政府の自立に貢献している。
- ・ モルディブでは、多額の対外債務を抱えマクロ経済に不安を抱える同国に政策提言を行うべく、マクロ経済・財政政策アドバイザーによる技術協力を開始した。当該分野には多数のドナーが存在する中、IMF、世銀、米国財務省及び米国国際開発庁（USAID）と協力内容の調整を行いながら案件を形成したほか、実際の政策提言に際しては、IMF4 条協議等国际機関の動向を踏まえつつ、モルディブと主要国との関係にも配慮した提言を行う必要があるなど、バイドナーとして極めて難易度の高い取組を行った。

ウ) 基礎生活分野の改善

- ・ **Human Capital** : **Human Capital** を推進するため、パキスタンでは第 2 回 **Human Capital Summit** を世銀と連携して開催した。この中で機構理事長が基調講演を行い、機構の **Human Capital** に係る取組をパキスタン政府幹部やアカデミア、援助関係者に広く共有した。
- ・ **農業・農村開発** : インド・グジャラート州において、マングローブ林や、草地、森林、湿地等の生態系が持つ多様な機能をいかし、サイクロンによる高波や、大雨による洪水被害の防止・低減、塩害の防止等を通じた農家の生産性向上等に資する「生態系インフラストラクチャー開発」を初めて大規模に実施する「グジャラート州生態系再生事業」を承諾し、CSR を通じた民間企業連携等の導入等の取組も組み込み、森林分野開発のアプローチの多様化や、同分野の開発の持続性向上に向け新たな方向性を示した。ブータンでは農業生産性を向上すべく、農業機械化を推進する無償資金協力「第二次賃耕のための農業機械整備計画」、灌漑整備の能力向上を図る技術協力「灌漑計画・設計・施工管理能力強化プロジェクト」を形成した。スリランカでは、農薬化学肥料の適正利用のための技術協力を開始したほか、乾燥地域におけるため池整備（円借款）の調査に着手した。アフガニスタンでは、これまで **Peace Medical Service (PMS)** の中村哲医師と連携して支援したコミュニティ灌漑を全国規模に広げるべく、ガイドラインの作成に着手した。
- ・ **教育** : スリランカでは、初等教育の完全普及・終了の達成を支援すべく、同国教育政策に掲げられるインクルーシブ教育の推進に向けた技術協力を実施したほか、南アジア随一のスピードで進展する高齢化対策の分野において、技術協力及びセクター調査の開始に向け準備中である。ブータンにおいては、スキルベース教育をブータン国内に組み入れ、デジタルファブリケーションを通じて社会問題を解決することを目的に、「デジタルものづくり工房（ファブラボ）による技術教育・普及促進プロジェクト」の討議議事録（R/D）署名を行った。パキスタンでは、これまで実施してきたノンフォーマル教育に係る支援モデルを拡大するため、世銀の資金を活用した連携案件を形成した。

② 戦略的な取組及び成果

- ・ **自治体・民間企業との連携** : 日本政府は「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」に基づき ASEAN 地域を中心に、質の高いインフラ、金融アクセス・女性等支援、グリーン投資の分野について、

民間を含む資金の動員を目指しており、本イニシアティブの下、インドでは海外投融資事業として中小零細事業者支援事業の L/A 調印を行った。また、バングラデシュ「日本市場をターゲットとした ICT 人材育成プロジェクト」では、労働人口の減少が進む日本の地方部と、若年層を豊富に擁し就労機会が不足するバングラデシュ双方の課題解決を目的とし、宮崎市、宮崎大学、地元の民間 IT 企業等と連携し実施している。2019 年度には受講生 80 名のうち 67 名が企業から内定を得た（うち 47 名が日本国内の企業から内定を獲得）。また、2020 年度の事業終了後も持続性のある取組とすべく、事業引継ぎ機関の選定等の出口戦略の検討を進めた。モルディブでは、自然環境や地理的条件が類似する沖縄県の産官学の知見・技術をいかし、同国の環境分野の課題（水不足、廃棄物管理、サンゴ礁の劣化・減少）の解決に貢献するための調査に着手した。

・ **ドナーとの連携：**世銀他ドナーとの共同研究結果の共有を目的に、「南アジア地域・経済回廊開発セミナー」を世銀と共催し、民間や研究機関、各国大使館、留学生を含む 100 名以上の参加を得、南アジア地域全体のインクルーシブかつ持続的な成長の実現に向け、国を超え地域を超えた様々なパートナーとの協働の機運が高まった。また、2 月には JICA-IMF 国際会議において初となる南アジア地域を題材としたセッションが企画され、南アジア部長が登壇し、同研究成果の更なる発信に努め、IMF 及び各国財務当局の同地域発展への関心を喚起した。

No.5-3 東・中央アジア、コーカサス

東・中央アジア、コーカサス地域は、市場経済に移行した旧社会主義国が多く、地政学的にも重要な位置にあることから、当該地域が開かれ、長期的にも安定し持続可能な発展を続けることが求められている。こうした状況を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化・雇用確保、インフラ整備・連結性強化、人材育成を重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

・ 戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画で掲げられている経済分野への支援において、円借款で支援している新ウランバートル国際空港を本邦の企業連合が運営することが決定し、2020 年 7 月の開港に向け準備が進んでいる。機構は新ウランバートル国際空港の建設と並行し空港の運営管理などに関する技術協力を通じて日本の知見や事例をモンゴル側へ紹介するとともに、本邦企業関係者とモンゴル側関係者との意見交換の機会を提供し、本邦企業の運営権交渉の促進に向けた側面支援を実施した。円借款と技術協力を効果的に連携させることでハード及びソフトインフラをパッケージで支援・提供した。

・ 日本政府の「中央アジア+ 日本」対話にて、新たな地域共通テーマとして掲げられている観光分野において、広域での取組を視野に入れつつ、キルギスにおける開発調査、ウズベキスタンにおける観光専門家派遣に係る案件を形成した。

② 重点領域への支援

ア) 質の高いインフラ

・ ウズベキスタンでは、高効率ガスタービンの導入を目的とするナボイ火力発電 3 号機建設事業に係る L/A 及び初の OM 借款として同国向け電力能力強化事業に係る L/A を承諾した。こうした先進的なインフラ設備・技術の導入と効率的な運営体制構築のための人材育成支援により、経済成長に伴う電力需要の増加に対応するとともに、自国の貴重な資源である天然ガスの有効利用にも資することが期待されている。

- ・ アゼルバイジャンの円借款「シマル発電所建設事業」で同国の電力の 10%を供給するシマル複合火力発電所の 2 号機が完工した。設計から完工まで約 12 年にわたり尽力したコンサルタントのプロジェクトマネージャー及び同企業が同国大統領より「進歩勲章」を授与された。

イ) 高度産業人材の育成や農業分野の支援等、産業多角化に資する事業

- ・ モンゴル農牧業バリューチェーン構築のためのマスタープラン案の作成について、事前調査を終了し、本格調査に向けた準備を実施した。ウズベキスタン向け園芸農業ツー・ステップ・ローンの L/A に調印した。ウズベキスタンの主要産業の一つである農業において、金融アクセスの改善を通じた同分野の輸出力強化や雇用促進に貢献が期待される。
- ・ ウズベキスタン、キルギス、カザフスタンでの日本センター支援を継続し、従来からのビジネス人材育成に加え、日本の民間企業とのビジネスマッチング支援等も展開した。タジキスタンでも、日本センターの知見をいかしてビジネスインキュベーターに係る技術協力プロジェクトを開始した。

ウ) ガバナンスの強化・人材育成

- ・ 無償資金協力で整備した「日本モンゴル教育病院」が開院した。同国初の教育病院で、保健人材育成及び非感染性疾患を含む医療サービスの提供体制の確立に貢献するもので、開院式典にはモンゴル首相等が出席し、民主化以降の我が国協力の象徴として意義を表明した。
- ・ 親日家・知日家の育成に効果が高い JDS 留学生としてウズベキスタン、タジキスタン各国からそれぞれ 17 名、13 名を受け入れた他、それと重複しない領域で技術協力でウズベキスタン、タジキスタン、ジョージアからの留学生受入を開始した。

エ) 域内及び他地域との連結性、国内の格差の是正

- ・ モンゴルの国家総合開発計画策定を支援するためのマスタープラン案の作成を開始した。
- ・ 中央アジア・コーカサスにおける社会サービス分野の格差是正のため、タジキスタン向け救急車整備に係る G/A を承諾したほか、ウズベキスタンの都市と地方の医療格差是正に向けた無償資金協力によるスクス教育病院医療機材調達、円借款による脳神経センター建設及び医療機材供与に係る協力準備調査を開始した。教育分野ではジョージアの地方教育水準向上の案件形成のため、教育大臣等の要人を招聘した。

オ) 民間セクター開発

- ・ モンゴルで日本センターを通じて、同国企業と本邦企業とのマッチング機会を提供した。技能実習生送出しについても、日本語教育などの支援について検討するとともに、茨城県や熊本県など関心を有する自治体や在京モンゴル大使館との面談を実施した。
- ・ 国内拠点及び JETRO と連携して中央アジアのビジネス環境等について日本国内 3 か所で紹介セミナーを実施し、中央アジアの 3 事務所長が登壇したほか、日本・ウズベキスタン経済合同会議の場で機構の対ウズベキスタン協力に関するプレゼンテーションを実施した。

③ 戦略的な取組及び成果

- ・ **対中 ODA 終了後の新たなパートナーシップ**: 対中 ODA40 周年を振り返る写真展及びシンポジウムを中国で開催し、中国側関係者と共に 40 年にわたる ODA の歴史や成果を確認した。同写真展及びシンポジウムには、中国の経済発展における日本の貢献を知らない中国の若い世代も多数参加しており、日本の ODA の役割・貢献等を幅広く紹介したほか、新華社(中国国営通信社)、人民網(中国共産党系メディア)、NHK 等、日中の多数のメディアで報道された。また、中国国家国際発展合作署との対話、中国の援助実務機関等との情報交換や知見共有を行い、今後の継続

的な対話に向けた環境を整備した。

- ・ **中国への法整備支援**：機構は 2004 年より中国のビジネス環境整備や改善を目指し、経済法・企業法をはじめこれまで 28 本の法令整備に資する支援を実施し、中国側から高い評価を得ている。その一つの表れとして、中国の法整備支援に尽力した日本人専門家が、中国政府が経済、制度、文化の発展に貢献した外国人へ贈る最高位の「友誼賞」を受賞した。

No.5-4 中南米、カリブ

中南米・カリブ地域は、一定の経済発展を遂げた中進国及び卒業移行国が過半数を占める一方、気候変動や自然災害等への脆弱性や、貧富の深刻な格差等の課題を抱えている。こうした状況を踏まえ、当該地域に対しては、資金協力や技術協力のより一層の戦略的な活用の推進、同地域の安定した経済成長に主眼を置き支援した。具体的には、日・中南米連結性強化構想も踏まえ、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備（経済の連結性強化）防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等（価値と知恵の連結性強化）を重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ **パラグアイでの理事長受勲**：機構の 40 年以上にわたるパラグアイへの国際協力の貢献に対し、機構理事長が同国政府より国家功労賞（大十字勲章）を受章した。同勲章は政治、立法、外交、司法、行政、軍事、科学、文化において国家に知識、才能、美德をもって貢献したものに授与される勲章であり、1865 年に制定された歴史的重みを有する勲章である。
- ・ **IDB との連携**：パリ協定に基づく各国の気候変動対策に向けた取組を支援すべく、機構と IDB の「再生可能エネルギー及び省エネルギー分野における協調融資枠組」の下で、ドミニカ共和国、ボリビア、パラグアイにおける案件形成を進めた。その中でも、パラグアイの「シウダ・デル・エステ都市圏水及び衛生整備事業」は、合意時には中米・カリブ地域向け且つエネルギーセクター向けだった対象を、南米地域さらに水・衛生及び運輸・交通に拡大した 2016 年 4 月以降で、水・衛生セクターにおける交渉開始第 1 号案件となった。また、IDB Lab（中南米の中小零細ビジネスを育成して民間投資を促進するための IDB 内に設置された基金。）との初の劣後協調融資実施や IDB Invest との初の協調融資など新たな分野での連携にも発展した。
- ・ **エクアドル**：2018 年 9 月の首脳会談での共同声明を受けて、エクアドルへの二国間協力を推進した。具体的には「エネルギー構造転換促進事業」の L/A 調印に至るとともに、エクアドルの経済開発に資する新規案件として「貿易促進アドバイザー」の派遣を開始した。「エネルギー構造転換促進事業」は、エクアドルにおける政治・経済の困難を乗り越えての 20 年ぶりの借款再開となった案件で、かつ南米初のドル建て借款である。さらに、上述の IDB との協調融資枠組みにおいて、2016 年に対象が南米地域に拡大してから初の南米案件でもある。なお、これまでエクアドルでは民間資本の支援がなく、ドナーとしては中国とロシアしかいない状態の中でも、機構は、JICA 海外協力隊派遣のみの協力から、地道に同国政府との関係構築・強化を続けてきた。同借款の再開は、エクアドルがここ 20 年乗り越えてきた困難な期間・過程を機構が長年支援した成果が結実したものといえる。
- ・ **南南協力**：第 2 回国連南南協力ハイレベル会合（BAPA + 40）の結果を踏まえ、中南米地域での三角協力や域内先進国のドナー化に向けた協力を積極的に展開した。具体的には、チリと日本の戦略的パートナーシップの下で「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト」を実施し、中

南米域内の防災人材の育成を推進した。また、ブラジル国際協力庁や国連南南協力室（UNOSSC：United Nations Office for South-South Cooperation）との協働により、ブラジルを拠点として第三国研修「南南・三角協力量能化能力強化フェーズ 2」を開始し、開発途上諸国政府のドナー化や南南協力を推進した。さらに、アルゼンチンに対する技術協力プロジェクト「グローバル・カイゼン・ネットワーク展開プロジェクト」をハブとするカイゼン・中小企業支援関連での中南米地域広域協力推進に向けて国際会合を実施した。その他、中南米諸国を対象とする第三国研修を各国で展開した。

- ・ **アマゾン森林火災**：8 月の G7 サミットにおけるアマゾン森林火災に対する支援表明を受け、ブラジル、ボリビアの両国に対し、9 月にテントや医療用品等の緊急援助物資を迅速に供与した。また、ブラジルのアマゾンの森林保全に寄与する新規案件として「先進的レーダー衛星及び AI 技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」（技術協力）の開始に向けた R/D を 12 月に締結した。また、ペルーに対する「森林保全及び REDD+ メカニズム能力強化プロジェクト」（技術協力）も引き続き実施しており、制度インフラとなる森林ゾーニングが進み、森林監視取締りに係る法制度が州レベルでも策定されるなど、着実な成果が見られ始めている。
- ・ **キューバ**：2016 年 9 月の首脳会談時にまとめられた「関係強化に向けた諸施策（ファクトシート）」に記載のエネルギー、交通分野における調査の結果を基に、「全国運輸マスタープラン策定プロジェクト」を実施中であるほか、策定後のマスタープランで想定される優先課題に対する取組として「全国道路・橋梁維持管理国別研修」等の新規案件を形成した。また「再生可能エネルギーの開発に向けた電力セクターマスタープラン策定プロジェクト」につき、2020 年 4 月の専門家派遣に向けた準備を終えた。
- ・ **カリコム諸国**：カリコム（カリブ共同体）を構成する各国の共通課題に対する取組を多国間協力として進めた。具体的には、環境分野ではカリコム諸国で深刻化している海藻（サルガッソー）の実態を探るための情報収集・確認調査を実施し、被害の発生状況や各国による主な対応など状況を把握し、各国関係者と共有した。また、水産分野では「漁民と行政の共同による沿岸水産資源の保全管理強化プロジェクト」を開始した。さらに、2016 年 7 月の日・カリコム首脳会談時の安倍首相の表明に基づき、特に防災分野でドミニカ国への「洪水対策・砂防アドバイザー」専門家の派遣を開始し、緊急度の高い国内 2 か所に必要な構造物の概略設計を作成するなどにより、ドミニカ国の防災対策に大きく寄与した。

② 重点領域への支援

- ・ **気候変動対策**：米州開発銀行（IDB）とともに、主にボリビア、ドミニカ共和国、パラグアイで省エネルギーの促進を通じた気候変動の緩和に資する円借款事業の案件形成に取り組んだ。また、同行とともに、ニカラグア、コスタリカ、ホンジュラス、ジャマイカでも、既往円借款事業の案件実施促進を図った。ニカラグアでは、LED 電球交換等による省エネルギーの促進を行う事業が終了した。コスタリカでは地熱開発による再生可能エネルギーの事業（ラスパイラスII）が完工し、コスタリカ大統領も参加の上で完成式典が実施された。なお、このコスタリカの事業（ラスパイラスII）は、IDB 及び世銀が毎年開催する 2019 年 7 月の GEOLAC（Geothermal Congress for Latin America and the Caribbean 2019：中南米カリブ地域の地熱関係者が集う会合）で地熱最優秀賞（Best Geothermal in the Region）を受賞した。また機構円借款実施部分には三菱日立パワーシステムズ㈱のタービンが導入され、日本における長い地熱開発のなかで培われた日本の技術が同国のクリー

ンエネルギー政策の実現に貢献することとなった。

- ・ **防災分野**：防災分野の三角協力の拠点であるチリでは、「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト (KIZUNA プロジェクト)」を実施し、中南米域内の防災人材の育成に貢献するとともに、チリの防災体制の更なる強化のために「災害リスク軽減のための ONEMI 組織強化プロジェクト」を実施した。また、ペルーでは日本の協力により、中南米地域で初めて緊急警報システムが導入された知見、経験を共有するため、中南米域内を対象とする「地上デジタルテレビ放送及び自然災害時における同デジタルテレビの緊急警報システム (EWBS) への活用」(第三国研修)を実施した。さらに、環太平洋火山帯に位置し、地震や津波のリスクが高いコロンビア、エクアドルの両国に対しては、「地震・津波・火山災害の軽減技術に関する研究開発プロジェクト」、「地震と津波に強い街づくりプロジェクト」をそれぞれ実施し、両国の防災関係機関の能力強化を推進した。その他、2019 年度までニカラグアで実施された「中米津波警報センター能力強化プロジェクト」の取組の深化を念頭に新規案件の形成を進め、エルサルバドルで「地震・津波情報の分析能力強化」や「首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト」を形成した。加えて、メキシコでも、地震観測や耐震建築技術等で中米地域の防災分野の技術をリードしてきた経験を活用し、仙台防災枠組み等の新たな潮流に対応すべく、地域防災計画の普及を目指す「災害リスク管理ガバナンス能力強化プロジェクト」を形成した。
- ・ **都市環境問題**：全国の上水道の普及率が 78%、下水道の普及率が 11%にとどまるパラグアイにおいて、安全で効率的な上下水道サービスの提供及び生活環境の改善を目的に、人口第二の都市圏であるシウダ・デル・エステ都市圏で、上下水道整備を行う円借款案件を、また首都アスンシオン市に近いビジャ・アジェス市の浄水施設の整備を目的とする無償資金協力案件の形成に取り組んだ。
- ・ **格差是正**：戦後日本の農村地域の自立に貢献した「生活改善運動」により、当該地域における格差是正への貢献を図った。具体的には、課題別研修等による中米地域で育成した人材を有効活用し、取組の定着のため、コスタリカに「生活改善広域アドバイザー」を派遣した。また、2016 年の和平合意を経て平和構築に向けた政府や国民による取組が着実に進展しているコロンビアを支援するため、技術協力プロジェクト「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト」、技術協力プロジェクト「一村一品推進プロジェクト」、個別専門家派遣「紛争被害者のための土地返還後のコミュニティー生活向上」、第三国研修「地雷対策」などの協力を実施し、紛争被害者や国内避難民、先住民といった脆弱性が特に高い人々の人間の安全保障に寄与した。2019 年度からは新たに国別研修「平和教育における現職教員研修制度強化」を開始し、学校教育を通じた中長期的な平和構築の取組にも着手した。これら一連のコロンビアの平和構築に係る機構の総合的な協力を通じて、2018 年 12 月に採択された「難民に関するグローバル・コンパクト」の推進に寄与した。また、ホンジュラスにおける生活改善・生計向上を支援する技術協力プロジェクト「金融包摂を通じた CCT 受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト」において、新たなアプローチとして政府機関だけでなく民間銀行の参加も得て、条件付き現金給付を受給している貧困世帯を対象に受給した現金の貯金及び有効活用を核とした事業形態を確立した。
- ・ **中米統合機構 (SICA) を通じた地域協力**：物流・ロジスティクス分野では、中米地域の物流ロジスティクスマスタープラン (M/P) 策定のため、開発計画調査型技術協力プロジェクトを、中米6か国の財務、経済、インフラ大臣の合意の下で開始した。生態系湿地保全の分野では、2019 年3月より開始した技術協力プロジェクトを継続し、主に域内におけるパイロットプロジェクト案の

作成を進めた。ジェンダー分野では、個別専門家「SICA ジェンダー政策策定・実施モニタリング・評価能力体制強化アドバイザー」が採択され、派遣開始に向けた調整を行った。また、個別専門家「地域協力アドバイザー」の派遣を通じ、SICA-JICA 地域協力メカニズムにおける合意形成方法の整理、及び次期地域協力 5 ヶ年計画（2021-2025）案の作成に寄与した。

③ 日系社会との連携強化

- ・ **ペルー：**海外投融資「日系信用組合を通じた中小零細事業者支援事業」のL/A を調印し、ペルーの日系人を起源とする信用組合である Cooperativa de Ahorro y Crédito ABACO（アバコ）に対し、最大 1,000 万米ドルの劣後融資を供与した。本事業は、機構にとって初の劣後融資、ペルーにおける初の海外投融資、IDB Lab との初の協調融資にあたる。本事業は、機構が長年培ってきた日系社会や IDB Lab をはじめとする IDB との強固な信頼関係を踏まえて実現したものであり、更に日系 120 周年を機とした本邦ファンド企業（ミュージック・セキュリティ社）との戦略的な業務協定締結も後押しした。ペルーの日系社会の更なる発展に大きく貢献することが期待される。なお、劣後融資は、ベンチャー企業等の助けとなる金融商品として評価されており、機構の新たな金融アプローチの実績となった。
- ・ **民間企業や自治体等との連携強化：**中南米日系社会との連携強化を目的とした戦略的取組として、機構の国内拠点を中心に連携パートナーの発掘に精力的に取り組み、2019 年度は 13 社の本邦企業をブラジルに派遣した。これまで計 9 回の調査団に参加した企業 16 社から中小企業海外展開支援事業及び民間技術普及促進事業に応募があり、うち 7 件が採択された。本邦企業が、移住先国で活躍する日系人をパートナーとして連携することで、移住先国の開発課題解決に貢献するとともに、中南米地域でのビジネス展開を実現していくことが期待されている。このほか、民間企業や自治体等から提案された日系社会研修、教師海外研修の実施を通じて連携強化を図った。
- ・ **海外移住資料館を通じた広報・啓発：**2002 年に開設した海外移住資料館では、総合学習として来館する生徒に対する教育プログラム、ペルー日本人移民 120 周年記念企画展示「マチュピチュ村を拓いた男 野内与吉とペルー日本人移民の歴史」、「コーヒーが結んだ日系人と日本」、ボリビア日本人移住 120 周年記念企画展示「ボリビアに生きる一日系人の生活とその心」といった企画展示等を実施し、日本人の海外移住の歴史と日系人の活躍について広く理解を促進し、2020 年 3 月には累計来館者 61 万人を超えた。また、移住関連資料の収集・保管及び日系資料館連絡協議会参加による世界各地にある日系資料館との情報交換と連携を進め、JICA 海外移住懸賞論文「中南米地域の邦字新聞を活用した日本人移住に関する諸研究」を公募し学会との連携も深めた。
- ・ **ボリビア：**新規無償資金協力「オキナワ道路整備計画」について、2019 年 8 月に着工した。オキナワ移住地、そして同移住地が位置するサンタクルス県の更なる発展に向けて大きな裨益効果が期待される。

④ 戦略的な取組及び成果

- ・ **ブラジル：**開発大学院連携の一環として、サンパウロ大学法学部に日本の近代化や開発経験を研究するための講座「日本開発研究プログラム（フジタ・ニノミヤチェア）」を開設した。瑞宝中綬章も受勲されている日伯友好に尽力されてきた二宮正人サンパウロ大学法学部教授のような人材を育成するプロジェクトである。開発途上地域でこのような知日派リーダーの育成に資する講座の開設は、機構イニシアティブによる機構初の取組である。ブラジルは約 190 万人の日系人（世界全体で約 360 万人）が在住する世界最大の日系社会があり、かつサンパウロ大学は各方面での指導的人材を多く輩出している大学であることから、本講座による人材育成を通じて、日伯の強

固な関係構築・強化することが期待される。また、機構の協力終了後にも持続的に同講座を運営するため、機構の働きかけを通じて(株)三菱 UFJ 銀行の協力を取り付け、同行の寄付金が講座運営に活用されるなど、民間資金も導入されている。

・ **ホストタウン実現への機構による支援**：首相官邸ホームページのホストタウン一覧にて、ニカラグアと甘楽町、ホンジュラスと片品村、ベネズエラと駒ヶ根市などにおいて、機構や機構事業を縁としてホストタウン決定に至った経緯が紹介された。特に、ニカラグアと甘楽町のマッチングにおいては、甘楽町が「次長の熱意にほだされた」と機構職員の個人名を挙げるほど、大きく貢献した。

No.5-5 アフリカ

アフリカ地域では、持続的で包摂的な成長と貧困削減・格差是正に向けて、TICAD プロセスを通じて高まっているアフリカの開発「オーナーシップ」を支え、アフリカの自立的発展を目指した開発支援を実施した。具体的には、回廊開発、カイゼン、UHC、IFNA 等を重点領域として支援するとともに、科学技術イノベーション（STI）を取り込んだ開発アプローチの検討・実践に取り組んだ。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

・ **TICAD 7 成果文書への貢献**：日本政府に対しイノベーションを活用したアフリカ開発の施策・可能性について機構が提案した。また、「TICAD 7 における日本の取組」（以下「日本の取組」）の検討過程において、外務省、関係各省、国際機関、民間企業等と共に議論に参加し、機構が準備した機構の貢献策案を提案した。その結果、「日本の取組」48 項目のうち約 40 項目が機構関連の取組となり、その策定に大きく貢献した。

・ **「日本の取組」の 3 本柱のうち「経済」分野への貢献**：産業人材の育成に関し、9 月から「ABE イニシアティブ3.0」の第一期生66 名を40 か国から受け入れた。イノベーションと投資の促進に関し、「TICAD 7 官民円卓会議民間からの提言書」に基づき設置されたアフリカビジネス協議会の事務局を、機構が関係省庁や他団体と共に担い、5 つのワーキンググループを含め同協議会の運営を行った。また、アフリカ発スタートアップ企業と日本企業のマッチングに向けて、TICAD 7 の開催に合わせ JETRO 及び UNDP と共にピッチイベントを開催した。さらに、アフリカ向け海外投融資の促進のため、TICAD 7 の際にアフリカ開発銀行との覚書を署名した。連結性強化に向けた質の高いインフラ投資に関し、インフラプロジェクトを官民で推進するためにも、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブ（EPSA4）を TICAD 7 の際に立ち上げた。債務持続可能性の確保に関し、債務持続可能性に課題を抱えるザンビアへ 8 月にマクロ経済政策アドバイザーを派遣するとともに、同国を含めた 7 か国を対象に公的債務管理に関する研修を実施した。

・ **「日本の取組」の 3 本柱のうち「社会」分野への貢献**：TICAD 7 の機会に打ち出されたアフリカ健康構想を進めるための情報収集・確認調査を実施し、民間事業によるヘルスケアの充実化を図るためにも、日本企業等に対して調査結果に関する説明会を開催した。また、5,000 人の科学技術イノベーション高度人材育成を進めるため、汎アフリカ大学（PAU）の科学技術イノベーション分野の拠点大学（ジョモ・ケニヤッタ農工大学）を支援する技術協力のR/D に署名した。

・ **「日本の取組」の 3 本柱のうち「平和と安定」分野への貢献**：南スーダンにおける平和構築支援、ウガンダとザンビアにおける難民受入コミュニティへの支援や難民の自立支援、アフリカ諸国の司法、警察、地方行政等における制度構築や行財政能力の強化に資する人材育成等を実施した。

② 重点領域への支援

ア) 回廊開発

- ・ TICAD V 及び VI にて表明された 3 重点回廊（東アフリカ北部回廊（ケニア、ウガンダ、ルワンダ）、ナカラ回廊（モザンビーク、ザンビア、マラウイ）、西アフリカ「成長の環」（ブルキナファソ、コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ベナン、ナイジェリア））に関し、以下のとおり、各マスタープラン調査（技術協力）で策定し広域開発計画で特定されたインフラ案件を有償資金協力、無償資金協力にて実施した。
- ・ **東アフリカ北部回廊**：アフリカで最長となる斜張橋の建設及び周辺道路の改良を行う円借款「モンバサゲートブリッジ建設事業（第一期）」の L/A を締結した。また、モンバサ経済特区に必要な港湾、道路、電力等のインフラを建設する円借款「モンバサ経済特区開発事業（第一期）」の L/A も締結し、東アフリカ北部回廊の起点かつ最重要となるモンバサ地域の総合開発を促進した。
- ・ **ナカラ回廊**：2016 年 11 月にモザンビーク政府が閣議決定した「ナカラ回廊経済開発戦略」に基づき、運輸・電力インフラ開発、産業開発、人間開発等に資する案件を形成した。特に、ナカラ回廊地域一帯に安定的な電力供給を図るために、無償資金協力「ナカラ緊急発電所整備計画」の G/A を締結した。12 月の円借款「マンディンバーリシンガ間道路改善事業」の開通式にはニュシ大統領が出席し、開通式後の同大統領との面談では、本案件を含めたナカラ回廊地域における機構の支援へ感謝が述べられた。
- ・ **西アフリカ「成長の環」**：コートジボワールにて西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）主催による「西アフリカ成長リングマスタープラン投資促進セミナー（資金動員会合）」（関係国の閣僚、世界銀行や欧州ドナー、民間企業の代表者など約 250 名が参加）の開催を全面的に支援し、日本企業向けのセミナーも開催した。また、回廊を構成するインフラ案件である無償資金協力「ワガドゥグ東南部タンソババイパス道路改善計画」の着工式にはブルキナファソのカボレ大統領が出席し、日本による質の高い協力を期待と感謝の言葉を述べるとともに、西アフリカ成長の環に基づく今後の協力にも期待が寄せられた。さらに、無償資金協力「日本・コートジボワール友好交差点改善計画」の開通式、有償資金協力「アビジャン港穀物バース建設事業」の着工式が開催された。これらの案件はいずれも域内の連結性の強化や物流の円滑化に資するもので、ひいては域内の産業振興や投資促進にも寄与する。

イ) カイゼン

- 「アフリカカイゼン年次会合」を、チュニジアでアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）との共催にて開催した。同会合は、2019 年で 4 回目の開催であり、過去最大規模となる約 200 名が参加し、知見の共有や TICAD 7 に向けた提言作成等を実施した。また、前回の年次会合での提言を踏まえ、機構は、アフリカ全土で「優良事例の発掘・共有」及び「普及・相互啓発」を目的とした「アフリカ・カイゼンアワード」の準備を主導し、AUDA-NEPAD とアフリカ大陸で初めて実施した。同アワードには 8 か国 16 社から応募があり、関係機関と共に受賞企業の選定を行った結果、エチオピアとタンザニアの企業が最優秀賞に選ばれた。両企業は TICAD 7 に合わせて訪日し、機構が開催したサイドイベント「イノベーションを通じたアフリカの社会・経済構造転換」にて発表した。このような取組を通じて、アフリカ域内でのカイゼンの普及・面的展開を一層促進した。

ウ) UHC

- ・ ナイジェリアへの無償資金協力「ナイジェリア疾病予防センター診断能力強化計画」の G/A を締

結。本案件は、ナイジェリア疾病予防センターの国家標準検査室敷地内に、バイオセーフティ・レベル 3 の封じ込め検査施設等を設置するもの。感染症対応及びサーベイランス機能体制の強化を図り、もって同国の包摂的かつ強靱な保健・医療システムの整備に寄与することが期待される。

エ) 食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA)

- ・ TICAD 7 の際に AUDA-NEPAD と共に IFNA のサイドイベントを開催し、アフリカの子ども 2 億人の栄養改善に向けた IFNA の取組を全アフリカへ拡大することを表明する「IFNA 横浜宣言 2019」を採択した。同宣言の採択に向けて、機構は原案を作成するとともに、IFNA 運営委員会メンバーである他ドナー等に対して全アフリカの栄養改善の必要性や緊急性について説明し、アフリカ全土を対象とすること等に対して懸念を示すメンバーもいるなか、具体的な文言交渉等を主導し、国際的な援助潮流の形成に大きく寄与した。
- ・ ルワンダへの円借款「農業変革を通じた栄養改善のための分野別政策借款」の L/A を 8 月に締結した。ルワンダは、5 歳未満児の発育阻害の比率が他のサブサハラ・アフリカ諸国の平均値よりも高い状況にある。そのため、政策対話及び財政支援を通じて、栄養改善における優先順位の高い政策や計画、農業セクターでの栄養に係る取組等を支援することにより、ルワンダの子どもたちが栄養価の高い食料を口にしやすい環境づくりを目指す機構として初めての栄養分野の政策借款を形成した。

③ 戦略的な取組及び成果

- ・ **広報・発信**：TICAD 7 の際、機構は他機関等と共にサイドイベントを 31 件開催し、延べ 7,340 人の参加があった。また、日本経済新聞、NHK、Financial Times、Jeune Afrique（アフリカ経済フランス語誌）、RFI（ラジオフランス）などのメディアを通じて成果等を発信した。中でも、「BON for Africa（アフリカ盆踊り）」では、機構職員有志と民間企業等による実行委員会がクラウドファンディングを通じて資金の一部を集めつつ、TICAD 7 に向けた動画制作とイベントを開催し、6 年ぶりに日本で開催された TICAD の機会を捉え幅広い層への広報活動を展開した。国内外に影響を持つ人材の協力を得て制作した動画は YouTube で 72 万回再生された（2020 年 3 月時点）（機構発信の YouTube 動画は、通常反響のあるものでも約 2 ～ 5 万回の再生数）。イベントには約 2,200 人が参加し（参考：スポーツ祭り 2019（屋外開催）出典時の来場者数は約 500 人）、NHK 全国放送や新聞各社での特集など、多くのメディアに取り上げられ、TICAD 7 やアフリカへの一般市民の関心を高める機会として貢献した。
- ・ **科学技術イノベーション (STI)**：TICAD 7 公式サイドイベントとして、世界銀行及び UNDP と共に「アイデアからアクションへ：アフリカ×科学・技術・イノベーション (STI)」を開催し、400 名超が参加した。TICAD 7 のテーマの一つとなった、イノベーションを活用したアフリカの発展における政府や開発機関の役割に関する議論等を行うとともに、機構初の民間企業や学界とイノベーションを起こす仕組みとして STI オープンイノベーション・プラットフォーム構想を発信した。これを踏まえ、民間企業や学界から幅広く新たな技術やビジネスモデルを募り、開発課題の解決を検討・具体化するオープンイノベーションを開催し（東京、福岡、ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ナイジェリア）、実証実験を進めた。ナイジェリアでは水道料金徴収の社会課題に対して、11 社から解決策が提示され、選定された 1 社が実証実験を行い、事業化に向けて取組が続けられており、これまでの手法では解決困難であった開発課題の解決を検討・具体化するプロセスが始動した。JETRO 及び UNDP とは「アフリカ・日本スタートアップ・ピッチイノベーション推進&パートナー発掘」を開催し、アフリカ及び日本からスタートアップ起業家

が登壇、約 350 名が参加した。約 500 社から選抜されたアフリカのスタートアップ企業から人工知能（AI）やブロックチェーン技術等も活用した革新的なアプローチで解決するビジネスアイデアが披露され、登壇した起業家と投資家の間で連携に向けた協議が行われた。

- ・ **工業高等専門学校（高専）との連携**：10 月に長岡高専及び NPO 法人長岡産業活性化協会と、12 月に北九州高専、佐世保高専、徳山高専と、アフリカの課題解決策の提案やプロトタイプ（試作品）の試作を通じて事業化に取り組む「JICA- 高専イノベーションプラットフォーム」の設置を合意した。高度なモノづくりの専門技術と斬新かつ柔軟な発想を有する高専と協働で、アフリカからのリバーサイノベーションを含め、これまでの手法では解決困難な開発課題の解決に向けたプロトタイプの作成や実証実験に着手し、本取組は国立高専機構の理事長賞を受賞した。具体的な取組としては、ケニアのスタートアップが抱える農業生産性向上の課題に対して、高専の学生がプロトタイプを制作し、現地に持参し、ケニアの企業と実証実験を行った。
- ・ **ホストタウン実現への機構による支援**：首相官邸ホームページのホストタウン一覧にて、南スーダンと前橋市、マラウイと太田市において、機構や機構事業を縁としてホストタウン決定に至った経緯が紹介された。特に前橋市では、山本市長より、記者会見や前橋市 HP、TICAD 7 サイドイベント等で、ホストタウン決定に至った理由として「JICA が進める『スポーツを通じた平和促進』の取組に共感した」ことが繰り返し言及された。ホストタウン決定前後も、JICA 南スーダン事務所長が、前橋市 HP 上でのメッセージ動画の配信や、市民向けイベントへの登壇等に協力するなど、継続的な協力関係を築き支援を行っている。
- ・ **伊藤忠商事、豊田通商、ヤマハ発動機との連携**：各社がアフリカで展開する農業・水産ビジネスとの連携協力に関する覚書を締結した。機構がアフリカで展開する市場志向型農業振興に関する知見、栽培技術、農産物需給情報に関する共有の促進、小規模農家に対する技術支援を通じて、ビジネスとしての農業の推進と農家の生計向上への貢献が期待される。また、企業がセネガルで取り組む FRP 船の普及などを通じて、機構が同国で長年にわたり支援する水産分野の振興が一層促進されることが期待される。

No.5-6 中東・欧州

中東地域は、「アラブの春」以降、多くの国で政情不安定化等により、生活・社会基盤の荒廃や治安の問題を抱える国や地域が多く存在している。直近ではイランやパレスチナと米国の対立の激化等、地域不安定化要因が増大しており、将来の展望が見えづらい状況が続いている。また、シリアからの難民問題は、当該地域のみならず欧州諸国への影響も大きく世界的な問題に発展している。欧州地域は、将来的な EU 加盟を目指した環境基準をはじめとする EU 基準の順守等が期待されている。こうした状況を踏まえ、中東及び欧州地域に対しては、今後の同地域の安定化と人間の安全保障の確保、質の高い成長、地域的取組の推進に主眼を置き、国の発展を支える人材育成、インフラ整備、投資環境整備等を重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ **エジプト・日本教育パートナーシップ**：2016 年 2 月に両国政府間で締結された同パートナーシップの目標達成（5 年間で 2,500 名の留学生・研修生受入含む）への貢献に向け、2020 年 3 月末時点で 1,261 名を受け入れ、就学前教育、基礎教育、技術教育、高等教育に至る全ての教育ステージで協力を推進した。例えば、「人材育成事業（エジプト・日本教育パートナーシップ）」

(円借款)では、2019 年度に 239 名(累計で 426 名)の留学生・研修生を受け入れた。また、エジプト・日本学校(EJS : Egypt-Japan School)は、2018 年度に開校した 35 校に加え、2019 年度には更に 6 校開校した。技術協力、円借款及びボランティア事業による多面的な教員研修等の協力成果もあり、特別活動の定着や学校運営の安定への着実な取組に加え、全国約 18,000 校の公立学校への特別活動の普及の取組も開始された。特別活動を含む日本式教育が海外において全国規模で導入されたのは初めてで、学力偏重の詰め込み型教育が一般的ななか、主体性、協調性、社会性等が身につく日本式教育に注目したエジプト大統領の要請を受けて実現したものである。さらには、「エジプト日本科学技術大学(E-JUST : Egypt-Japan University of Science and Technology)プロジェクトフェーズ 3」(技術協力)を通じ、2020 年度から 3 年間かけて、アフリカからの留学生約 150 名を、E-JUST が受け入れることをエジプト側と合意し、TICAD 7 の横浜行動計画 2019 にもその旨明記され、募集が開始された。

- ・ **平和と繁栄の回廊構想**：日本政府が提唱する同構想を実現するため、ジェリコ農産加工団地の開発に対する支援を引き続き実施し、高品質及び効率的なインフラ設備運用システムの普及・実証・ビジネス化事業調査を開始した。
- ・ **パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD : Conference on the Cooperation among East Asian countries for Palestinian Development)**：「二国解決」による和平実現に向けて、東アジア諸国のリソースや経済発展の知見を動員しパレスチナの国づくりを支援すべく、2013 年2月に日本政府が立ち上げた地域協力枠組みである CEAPAD の下、インドネシア、マレーシア、シンガポール、イスラム開発銀行等と協力し、パレスチナ自治政府職員等に対する技術研修を実施し、パレスチナ自治政府の行政機能の構築・強化や、公平なガバナンスの確立を支援した。
- ・ **ヨルダン支援会合(ロンドン会合)**：日本政府は、ヨルダンに対して最大 3 億ドルの譲許的借款と今後 5 年で約 1 億ドル程度の無償資金協力の供与を表明しており、同表明の達成に資するものの1つとして、ヨルダン税関の治安検査能力の向上を目的とした無償資金協力「アカバ税関治安対策強化計画」の G/A を締結した。
- ・ **日・サウジ・ビジョン 2030**：コストシェア技術協力の枠組みで、サウジアラビア政府機関に対する分野横断的な人材育成支援として、教育省、職業訓練公社、都市村落省他 13 名の政府機関職員向けの本邦研修を実施した。その他、サウジアラビア国内で先方関係省庁と共同で中小企業支援、海洋環境問題、水資源開発に関する技術紹介セミナーを実施し、日本の経験や取組の共有と日本が強みを持つ技術の導入を促進した。
- ・ **西バルカン協力イニシアティブ**：2018 年度に西バルカン 6 か国全てに派遣した調査団の結果を踏まえて、2019 年度は西バルカン協力イニシアティブに貢献する協力を着実に展開するため、セルビア、コソボ、北マケドニアで二国間協力案件を形成するとともに、新規協力案件の準備を開始した。また、既往協力案件で広域セミナーを開催する等域内協力の展開を行うとともに、新規広域協力案件(コソボ、モンテネグロ)の準備を開始した。さらに、新興ドナーとの関係においては、ブルガリアとの間で北マケドニアに対する連携案件(機構の協力アセットであるブルガリア世界経済大学、スコピエ大学、長崎大学の連携促進)を形成したほか、機構とルーマニアの援助機関 RoAid(Romanian Agency for International Development)間の連携を図るための両機関間の意見交換を開始した。

② 重点領域への支援

ア) 地域の安定化と人間の安全保障の確保

- ・ **零細農家支援**：小規模農家が市場のニーズに即した営農を行うことで農業収入を向上させるプロジェクトをパレスチナ、モルドバ等で実施した。パレスチナでは、農業庁の農業普及員が市場志向型の営農・技術指導を農民に実践できるように実施体制及び能力強化を 2011 年から支援しており、サンプル調査の結果、過去 2 年間で対象農家グループの農業所得が約 1.5 倍に向上したことを確認した。モルドバでも円借款案件の形成を進め、本邦企業向け説明会を開催した。
- ・ **難民支援（シリア難民、パレスチナ難民）**：多数の難民を受け入れ、公共サービス等の負担が増大している難民受入国への支援を継続した。また、「平和の架け橋・人材育成プログラム（JISR）」で 2019 年度に 12 名のシリア難民を留学生として日本に受け入れるとともに、技術協力プロジェクト「障害者の経済的エンパワメントおよび社会参加促進プロジェクト」において、ヨルダンに避難している障害のあるシリア難民の社会参加促進を支援した。トルコでは、難民受入自治体の上下水道・廃棄物インフラ支援のための円借款事業を実施した。また、シリア難民を特に多く受け入れているガジアンテップ市長を日本に招聘し、UNHCR と協働でセミナーを開催して、難民支援の重要性や機構による支援の効果や意義などの理解と支持の獲得・深堀が進んだ。パレスチナでは、「難民キャンプ改善プロジェクト」を実施し、その成果をパレスチナ内で共有した。また、パレスチナ解放機構（PLO）難民問題局長を本邦に招聘して公開セミナーを開催し、パレスチナ難民問題の現状や重要性、それに対する機構の革新的な協力について効果・意義などを発信した。
- ・ **戦争からの復興・開発推進**：「イスラム国」（ISIL）から解放されたイラク北西部地域においてインフラ整備を通じた民生向上支援を行うべく、円借款案件の形成を進めた。また、同国の産業多角化を目指し、農業分野等の支援を継続し、さらに、既往円借款案件により、度重なる戦争や国際社会からの経済制裁により疲弊したインフラ（電力・上下水道分野等）の復興・開発を推進した。その他、イエメンでは、2011 年 3 月の日本人退避以降も、本邦研修や第三国研修を継続するとともに、2020 年 2 月には、日本が経験した第二次世界大戦後の復興・開発の経験等の知見を共有し、イエメンの復興・開発に資するため、イエメン正統政府関係者を招聘した。同招聘により、招聘者の平和・安定・復興の日本の事例理解への深化が進んだことに加えて、招聘者をはじめとする政府関係者とのネットワークが強化され、紛争下にあるイエメンへの今後の協力に向けた具体的協議も進展した。

イ) 質の高い成長

- ・ **エネルギー分野**：生計向上のみならず経済成長のために必要不可欠なエネルギー分野への協力を、イラク、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ等多くの国で推進した。イラクでは、同国最大級のバスラ製油所にて、同国初となる流動接触分解装置（FCC：Fluid Catalytic Cracking）を含む FCC コンプレックスを新設し環境規制に合致した高品質の石油製品の精製を可能とするため、「バスラ製油所改良事業（第二期）」の L/A に調印（2019 年 6 月）、入札プロセスを進めた。また、セルビアでは「脱炭素社会の実現に向けたエネルギーセクター情報収集・確認調査」（本邦招聘含む）を実施し、西バルカン協力イニシアティブの重点分野の一つである環境保全（エネルギー効率化・再エネ促進）の協力に向けた意見交換や日本の知見・ノウハウの共有を行った。
- ・ **環境分野**：持続可能な経済成長のためにも、人間の安全保障の観点から重要な環境分野への協力をウクライナ、イラク等多くの国で実施した。ウクライナでは、ボルトニッチ下水処理場の改修や廃棄物管理の協力を推進し、都市環境問題の解決に努めた。また、イラクでは「固形廃棄物マネジメント計画フェーズ 2」（国別研修）や「産業環境対策における能力開発フェーズ 2」（国別

研修)等を実施し、3R 等日本の知見やノウハウを活用し協力を推進した。

- ・ **債務・金融システムへの貢献：**質の高い成長の原資となる資金を適切に管理するために、ウクライナ、イラク等において、債務・金融システムの確立及び維持に向けた貢献を行った。ウクライナでは、財務大臣アドバイザーの派遣を通じて健全な金融システムの育成に取り組み、前日銀総裁を講師としたセミナー等を実施した。イラクでは財務省公的債務管理局に対して「債務管理能力パフォーマンス調査」を実施し、債務管理の現状を調査し公的債務管理局による適切な債務管理が実行されるよう、職員の能力向上等を支援した。

- ・ **産業振興・投資促進：**経済成長の根幹を担う産業振興や雇用促進、投資促進のために、チュニジア、西バルカン等多くの国において、積極的に協力を推進した。チュニジアでは若年層を含む失業が深刻であり、社会の安定のためにも産業振興・多角化による雇用創出が喫緊の課題となっているなか、外国からの投資促進を含む一層の民間セクター開発のための支援を実施した。技術協力を通じてチュニジア企業約 80 社に対してカイゼン活動実施を支援、品質 / 生産性向上に寄与した。また、NEPAD と「第 4 回アフリカカイゼン年次総会」を共催し、アフリカ・その他地域の 17 か国の関係者を集め、カイゼン方式に関する知見を広く共有・普及させた。また、チュニジア政府は産業競争力強化・人材育成を目的とした高等教育・研究開発拠点であるテクノパークを 11 拠点整備しているが、そのうち円借款や技術協力で支援したチュニス郊外のボルジュ・セドリヤ・テクノパークの完工式典が 2019 年 11 月に実施された。さらに、TICAD7 にてチュニジア投資セミナーを開催し、ハード・ソフト両面での投資環境整備を促進した。西バルカンでは、過去の支援によるセルビア及びモンテネグロでの中小企業支援体制構築の成果を、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニアに普及・展開するとともに、関連するドナーも含めた成果共有セミナー等を開催し中小企業支援分野における連携可能性を追求することで、域内協力促進に寄与した。モルドバにおいても技術協力プロジェクト「中小企業支援サービス全国標準化」を実施し、中小企業へのコンサルティングサービスの体制強化に貢献した。

ウ) 地域的取組の推進

- ・ **地域における観光資源の有効活用：**パレスチナ、ヨルダン、イラク等において、観光振興を支援した。パレスチナでは「観光回廊」構想を実現するために、これまでの協力により培った信頼関係に基づく遺跡・観光庁長官からの全面的な支援を踏まえ、機構が主導して本邦旅行業界向けの「パレスチナ観光促進セミナー」及び「パレスチナ・ヨルダン FAM ツアー」を成功裏に実施した。その結果、本邦旅行業者複数社がパレスチナ向けのパッケージツアーを企画・開催するに至り、「平和と繁栄の回廊」構想実現に資する民間主導の開発を促進した。その結果、本邦旅行業者の参入が少ない同地域で、JTB ロイヤルロード等がパッケージツアーを企画・開催した。ヨルダンでは、観光アドバイザーの派遣や技術協力プロジェクト「コミュニティ重視型のペトラ地域観光開発プロジェクト」を通じて実施してきたソフト面の支援に加え、2019 年 4 月には、無償資金協力で建設を支援したペトラ博物館が開館した。多くの国では観光業が外貨獲得の重要な手段となっており、パレスチナとヨルダンにおいては、両国・地域間で連携して観光開発を推進するための協力案件形成に取り組んだ。イラクでも、「イスラム国」の戦禍から逃れ、貴重な歴史的遺産が破壊されずに残る国立スレイマニア博物館との交流を進め、一般文化無償案件の形成を図るとともに、同博物館長と機構本部で今後の協力可能性に関する意見交換等を行った。

- ・ **広域防災協力：**北マケドニア向けの技術協力プロジェクト「持続的な森林管理を通じた生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) 能力向上プロジェクト」では、2018 年度にブルガリアで実施さ

れた広域防災セミナーの成果を踏まえ、再度広域セミナーを開催する等、協力成果の拡充・域内展開を図った。

エ) 人材育成、交流

- ・ **日・イラク外交関係樹立 80 周年**：イラクでは、2019 年にイラクと日本が外交関係樹立 80 周年を迎えたことを記念し、機構は駐日イラク大使館と共同で「『日本－イラクの歩み』－外交関係樹立 80 周年を記念して」と題したセミナーを JICA 地球ひろばにて開催し、60 名を超える一般参加を得た。同時にイラクにおける機構の事業を紹介する写真展も開催した。イラクは一般的に戦争やテロのイメージが強いが、円借款によるインフラ整備（電力・港湾・上水道等）の案件や技術協力による農業案件を採り上げ、機構の長年にわたる復興・開発の協力が実を結んでいる点を紹介し、国民の理解の増進を図った。また、2003 年のイラク支援再開後、2019 年度までに累計の研修員が 9,000 人を超えており、治安情勢により長期専門家派遣等に制約があるなか、本邦・第三国における研修を有効的に活用しイラク政府関係者の能力開発に貢献した。
- ・ **留学生・研修員の受入**：E-JUST におけるアフリカからの留学生 150 名の受入をエジプト側と合意した。また、TICAD7 会期中に、機構とエジプト外務省との間で「日本・エジプト三角協力プログラムに係る協力覚書」を署名した。エジプトにおける三角協力では、中東（イラク・イエメン）及びアフリカから 2019 年度 294 名を受け入れた。また、ABE イニシアティブによる人材育成として、2019 年度は北アフリカ地域から 7 名の留学生を受け入れた。

3－3．指摘事項への対応

<指摘事項>

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、日本政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえた事業の形成・実施に取り組むことを期待する。（平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年 9 月）、No.5「地域の重点取組」）

<対応>

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、「自由で開かれたインド太平洋」、日・ASEAN 首脳会議の公約、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ、PALM8 の公約、日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ、戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017 年～ 2021 年）、中南米・カリブ地域における 3 つの理念（juntos）、TICAD VI ナイロビ宣言、横浜宣言 2019、ABE イニシアティブ 3.0、中東地域安定化のための包括的支援、西バルカン協力イニシアティブ等を踏まえた事業の形成・実施に、上述のとおり着実に取り組んだ。

3－4．年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、日本政府の政策・国際公約の実現や各国・地域との信頼醸成・連携強化に資する協力を

戦略的に実施した。①東南アジア地域では地域全体を俯瞰した陸・海洋の連結性強化や日・ASEAN 首脳会談公約への貢献、②大洋州地域では同地域初の海外投融資実現、③南アジア地域ではインド・バングラデシュとの公約への貢献、④東・中央アジア及びコーカサス地域ではモンゴルとの公約への貢献や対中 ODA 終了後の新たな協力関係構築、⑤中南米地域では日系社会や IDB との関係強化、⑥アフリカ地域では TICAD 7 への貢献や高専との連携、⑦中東・欧州地域では「平和と繁栄の回廊」構想への貢献等、特筆すべき成果をあげた。

ア 東南アジア・大洋州地域

(ア) 東南アジア地域

- ◎ **地域内の陸・海洋の連結性強化【①④⑤】**：ホーチミンからバンコクにつながる南部経済回廊やインドシナ半島中部を貫く東西経済回廊を整備。特に、プノンペンからベトナムに至る北東 9 州につながる幹線道路の起点となるチュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）の改修が完了。開通式典に出席したフン・セン首相の高い評価を得て、両国間の友好関係の強化に大きく寄与。また、ミャンマーのティラワ地区港、ベトナムのラックフェン国際港等の円借款による整備を進め、ティラワ地区港では、機構の側面支援を経て、(株)上組、STJ Thilawa Terminal Co., Ltd.（住友商事(株)、豊田通商(株)、(株) JOIN の合弁企業）、ミャンマー物流企業のコンソーシアムが運営を開始。
- ◎ **日・ASEAN 首脳会談公約への貢献【②】**：タイ初の日本式高専設立等を含む円借款「産業人材育成事業」の借款契約（L/A）を調印。本事業は日・ASEAN 首脳会議の公約「産業人材育成イニシアティブ」の具体的施策の一つで初めて日本型高専教育を本格的に導入するものであり、高専の海外展開に向けたモデルケースとして期待。
- ◎ **ベトナムとの関係強化【②⑤】**：2017 年 6 月、日越首脳会談における共同声明を踏まえ、ベトナムの行政改革・経済成長を主導する幹部候補の行政官を対象に今後 5 年間で 500 人を人材育成する技術協力を本格始動。この規模の大型人材育成は機構初。2019 年度は 2021 年以降の次期ベトナム政権を担うとされる副大臣級を中心に局長級、課長級等の幹部約 70 名の政府幹部候補が来日。
- ◎ **ミャンマーとの関係強化【③④】**：マネーロンダリングの「監視対象国」であるミャンマーが、国際社会から孤立せず、また、海外直接投資に悪影響が及ばないよう、ミャンマーと長年かけて構築した信頼関係とネットワークに基づき、政策対話を通じてマネーロンダリング対策の推進を働きかけた結果、副大統領ヘッドの省庁横断委員会設置や法令等整備が進展し、国際社会から前向きな評価を獲得。
- ASEAN 経済統合の推進に向けて陸及び海洋の経済回廊に係る連結性強化を推進し、自由で開かれた海洋秩序維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、質の高い成長、気候変動対策、人材育成、脆弱性への対応等に係る取組を促進。

(イ) 大洋州地域

- ◎ **大洋州地域初の海外投融資実現／パラオとの関係強化【①⑤】**：大洋州地域初の海外投融資としてパラオ「国際空港ターミナル拡張・運営事業」の L/A に調印。パラオ独立 25 周年の調印で、パラオと日本のパートナーシップを象徴する事業となった。また、同事業には双日(株)、JATCO (株)が参画（海外での空港運営事業への参画は両社初）。
- 海洋インフラ整備・改修、気候変動対策、海洋プラスチック問題をはじめとする環境問題、太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）で幹部候補人材育成等を支援。

イ 南アジア地域

- ◎ **過去最高水準の対インド新規円借款供与【①③】**：インド国内の治安悪化や度重なる事業計画の変更等があったなか、迅速な案件形成や機動的対応を行い、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」のための東京宣言に基づき対インド支援では過去最高水準の約 3,744 億円の新規円借款を供与し、日印の関係深化に貢献。

◎ **日バングラデシュ包括的パートナーシップへの貢献【②⑤】**：日バングラデシュ包括的パートナーシップ」に基づき対バングラデシュ支援では過去最高水準の 2,758 億円の新規円借款を供与し、日バングラデシュの関係深化に貢献。また、円借款によるダッカ郊外の経済特区開発に関し、バングラデシュ経済特区庁と日系商社の間で日系専用工業団地の開発に係る合弁契約を締結（日系専用の経済特区開発は同国初）。

○ 質の高い経済成長、自由で民主的な社会の基盤づくり、貧困悪化に伴うダウンサイド・リスクへの懸念、日本の国益に資する開発協力等を実施。インド、バングラデシュ、スリランカ各国とのパートナーシップに基づく事業を実施し、公約の達成に貢献。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

◎ **戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画への貢献【①④⑤】**：円借款及び技術協力で支援している新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得。機構は同空港の建設と並行し、運営管理等に係る技術協力を通じ本邦企業の運営権交渉を側面支援。また、無償資金協力で整備した同国初の教育病院である「日本モンゴル教育病院」が開院。開院式典にはモンゴル首相等が出席し、民主化以降の我が国協力の象徴としての意義を表明。

◎ **中国との関係強化【②】**：対中 ODA 終了後の新たな協力関係構築に向け、対中 ODA40 周年を振り返る写真展・シンポジウムを中国で開催し、中国側関係者とともに ODA の歴史や成果を確認。中国の経済発展における日本の貢献を知らない中国の若い世代にも日本の ODA の役割・貢献等を幅広く紹介。新華社（中国国営通信社）、人民網（中国共産党系メディア）、NHK 等、多数の主要メディアで報道され、日中の友好関係促進に大きく寄与。

○ ガバナンスの強化、産業の多角化・雇用確保、インフラ整備・連結性強化、人材育成に係る取組を実施。日・モンゴル中期行動計画、中央アジア＋日本対話枠組み等に基づく案件形成、実施を推進。

エ 中南米・カリブ地域

◎ **日系社会／IDB との関係強化【②③】**：ペルーの日系人を起源とする信用組合に中小零細事業者支援に向けた海外投融資を供与。機構初の劣後融資、かつ米州開発銀行傘下の基金である IDB Lab との初の協調融資で、機構が長年培ってきた日系社会や IDB Lab をはじめとする IDB との強固な信頼関係を踏まえて実現。

◎ **日系社会／ブラジルとの関係強化【②⑤】**：開発大学院連携の一環として、ブラジルのサンパウロ大学に講座「日本開発研究プログラム（フジタ・ニノミヤチェア）」を開設。開発途上地域で知日派リーダー育成に資する講座開設は機構初の取組。ブラジルには世界最大の日系社会があり、また、サンパウロ大学は指導的人材を多く輩出しており、日系社会やブラジルとの関係強化に寄与。同講座の運営に㈱三菱 UFJ 銀行の寄付を獲得。

◎ **南米初のドル建て借款実現／エクアドルとの関係強化【②③】**：南米初のドル建て借款としてエクアドル「エネルギー構造転換促進事業」の L/A に調印。同国では長年にわたり民間資本の支援がなく、ドナーも中国とロシアのみであったが、機構は JICA 海外協力隊派遣のみの協力から地道に同国政府との関係を構築・強化し、20 年ぶりの借款再開を実現。

◎ **パラグアイとの関係強化【④】**：40 年以上のパラグアイへの協力に対し、機構理事長が国家功労賞（大十字勲章）を受章。同勲章は政治、立法、外交、司法、行政等で国家に知識、才能、美德をもって貢献したものに授与される歴史的重みのあるもの。

○ 資金協力や技術協力のより一層戦略的な活用を推進し、インフラ整備、防災、気候変動対策、都市環境問題や格差是正等に係る取組を実施。また、日系社会との連携強化に資する取組を戦略的に実施。

オ アフリカ地域

◎ **TICAD 7 成果文書への貢献【①】**：TICAD 7 成果文書の一つ「TICAD 7 における日本の取組」の

検討過程で機構の貢献策案を提案。その結果、同取組 48 項目のうち 40 項目（約 83%）で機構関連の取組となり、策定に大きく貢献（TICAD VI では、33 項目のうち 21 項目（約 64%）が機構関連の取組）。

- ◎ **TICAD 7 における効果的な広報【②③】**：「Bon for Africa（アフリカ盆踊り）」として TICAD 7 に向けた動画作成及びイベントを開催。動画は YouTube で 72 万回再生（機構発信の YouTube 動画は、通常反響のあるものでも約 2 ～ 5 万回の再生数）。一部資金をクラウドファンディングで調達。イベントには著名人含め約 2,200 人が参加し、NHK 全国放送や新聞各社での特集等、多くのメディアで報道。
 - ◎ **アフリカ地域の課題解決に向けた STI の推進【②⑤】**：世界銀行及び国連開発計画（UNDP）と STI に関する TICAD 7 公式サイドイベントを開催し、機構初の民間企業や学界とイノベーションを起こす仕組みとして STI オープンイノベーション・プラットフォーム構想を発信。これを踏まえてオープンイノベーションを開催（東京、福岡、ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ナイジェリア）。これまでの手法では解決困難であった開発課題の解決を検討・具体化するプロセスが始動。
 - ◎ **アフリカ地域の課題解決に向けた高専との連携【②④⑤】**：アフリカの課題解決に向けた「JICA 一高専イノベーションプラットフォーム」の設置を長岡高専、NPO 法人長岡産業活性化協会、北九州高専、佐世保高専、徳山高専と合意。高度なモノづくりの専門技術と斬新かつ柔軟な発想を有する高専と協働で、アフリカからのリバースイノベーションを含め、これまでの手法では解決困難な開発課題の解決に向けたプロトタイプの作成や実証実験に着手。本取組は国立高専機構の理事長賞を受賞。
 - TICAD 7 の成功に向けた成果文書への貢献やサイドイベントの開催等を実施。3 重点回廊開発の促進、NEPAD（New Partnership for Africa's Development）、アフリカ地域 SDGs センター（SDGC/A）等パートナー機関との連携を推進。
- カ 中東・欧州地域
- ◎ **「平和と繁栄の回廊」構想への貢献【②③】**：「平和と繁栄の回廊」構想の一部である観光回廊実現のため、これまでの協力で培った信頼関係に基づく遺跡・観光庁長官の全面的な支援を得て、機構主導で本邦旅行業界向けのパレスチナ観光促進セミナー及びパレスチナ・ヨルダン FAM ツアーを実施。その結果、本邦旅行業者の参加が少ない同地域で、JTB ロイヤルロード等がパッケージツアーを企画・開催。
 - G7 伊勢志摩サミット、国連サミット公約達成に向けて、難民支援、ガバナンス支援、格差是正、中東地域の安定に資するインフラ整備等の取組を実施。

<課題と対応>

引き続き、各国・地域の状況や優先的な課題を分析し、日本政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえた事業の形成・実施に取り組む。

3－5. 主務大臣による評価

評価：S

<評価に至った理由>

地域の重点取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

（定量的実績）

【指標 5-2】「2015 年日・ASEAN 首脳会議における公約達成のための、アジアにおいて育成する産業人材数」が目標値（12,000 人）を約 75.8%上回る 21,099 人となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。「アフリカにおける育成人材数」は、2018 年度に目標を達成した。

(定性的実績)

1－1．東南アジア地域

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、ASEAN の中心性、一体性（統合の深化）を高める支援強化等の取組（含：ASEAN の経済統合推進、陸及び海洋の連結性強化、海洋インフラ整備及び海上法執行能力強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、地域が抱える脆弱性への対応等）を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：地域の連結性強化に係る重要案件を陸・海洋それぞれにおいて着実に実施し、相手国政府から高い評価を得たほか、ミャンマー・ティラワ地区港のコンソーシアム等、本邦企業の関与に貢献した。また、タイでは同国で初めての日本型高専の導入に向けて進展がみられたほか、ベトナムでは幹部候補行政官 500 人への人材育成事業が始動し、昨年度は副大臣級、局長級、課長級等 70 人が来日、ミャンマーではマナーロンダリング対策に向けた働きかけを行うなど、「自由で開かれたインド太平洋」や質の高いインフラ投資、産業人材育成協力イニシアティブ 2.0 といった日本の外交政策も踏まえつつ、それぞれの国の情勢に応じた重点化を行い、相手国の課題解決や関係強化に成果を挙げたと認められる。加えて、ASEAN の一体性・中心性の強化に貢献し、ASEAN 共同体の発展を支える新たな取組として、2019 年 5 月に日 ASEAN 技術協力協定が署名されたところ、機構は同協定の下、第一号案件であるサイバーセキュリティ対策強化研修を実施した。

1－2．大洋州地域

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理、気候変動対策や環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備、貿易・投資や観光分野の支援、人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等に係る取組を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：パラオにおいて、同国にとって初の PPP 事業かつ JICA にとっても大洋州地域初の海外投融資案件であり、本邦企業が参画する「国際空港ターミナル拡張・運営事業」の L/A が調印された。これは、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に資するとともに、大洋州地域における PPP 事業推進や本邦企業の海外展開にも貢献し、またパラオ独立 25 周年に同国唯一の国際空港の拡張・運営を支援するという日・パラオ関係にとっても意義深いものであり、高い成果と言える。

2．南アジア地域

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、連結性強化、産業競争力強化、平和と安定及び安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応等に係る取組（含：「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」、「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想」、「日・スリランカ包括パートナーシップ」に基づく事業、法整備及び治安維持能力向上支援等）を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」への貢献に取り組み、2019 年度の借款供与国中、最高額となる約 3,744 億円の新規円借款供与を実現した。また、バングラデシュにおいても、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」に基づき、対バングラデシュ支援では過去最高水準の 2,758 億円の新規円借款供与を実現するとともに、機構初の Equity Back Finance の貸付実行等の取組を通じて本邦企業向け経済特区の開発に貢献した。

3．東・中央アジア及びコーカサス地域

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成、保健医療等の社会サービス分野の協力強化、人材育成強化等を着実に実施したことを確認。

特筆すべき実績：モンゴルにおいて、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を踏まえ機構が支援している新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得したほか、無償資金協力で整備した同国初の教育病院である「日本モンゴル教育病院」が開院するなど、日・モンゴル関係にとって重要な進展が見られた。また、ウズベキスタンでは、初の OM 借款に係る L/A が締結され、同国の課題に対応する上で新たな取組を積極的に活用していることが認められる。中国では対中 ODA 終了に向け 40 周年の対中 ODA を振り返るシンポジウム等を開催したほ

か、法制度整備支援の取組に対し中国政府友誼賞を機構専門家が授賞した。

4. 中南米・カリブ地域

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、インフラ整備、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等に係る取組（含：本邦企業等との連携推進、米州開発銀行及び中米統合機構（SICA）等の域内開発パートナーとの連携枠組に基づく事業実施、留学制度を活用した人材育成等推進、日系社会連携の取組強化、農業・保健分野等での新たな事業形成推進等）を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：ペルーにおいて、機構初の劣後融資かつ米州開発銀行傘下の IDB Lab との初の協調融資として、中小零細事業者支援に向けた海外投融資を供与したほか、エクアドルにおいて南米初のドル建て借款を供与し 20 年振りの借款再開を実現したこと、ブラジルにおいて本邦企業の寄附も得つつ日本開発研究プログラムの講座を開設したことなどは、地域の課題に対応するに当たって、外部機関とも適切に連携しつつ創意工夫を発揮し、新たな取組も積極的に活用して高い成果を挙げたものと評価出来る。

また、パラグアイでは、機構理事長が国家功労賞（大十字勲章）を受賞するなど、相手国政府からも高い評価を得ていると認められる。

5. アフリカ地域

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、TICAD 7 貢献策の実現に向けた事業実施（含：科学技術イノベーション（STI）を取り込んだ開発アプローチの検討、官民連携の一層の促進、国際社会や大学等とのパートナーシップの拡充等）や、TICAD 7 に合わせた国内外への発信、重点取組（回廊開発、カイゼン、UHC、IFNA 等）の推進等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：TICAD 7 に関し、成果文書の一つ「TICAD 7 における日本の取組」の検討過程で積極的に貢献策を提案し、策定に大きく貢献したほか、機構有志が民間企業等と連携して作成した動画「Bon for Africa」が YouTube で 72 万回再生されこと、世界銀行及び UNDP と共催した STI に関するサイドイベントが実施されたことなど、広報・発信においても外部関係者と連携した多くの取組を行った。STI に関しては、同サイドイベントで発信された「STI オープンイノベーション・プラットフォーム構想」を踏まえ、オープンイノベーションを通じてナイジェリアの水道料金徴収に対する解決策が検討、実証されるなど、アフリカの課題解決に向けて積極的な活用が図られている。

このほか、複数の高専等とともに「JICA ー高専イノベーションプラットフォーム」を設置し、高専と協働でアフリカの課題解決に向けた検討を行い、同取組が国立高専機構の理事長賞を授賞するなど、外部機関との積極的な連携を推進する上で機構の自主的な取組による創意工夫が認められる。

6. 中東・欧州地域

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、国の発展を支える人材育成、インフラ整備、投資環境整備等に係る取組（含：シリア難民留学生受入事業並びに難民受入ホストコミュニティに裨益する支援及び難民の能力向上、格差是正や紛争被害の視点を含めたインフラ整備、環境分野の支援、包括的な教育支援を通じた人材育成）や、「TICAD7 における日本の取組」に貢献する北アフリカでの事業の形成・実施促進、西バルカン協力イニシアティブに貢献する事業の形成・実施等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：機構主導で本邦旅行業界向けの「パレスチナ観光促進セミナー」及び「パレスチナ・ヨルダン FAM」ツアーを実施し、その結果本邦旅行業者の参入が少ない同地域で本邦企業がパッケージツアーを企画・開催するなど、機構の創意工夫によって「平和と繁栄の回廊」構想の一部である観光回廊実現に貢献した。

7. 共通

指標：【指標 5-1】「我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は「事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数」が例年並み、「質の高いインフ

ラパートナーシップで公約されたアジアのインフラ分野向け資金協力支援」が5年間4兆円の目標に対し単年度で3割に近い水準、「各地域の本邦研修実績数」が概ね例年並みの水準となった。

（結論）

以上により、定量指標が120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られること、関連指標から着実な事業実施が是認出来ること、さらに定性的成果には質的に顕著な成果が多く認められることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「S」評価とする。

具体的には、東南アジア地域では、FOIP 実現のための連結性強化に資する取組に多くの進展が見られたほか、そうした取組への本邦企業の関与を促進した。また、日・ASEAN 首脳会議における、我が国のコミットメント（産業人材育成協力イニシアティブ2.0）を踏まえた人材育成がタイを始めとする各国で展開された。大洋州地域においても、パラオ唯一の国際空港において、大洋州地域初の海外投融資案件のL/A調印がなされるなど、象徴的かつFOIPの実現や質の高いインフラ投資にも資する協力が推進された。南アジア地域では、過去最高水準の対インド新規円借款及び対バングラデシュ新規円借款の供与を行い、両国との関係深化に大きく貢献した。東・中央アジア及びコーカサス地域では、モンゴルやウズベキスタンでのインフラ分野における協力に顕著な進展が見られたほか、中国では法制度整備支援に従事した専門家が中国政府友誼賞を授賞するなどの成果を挙げた。中南米・カリブ地域では、日系社会との関係強化に注力した実績を上げたほか、日本開発研究プログラムの講座開設、南米初のドル建て借款など、創意工夫を凝らした取組を行った。アフリカ地域ではTICAD7に際して成果文書への貢献や効果的な広報に努め、会議の成功に大きく貢献するとともに、アフリカの開発に向けたイノベーションを促進するための独自性のある各種取組を行った。

上記の取組を通じ、各地域における外交政策の推進に大きく貢献するとともに、地域横断的事項であるFOIP実現やSDGs達成へ向けた取組を具体化させるなど、我が国の重要政策やこれまでの国際公約達成に大きく寄与した。さらに、これらの取組を推進するに当たっては、各国のニーズに合わせた新たな取組の導入など、機構の自主的な取組による創意工夫を発揮した。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞（実績に対する課題及び改善方策など）

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、日本政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえた事業の形成・実施に取り組むことを期待する。また、2021年に開催予定の第9回太平洋・島サミット（PALM9）に向けた準備を例として、各国・各地域にかかる重要な外交政策への貢献を期待する。

この際、各国・各地域における新型コロナウイルス感染症の状況等を注視し、それぞれのニーズに合った事業展開を行うよう留意ありたい。

＜その他事項＞

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 6	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点、インフラシステム輸出戦略
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数	6,000 件 ⁸⁸ (2017-2021)	1,200/ 年	2,137 件	2,572 件	1,919件		
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円）			10,710	9,559	8,797		
決算額（百万円）			6,475	6,681	6,075 ⁸⁹		
経常費用（百万円）			6,687	6,794	6,302 ⁹⁰		
経常利益（百万円）			△ 1,116	△ 724	△ 395 ⁹¹		
行政コスト ⁹² （百万円）			6,689	6,782	6,302 ⁹³		
従事人員数			77	79	89		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)
年度計画 1. (6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 ア 民間企業等 ・ 本邦企業等が有する技術や製品、システム、資金等を活用し、開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業・SDGs ビジネス海外展開に係る企業提案型の事業を着実に実施するとともに、SDGs

⁸⁸ 前中期目標期間（2012-2015）の実績値の約 3%増として設定する。前中期目標期間実績平均 1,168 件 / 年

⁸⁹ 暫定値

⁹⁰ 暫定値

⁹¹ 暫定値

⁹² 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

⁹³ 暫定値

達成に貢献する開発事業や ESG に積極的に取り組む企業を対象に、他機関との協調融資も活用し、海外投融資による支援を拡大する。

- ・ 特に、課題発信セミナー等を通じ、開発課題に係る現地ニーズ等の情報を積極的に提供するとともに、TICAD7 に向けたアフリカの課題の提示をはじめ、特定の地域・国の特定の課題に対する提案を募る課題提示型募集を導入する。
- ・ さらに、「インフラシステム輸出戦略」等の目標達成に向け、経協インフラ戦略会議等に対して必要な情報を提供する。加えて、開発途上地域の開発と日本社会の活性化を両立すべく、協力準備調査（PPP インフラ事業）を通じた PPP 事業の形成促進を含め、開発効果が高く、本邦企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を形成・実施する。

イ 中小企業等

- ・ 日本の中小企業等の海外展開を支援することを通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業等による提案型事業を実施し、開発協力事業での活用や事業化を促進する。また、開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善に努める。
- ・ 開発ニーズと日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化のため、課題発信セミナー等を通じ、開発途上国における開発課題や現地ニーズ等の情報を提供する。さらに、TICAD7 に向けて、アフリカにおける開発効果の高い提案の増加を図るべく、アフリカを対象とした課題提示を行う。
- ・ 日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構等日本の中小企業支援機関との連携を強化し、中小企業等の海外展開支援を効果的、補完的に実施する。
- ・ 全国に本事業を受託した中小企業等が増え、事業実施の経験及び成果を基に地域経済の活性化が促進されることを目的として、地方からの一層の優良案件の発掘・形成に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- ・ 協力準備調査（PPPインフラ事業），開発途上地域のSDGs達成に貢献するビジネスに係る調査，民間技術普及促進事業を通じたパートナー数
- ・ 「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機関に関連する具体的施策項目数
- ・ 基礎調査，案件化調査，普及・実証事業を通じたパートナー数

3-2. 業務実績

No.6-1 民間企業等

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
協力準備調査（PPP インフラ事業）、中小企業・SDGs ビジネス支援事業（SDGs ビジネス支援型）を通じたパートナー数	51 法人・団体 ⁹⁴	29 法人・団体	49 法人・団体	48 法人・団体	法人・団体	法人・団体
「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略で	63 項目 ⁹⁵	104 項目	109 項目 （うち、実施	75 項目 （うち、実施	項目 （うち、実施	項目 （うち、実施

⁹⁴ 前中期計画目標期間（2012-2015）実績平均

⁹⁵ 2013-2015 累計値平均

の機構に関連する具体的施策項目数			済 39 項目)	済 3 項目)	済 項目)	済 項目)
------------------	--	--	-------------	------------	----------	----------

(1) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決

① SDGs ビジネスをはじめとする海外展開支援事業の形成・実施

- ・ **中小企業・SDGs ビジネス支援事業 (SDGs ビジネス支援型)**：民間企業提案型事業である中小企業・SDGs ビジネス支援事業のうち、原則大企業を対象とする「SDGs ビジネス支援型」では、案件化調査 16 件、普及・実証・ビジネス化事業 14 件を採択した。このうち、機構が能動的に民間企業の事業を個別の開発課題解決に取り込むアプローチの一環として、TICAD7 を念頭に、アフリカ各地域において機構が各国で実施する協力等も踏まえつつ総合的に分析した開発課題を提示し、これに対して企業からビジネスによる解決の提案を期待する「アフリカ課題提示型募集」を 2019 年度に初めて実施した結果、案件化調査 5 件及び普及・実証・ビジネス化事業 5 件を採択した。機構が総合的に分析・提示した開発課題の解決に向けて、日本電気(株) (NEC)、富士フィルム(株)等の大企業の持つ先進技術やノウハウを活用する新たな取組が始動した。
- ・ **海外投融資**：機構役員等のトップレベルによる業界団体、金融機関、商社、メーカー等への説明や意見交換会の実施、国際金融機関との連携強化等を通じて、2011 年度の制度再開以降、2019 年度に承認した 11 件を含み、累計で 37 件の海外投融資事業を承諾した。既往出資案件の「日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド」の増資引き受けも実施した。出融資後の成果として、2019 年度にはカンボジアで唯一の大水深港であるシハヌークビル港の貨物取扱能力向上等を目的とした「シハヌークビル港整備・運営事業」の出資売却を実施した。また、2019 年度の承諾案件としては、日本政府が G20 参加国と共に支持を表明した開発途上地域における個人・中小企業への金融サービスへのアクセス拡大や、G7 参加国の各国開発金融機関によって取り組まれる女性の経済的エンパワメント等を目的とした事業について出融資を決定した。
- ・ **金融アクセス向上マイクロファイナンス事業**：開発途上地域において、マイクロファイナンス機関による事業の拡大を支援することにより、同地域における女性を含む低所得者層の金融アクセスを改善し、もって低所得者層の生活水準の向上に寄与することを目的に、五常・アンド・カンパニー(株)とのへの出資契約に調印した。同社の顧客のうち、女性の比率は約 95% であり、本事業は、2018 年 6 月の G7 において発表された「2X Challenge: Financing for Women」（女性の経済的エンパワメントを促進するために 2020 年までに 30 億ドルの資金動員を図ることを掲げるもの）に寄与する初の海外投融資である。また、同社への出資を通じ、SDGs のゴール 1 及びゴール 8 に貢献が期待される。
- ・ **サブサハラ・アフリカ地域中小企業支援インパクト投資事業**：今後急激な人口増加が見込まれる一方、一次産品への依存度が高く、脆弱かつ雇用吸収率の低い産業構造となっている、仏語圏アフリカを中心とするサブサハラ・アフリカ地域において、インパクト投資を行うファンドである I&P Afrique Entrepreneurs II LP への出資を決定した。サブサハラ地域限定ファンドへの初出資であり、同ファンドへの出資を通じて、農業、製造業、金融、ICT、保健、教育等の事業に従事する拡大期の中小企業等へ投資と技術支援を行うことで、金融サービスのアクセス改善、産業の多角化及び雇用創出を図り、もって安定的な経済成長に寄与することを目指す。SDGs のゴール 8 及びゴール 9 に貢献する。

- ・ **日系信用組合を通じた中小零細事業者支援事業**：日系社会を起源とする信用組合である Cooperativa de Ahorro y Crédito ABACO（アバコ）への資本性劣後融資の供与を決定した。機構にとって初の劣後融資、ペルーにおける初の海外投融資、また米州開発銀行（IDB）グループのイノベーション・ラボである IDB Lab との初の協調融資である。同融資を通じて中小零細企業への貸付を促進することで、ペルー全土での中小零細企業の金融アクセス改善を図り、もってペルーの持続的な経済成長に寄与することを目指す。SDGs のゴール 8 及び 9 に貢献する。
- ・ **Women's World Banking 女性の金融アクセス向上事業**：開発途上国の女性向け金融サービスを提供する金融機関への投融資と技術支援を行うファンド「Women's World Banking Capital Partners II」に対する出資を決定した。本事業はファンドへの出資を通じて、開発途上国女性の金融アクセスを促進し、女性の収入向上や女性起業家によるビジネスの売上増大など、女性の経済的エンパワメントの向上に寄与するものである。SDGs のゴール 8 及びゴール 9 に貢献する。
- ・ **ガーナ「カカオ豆バリューチェーン強化事業」**：ガーナの Ghana Cocoa Board（COCOBOD）に対する融資を決定した。本融資は COCOBOD が行うガーナのカカオ豆の生産量拡大等を目的とした取組に対する融資であり、機構がアフリカ開発銀行と共同する「アフリカの民間セクター開発のための協働イニシアティブ第 4 フェーズ（EPSA4）」の下で初めて実施するアフリカ開発銀行との協調融資案件である。SDGs ゴール 1、ゴール 8 及びゴール 12 に貢献する。
- ・ **メキシコ「太陽光発電事業」**：メキシコのエネルギー会社である Infraestructura Energética Nova, S.A.B.de C.V.（イエノバ社）に対する融資を決定した。本事業は機構初となるグリーンローン原則の認証を取得した融資案件であり、メキシコにおいて、イエノバ社による太陽光発電事業に対する支援を通じ、同国の電力供給増加及び再エネの促進並びに電源多様化の推進を図ることで、気候変動の影響緩和に寄与するものである。SDGs ゴール 7 及びゴール 13 に貢献する。
- ・ **アジア諸国向け金融包摂促進ファシリティの創設**：機構の海外投融資として初となる特定開発課題に対する融資枠を設定する取組として 5 億米ドルを上限とする融資枠を設定した。本ファシリティは、女性・低所得者・中小零細企業等のエンパワメントに寄与する事業を行うアジア開発途上国の地場金融機関を支援するものであり、2019 年 11 月の第 22 回日・ASEAN 首脳会議で安倍首相が発表した「対ASEAN 海外投融資イニシアティブ」を踏まえて創設したものである。同ファシリティの下でカンボジア・中小零細事業者支援事業、インド・中小零細事業者支援事業への融資を決定。本取組は SDGs ゴール 1、ゴール 5 及びゴール 8 に貢献する。
- ・ **ブラジル・分散型太陽光発電システム導入事業**：ブラジル最大規模の信用組合連合である Sicredi グループに対する融資を決定した。本事業は、Sicredi グループを通じて分散型太陽光発電システムの普及を支援することによりブラジルのエネルギーの安定化及び世界的な気候変動対策に資するものである。SDGs ゴール 7、13 及び 17 に貢献する。
- ・ **ブラジルでの持続的な林産業支援**：ブラジルの製紙・パルプ製造会社である Klabin S.A.（クラビン社）に対する融資を決定した。本事業は、ブラジルの持続可能な林産業の発展・サプライチェーンの強化に寄与するとともに、気候変動影響緩和に資するものであり、SDGs ゴール 9、12、13、15 に貢献する。
- ・ **協力準備調査（PPP インフラ事業）**：移行型 2 件及び予備調査単独型 5 件の計 7 件を採択した。このうち、ベトナム「ハノイ市公共交通事業経営・オペレーション改善事業準備調査」は、ハノイ市バス事業会社の経営や運行効率の改善を図り、以てハノイ市都市圏におけるモーダルシフトの促進、渋滞の緩和等に寄与するもの。SDGs のゴール 9、11、17 に貢献することが見込まれる。

② 他機関との協調融資の促進

- ・ フランスの AFD グループ、欧州投資銀行（EIB：European Investment Bank）、アフリカ開発銀行（AfDB）との間で覚書を締結し、協調融資を促進することで合意した。また、締結済 MOU に基づき AfDB とはガーナ・カカオ豆バリューチェーン強化事業を、IDB-Invest とはブラジル・持続的な林産業支援事業をそれぞれ承諾した。

③ 民間企業との連携を強化する取組

- ・ **企業連携方針の策定とアクション**：民間企業との連携を一層推進するに当たり、機構の企業連携強化方針を策定した。これに基づき機構の本部、全国内拠点、全在外事務所で企業連携担当者を各 2 名任命し、「企業連携ネットワーク」を立ち上げた。同ネットワークを通じ、今後は企業連携を推進するためのアクションプランの実施や制度検討、情報共有、人材育成等の取組等を実行する。

(2) インフラシステム輸出に資する発信

- ・ **インフラ輸出に関する諮問委員会**：各業界の有識者から構成される機構インフラ輸出の推進体制強化等に関する諮問委員会を開催し、提言を取りまとめることで、インフラシステム輸出戦略等の日本政府の政策決定に大きく貢献した（No13-2. (1) ②参照）。
- ・ **経協インフラ戦略会議**：各回のテーマに基づいて、特定の国・地域及び分野に係るインフラ輸出促進と戦略性向上のための情報提供を行った。テーマ「環境」では、海洋プラスチックごみ対策に資する個別案件に加え、民間提案型調査を踏まえて形成された事業について情報を提供した。テーマ「都市開発（スマートシティ）」では、計画段階から実証事業、プロジェクト実施までの包括的支援の事例として、ヤンゴンやビエンチャンの都市開発事例、タイのスマート交通に係る SATREPS の事例、マニラ交通分野の民間提案型調査等の事例を提供した。テーマ「PPP」では、開発途上国における PPP 事業推進に係る課題を整理して共有するとともに、具体的な事例として、モンゴル・ウランバートル国際空港（円借款、技術協力を活用した本邦企業の O&M コンセッション取得の支援）やバングラデシュ EBF（Equity Back Finance）円借款、パラオ空港に係る海外投融資の事例等を提供した。また、経協インフラ戦略会議の決定を受けて設置されたインフラ投資支援連絡会議での議論等を踏まえ、マスタープラン（M/P）策定等の上流段階から、民間企業の意見も踏まえた協力の実施を推進するため、内閣官房にて設置された「水インフラタスクフォース会合」及び「交通分野ワーキンググループ」に機構も参加し、議論に貢献した。
- ・ **本邦企業向けの情報発信**：経団連主催の「インフラシステムの海外展開施策に関する説明会」において、経団連の会員企業の社員約 200 名に対し、機構のインフラ輸出への貢献や更なる対応策、協力準備調査（PPP インフラ事業）、SDGs ビジネス調査、民間技術普及促進事業を紹介し、民間企業のインフラ輸出における機構の活用可能性を発信した。
- ・ 日本機械輸出組合主催の「水インフラ国際展開タスクフォース」では官民約 70 名に対して、アジアにおける機構の上下水等分野の協力や取組を共有し、2019 年 12 月の官民ミッションのメンバーへの派遣時における現地視察等のサポート等、官民一体となった水ビジネスへの参画促進へ貢献した。

(3) インフラ輸出にもつながる事業の形成・実施

- ・ **インフラ輸出新制度等への対応**：日本政府の「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」に新たに盛り込まれた、O&M ビジネス拡大に向けた公的金融の活用に資する案件として、ウズベキスタン「電力セクター能力強化事業（フェーズ 2）」を承諾し、人材育成や実施機関の能力

構築等への支援をパッケージとして構築した。

- ・ **新規アンタイド案件における本邦技術の活用促進**：本邦技術の活用を進めるべく、全 51 件の承諾のうち、11 件の STEP・タイド等案件に加え、昨年度の 2 倍に当たる 16 件（エンジニアリング・サービス（E/S：Engineering Service）、輪切り後続・追加借款を含む）のアンタイド案件においても、本邦に優位性のある技術を活用した案件形成を行った。具体的には、バングラデシュ「ダッカ都市交通整備事業（1 号線）（第一期）」等である。
- ・ **既往事業における本邦企業の受注促進**：これまで本邦技術を活用した案件形成の推進及び調達プロセスにおける技術仕様の精緻な確認を進めた結果、既往案件において、STEP 以外も含めて多くの本邦企業の受注が実現した。具体的には、ケニア「モンバサ港周辺道路開発事業（第二期）」、バングラデシュ「ダッカーチッタゴン基幹送電線強化事業」等で、本邦企業の受注につながった。2019 年度の主な日本企業の受注実績は、バングラデシュ「ハズラット・シャージャラル国際空港拡張事業（第一期）」では三菱商事 JV で受注総額約 2,710 億円、フィリピン「南北通勤鉄道事業（マロロス-ツツバン）」では大成建設 JV で受注総額約 1,154 億円、エジプト「ボルグ・エル・アラブ国際空港拡張事業」では大成建設 JV で受注総額約 156 億円、コートジボワール「アビジャン港穀物バース建設事業」では東亜建設工業㈱で受注総額約 94 億円が挙げられる。また、こうしたインフラ輸出の取組強化の結果、2013 年以前には 20%～ 30%程度で推移していた本邦企業受注率が近年 50%以上に向上。

(4) SGDs 達成に向けた貢献

No.6-2. (4) 参照。

No.6-2 中小企業等

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
中小企業・SDGs ビジネス支援事業（中小企業型）を通じたパートナー数	99 法人・団体 ⁹⁶	131法人・団体	118法人・団体	143法人・団体	法人・団体	法人・団体

(1) 中小企業等の技術の活用や事業化の促進

① 開発協力事業での活用、事業化が促進された事例

- ・ **ミャンマー「安全・高品質・衛生的な医療用酸素の供給体制構築に係る普及・実証事業」**：治療や手術等医療行為に欠かせない「医療用酸素」は、日本では医薬品として位置づけられ、厳しい管理基準が定められている。他方、ミャンマーでは明確な法制度、規制、管理基準がないため、不適切な管理による酸素ボンベの事故なども発生しており、供給・配送体制の構築、各種基準・規格の整備が喫緊の課題となっている。こうした状況を受け、北島酸素㈱は、24 時間 365 日体制で高品質な医療酸素を安定的に供給する「北島 ROC システム」をミャンマーへ導入し、5 つの病院を実証サイトとして、酸素の充填、病院への配送、病院関係者への研修を実施した。約 2 年間の実証活動の結果、ミャンマー国全体の医療酸素の質向上に寄与していることが確認され、ミャンマーの保健省から高い評価を受けた。さらに、保健省からは医療用酸素の基準策定への助言

⁹⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

も求められているほか、2018 年 10 月には医療用酸素の充填工場（現地法人）の設立に至り、既に民間病院を中心に酸素供給システム等の販売実績を積み上げている。本事業は SDGs のゴール 3 及びゴール 17 に貢献する。また、徳島県初のミャンマー進出企業となるため、他の地元企業による海外展開の後押しとなり、地元経済の活性化に今後貢献することが期待される。

・ **ベトナム「カIMEップ港の機能向上に向けた物流サービス提供のための案件化調査」（旧中小企業海外展開支援事業）**：同調査結果を基に、白金運輸㈱（岩手県）がベトナム南部ホーチミン近郊のバリア・ブンタウ省に、初の日系物流倉庫を開業した。同省において機構支援の下で検討された「地方起点経済成長方針」の中には「産業構造強化」「国際物流拠点化」等が含まれており、同方針に寄与するとともに、同社の強みである 3PL (3rd Party Logistics) のノウハウをいかし、共同配送や流通加工等を導入することで利便性が向上し、円借款で支援した同省の「カIMEップ・チーバイ国際港」の更なる機能向上と活性化に寄与することが期待される。

・ **インド「モジュール金型のエンジニア育成にかかる普及・実証事業」**：㈱岐阜多田精機の提案製品である金型は、高品質、長寿命等差別化の源泉となるコアユニット（性能差別化部）とベースユニット（一般部）からなる「モジュール金型」であり、同業他社と比べても加工性、保全性、耐久性に優れている。普及・実証事業において、モジュール金型エンジニアリング遂行に必要な能力をインド技術者に具備させるため、①作りやすい部品設計技術、②金型設計技術、③金型評価技術、といった技術教育の効果検証を金型の技術人材育成機関で実施した。インドは自動車の世界三大生産国の一つになることが確実で市場として魅力的であり、レベルはまだ低いもののエンジニアリング教育も普及しており、育成のための素地がある点を本事業の前身となる案件化調査で確認した同社は、本普及・実証事業の開始前に現地合弁会社の設立にも至っており、普及・実証事業期間中に現地日系自動車企業や欧米系企業へ 1 億円規模の金型の販売実績を得た。本事業は SDGs のゴール 9 及びゴール 17 に貢献する。また、岐阜大学「地域連携スマート金型技術研究センター」から教員が 3 名、外部人材として調査に参画する等、地域一体となった活動が期待される。

② 課題発信セミナー、ビジネス実現支援セミナー

・ **課題発信セミナー**：2019 年 9 月に 2 日間、機構課題部 5 部、地域部 1 部、民間連携事業部の協働で「途上国課題発信セミナー」を開催した。開発途上地域の課題・ニーズと民間企業の製品・技術・ビジネスとのマッチングを図るため、企業をはじめとした国内パートナー向けに分野・地域のニーズを解説した。同セミナーでは、機構が企業及び国内パートナーと意見交換したい課題について内容を設定し、機構と企業間の対話・情報交換を意識したセッションを開催した。参加者は延べ 397 名（各セッション平均 39.7 名）にのぼり、海外事業における機構との連携や今後の提案型事業への応募等への参考に供した。アンケートによると約 9 割が本セミナーは有用・一定程度有用であったと回答し、開発途上国の課題、機構が取り組んでいる事業についての説明が有用であったと評価した。また、企業からの事例紹介も非常に好評であった。

・ **ビジネス実現支援セミナー**：機構中小企業・SDGs ビジネス支援事業採択済みの企業に向けて、海外でのビジネス展開に当たり、特に必要となるトピックに関する専門的知見を提供し、ビジネスの実現を支援することを目的としたセミナーを開催した。テーマは経営強化（発表者：中小企業基盤整備機構）、資金調達（発表者：日本政策金融公庫）、現地展開（発表者：㈱アセンティアホールディングス）、輸出・進出（拠点設立等）（発表者：JETRO）、法務（発表者：TMI 総合法律事務所）、海外リスク管理（発表者：三井住友海上火災保険㈱）で、参加者は延べ 539 名（各

セッション平均 89.8 名)であった。

(2) 開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善

① 実施態勢の強化

- ・ **本部における民間連携事業の再編**：2018 年 9 月に、国内事業部が所掌していた中小企業海外展開支援事業（基礎調査、案件化調査、普及・実証事業）と、民間連携事業部が所掌していた SDGs ビジネス調査、民間技術普及促進事業を統合し、中小企業・SDGs ビジネス支援事業に再編した上で、さらに効果的かつ一体的な事業実施の実現のため、2019 年 4 月から民間連携事業部が同事業を所掌した。
- ・ **国内拠点への案件移管**：2018 年度に 3 国内拠点（中部、関西及び四国）において、案件主管部署を本部から国内拠点へ移管する取組を試行実施し、同施行実施結果のレビューを踏まえ、2019 年度に機構中部及び関西に本格移管を開始した。移管の効果として、①案件形成から実施、フォローアップまで一気通貫の支援及び物理的・心理的距離の近接化による企業との関係の深化、②企業・案件への理解深化による案件監理の質の向上、及び案件監理から得られる知識・経験をいかした案件形成の質の向上、③地域のネットワークを活用した地元ならではの支援による機構事業・アセットとの相乗効果の発揮、が期待される。

② 適正な事業実施

- ・ 本事業の受注者である企業の契約履行に当たり、本事業が適正・効果的かつ有効な支援事業として運営されていくために、事業内容・制度及び企業の体制・特質を踏まえた適正・効果的な実行策を検討すべく、外部有識者を含めた検討懇談会を開催し、当該検討懇談会での協議を踏まえた、①企業の体制・実施能力の確認、②積算・精算ルールの見直し、③ペナルティの見直し、の 3 つを柱として検討し、実行策を取りまとめた。

(3) 他機関との連携強化及び優良企業の発掘・優良案件の形成

① 他機関との連携による中小企業等の海外進出支援

- ・ **JETRO**：2018 年度に締結した JETRO-JICA 連携覚書に基づき、双方の連携取組状況や今後の連携に向けた情報・意見交換を目的とした定期会合を 2019 年 7 月及び 2020 年 2 月に開催し、両機関の企業支援・民間連携方針について共有するとともに、今後の連携強化に向けた意見交換を行った。11 月に開催された中小企業基盤整備機構が主催するビジネスマッチングイベント「新価値創造展」（中小企業、ベンチャー企業等が独自の製品・技術・サービスの強みや魅力を披露し、新しいビジネスを創出するもの）では、JETRO を含めた新輸出大国コンソーシアムメンバーと協同でブースを出展したほか、12 月に開催された㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループが主催するビジネスマッチングを目的とした大規模商談会「Business Link 商賣繁盛」では、JETRO と共にJETRO 及び機構両機関の制度を活用した企業の事例紹介を行った。また、TICAD 7 の機会を捉えて JETRO 及び国連開発計画 (UNDP) と連携してアフリカ地域における中小企業等の事業展開を支援する目的で覚書を締結した上で、5 件の実施中案件に対する JETRO 及び UNDP からの追加的な支援の可能性を探るための伴走型支援を開始する等、具体的な連携を進めた。
- ・ **(独) 中小企業基盤整備機構 (中小機構)**：機構が実施する内外のセミナーにおいて中小機構が支援制度等の説明を行う等、更なる連携を進めた。その他、採択済み企業 41 社に対して中小機構による伴走型支援メニューの紹介や、中小機構主催の展示会・商談会への出展 (2 件) 及び後援 (2 件) を行い、幅広く連携した。
- ・ **損害保険会社との連携**：機構と損害保険会社が有するノウハウやネットワークを有効活用し、優

れた技術・製品を有する中小企業の発掘と企業の海外展開を促進し、開発課題の解決と地域活性化を更に促進することを目的として、損害保険会社 3 社と業務連携に係る覚書をそれぞれ締結した。海外進出に関する企業向けのセミナーの開催等を通じて、損害保険会社から開発途上国における企業のリスクマネジメントに関する情報提供を受ける等の連携を行った。海外のリスク情報の蓄積を強みとする損害保険会社との連携強化により、企業の海外展開支援が一層強化されることが期待される。

- ・ **その他支援機関**：機構内部向けに、一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS：The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships）の中小企業支援メニューに係る理解促進のための勉強会を実施した。

② 自治体との連携

- ・ **熊本県との連携協定締結**：熊本県内企業の海外展開支援等にも貢献することを目指して、地方創生や外国人材受入に貢献する人材の育成に向けた協力の強化を内容とする連携協定を熊本県と締結した。熊本県の地方創生と多文化共生社会実現に向けた人材育成に取り組むことにより、熊本県の地域課題の解決や経済社会の発展、開発途上国との関係強化の促進に貢献した。

③ 優良企業の発掘や優良案件の形成

- ・ **各種セミナー**：全国各地で中小企業海外展開支援セミナーを 194 回実施し、4,764 社、10,675 名の参加を得た。
- ・ **情報発信の強化**：企業が海外展開ビジネスを成功させた優良事例等を、積極的に業界紙（日刊工業新聞、日刊建設工業新聞等）、地方新聞等へ広報・発信した（2019 年度中に計 343 件の掲載）。また、日経ビジネス及び NIKKEI ASIAN REVIEW（英文）に機構副理事長のアフリカビジネスに関するインタビュー記事を広告記事として掲載した。さらに、日本国内で認知・取組が広がるSDGsの現状を踏まえ、機構と具体的な連携実績・連携事例がない国内民間企業向けに、SDGs 及び機構の事業概要及び中小企業・SDGs ビジネス支援事業に関して分かりやすく説明する広報資料（パンフレット）を製作し、国内拠点を通じ地方金融機関や自治体等とも協力して配布した。
- ・ **TICAD 7 における取組**：TICAD 7 の会期中には、民間企業のアフリカでのビジネス進出促進を目的としたイベントを開催した（サイドイベント「日本企業×アフリカ× JICA ―現地の課題をビジネスに変える―」）。イベントでは、アフリカにおける現地課題やビジネスチャンス、機構が日本企業向けに提供する支援メニューの紹介に加え、民間企業によるパネルディスカッションを実施した。また、アフリカで拡大するインフラや他産業への資金ニーズを背景に、アフリカへの民間投資の更なる促進のために、AfDB と機構の民間投融資業務における新連携枠組みのローンチセレモニーを開催した（サイドイベント「JICA-AfDB アフリカ投資セミナー・新連携枠組みローンチセレモニー」）。セレモニーでは、機構や AfDB、著名企業によるパネルディスカッションを実施し、投資機会やアフリカ市場の展望について発信した。
- ・ さらに、JETRO が主催する商談会「日本・アフリカビジネスフォーラム & EXPO」のジャパン・フェアにブース出展を行い機構の取組を国内外へ発信した。TICAD 7 に向けたアフリカ特集の特別広告企画にも上述の機構副理事長インタビュー記事を掲載、配布を実施した。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 企業提案型の事業について、提案ビジネスを通じて貢献を目指す SDGs ゴールを選択するように企画書様式を改定する等工夫し、SDGs への貢献を意識した事業の提案を促している。その結果、SDGs ゴールへの貢献を意識した提案が 500 社以上から提出され、17 のゴール全てに対する提

案を採択する等、中小企業への SDGs の普及やその達成に向けた貢献への参画促進につながった。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

他の政府関係機関等とも緊密に連携し、本邦企業等が有するリソースを活用した開発途上地域の課題解決への貢献に資する取組を実施することを期待する。その際、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」に記載されているように、中小企業・SDGs ビジネス支援事業の広報や、開発ニーズと日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチングの更なる強化に資する取組等を実施することを期待する。（平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年 9 月）、No.6「民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献」）

<対応>

民間企業との連携を一層推進するに当たり、企業連携強化方針の策定に加え、機構職員が迷いなく積極的に企業と関係構築できるよう、その考え方、姿勢及びコンプライアンス上の留意点・対応策等を分かりやすく示したガイドラインの策定を進めた。

また、日本国内で認知・取組が広がる SDGs の現状を踏まえ、機構と具体的な連携実績・連携事例がない国内民間企業向けに、SDGs 及び機構の事業概要及び中小企業・SDGs ビジネス支援事業に関して分かりやすく説明する広報資料（パンフレット）を製作し、地方金融機関や自治体等とも協力して配布した。さらに、TICAD 7 を念頭に、アフリカ各地域における開発課題を提示し、これに対して企業からビジネス提案を募集する「課題提示」型募集を TICAD 7 開催前後の公示にて実施することで、本邦企業等が有する技術や製品、システムをアフリカ地域の課題解決につなげる取組を行った。その結果、アフリカでの提案が 42 件採択された（採択件数の約 24%）。

その他、JETRO、UNDP、中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、損害保険会社、地方金融機関等の各機関との対話を進め、各支援機関の強みをいかした中小企業の海外展開につながる連携が可能となるよう検討を進めた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評価と根拠>

評価：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、民間企業等の優れた技術や知見の活用を通じた開発協力の推進に貢献した。特に、①民間企業の先進技術やノウハウを個別の開発課題解決に取り込む取組の初実施（課題提示型募集）、②海外投融資再開後最大の承諾額となる 637 億円の承諾達成、③政府公約「2X Challenge」に資する初の海外投融資調印、④ IDB Lab との初の協調融資による機構初の劣後融資の実施（日系信用組合を通じた中小零細事業者支援事業）、⑤インフラ輸出新制度の実現（初のハイスpek 借款、OM 借款承諾）、⑥新規アンタイド案件における本邦技術の活用促進、⑦既往事業における本邦企業の受注促進、⑧本邦中小企業の海外進出促進等、特筆すべき成果をあげた。

ア 民間企業等

- ◎ **大企業の先進技術・ノウハウ活用に向けた課題提示型募集の初実施【②】**：機構が能動的に民間事業を個別の開発課題解決に取り込むアプローチの一環で、TICAD7 を念頭に「アフリカ課題提示型募集」を初実施。機構が各国で実施する協力等も踏まえつつ総合的に分析・提示する開発課題の解決に向けて大企業（日本電気㈱（NEC）、富士フイルム㈱等）の先進技術やノウハウを活用する新たな取組が始動。
- ◎ **海外投融資再開後最大の承諾【②】**：機構役員等のトップレベルによる業界団体、金融機関、商社、メーカー等への説明や意見交換会の実施、国際金融機関との連携強化等を通じて、海外投融資再開後最大の承諾額となる 637 億円の承諾を達成。
- ◎ **女性の金融アクセスに関する政府公約「2X Challenge」に資する初の海外投融資調印【①】**：MFI による事業拡大の支援を通じて、女性を含む低所得者層の金融アクセス改善を目的に五常・アンド・カンパニー㈱との出資契約に調印。G7 で採択された「2X Challenge: Financing for Women」に寄与する初の海外投融資。
- ◎ **機構初の劣後融資、IDB Lab との初の協調融資の決定【②】**：日系社会を起源とするアバコ貯蓄信用組合への資本性劣後融資の供与を決定。機構初の劣後融資、ペルーにおける初の海外投融資、また IDB Lab との初の協調融資。
- ◎ **サブサハラ・アフリカ地域限定ファンドへの初出資の決定【②】**：今後急激な人口増加が見込まれる一方、一次産品への依存度が高く、脆弱かつ雇用吸収率の低い産業構造となっているサブサハラ・アフリカ地域で、拡大期の中小企業等へ投資と技術支援を行うためのサブサハラ地域限定ファンドへの初出資を決定。
- ◎ **インフラ輸出新制度の実現（初のハイスpekク借款、OM 借款）【①③】**：ハイスpekク借款の第一号案件（ウズベキスタン）を承諾し、質の高いインフラを推進。また、日本政府「インフラシステム輸出戦略」に新たに盛り込まれた O&M ビジネス拡大に向けた公的金融の活用に資する案件（ウズベキスタン）を承諾。
- ◎ **新規アントイド案件における本邦技術の活用促進【①③】**：本邦技術の活用を進めるべく、全 51 件の承諾のうち、11 件の STEP・タイド・ハイスpekク案件に加え、16 件（2018 年度比 2 倍）のアントイド案件においても本邦に優位性のある技術を活用した案件を形成（ダッカ都市交通整備事業（1 号線）（第一期）」等）。
- ◎ **既往事業における本邦企業の受注促進【①③】**：調達プロセスにおける技術仕様の精緻な確認等を進めた結果、既往案件において STEP 以外も含めて多くの本邦企業の受注が実現（バングラデシュ事業における三菱商事㈱ JV の約 2,710 億円受注、フィリピン事業における大成建設㈱ JV の約 1,154 億円受注等）。また、こうした取組強化の結果、本邦企業受注率について、2013 年以前には 20% ～ 30% 程度で推移していたが近年は 50%以上に向上。
- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業の SDGs ビジネス支援型では案件化調査 16 件、普及・実証・ビジネス化事業 14 件を採択（うち「アフリカ課題提示型募集」では、各々 5 件採択）。
- AFD グループ、EIB、AfDB との間で覚書を締結し、協調融資の促進に合意。AfDB、IDB-Invest との初の協調融資を承諾。
- 経協インフラ戦略会議にて各テーマに基づきインフラ輸出促進と戦略性向上のための情報を提供。経団連主催セミナー等を通じ本邦企業向けに情報を発信。

イ 中小企業等

- ◎ **本邦企業がミャンマーにおける医療用酸素の供給体制構築【④⑤】**：北島酸素㈱が高品質な医療酸素を安定的に供給する「北島 ROC システム」の実証活動をミャンマーで約 2 年間実施した結果、ミャンマー国全体の医療酸素の質向上に寄与していることが確認。ミャンマー保健省から高い評価を得て、医療用酸素の基準策定への助言も求められているほか、医療用酸素の充填工場（現地法人）の設立に至り、既に民間病院を中心に酸素供給システム等の販売実績を積み上げている。
- ◎ **本邦企業がベトナムに初の日系物流倉庫を開設【②⑤】**：中小企業・SDGs ビジネス支援事業を通

じて、白金運輸㈱がベトナムのバリア・ブンタウ省に初の日系物流倉庫を開業。本件は機構支援で検討された同省の「地方起点経済成長方針」に寄与するもので、円借款で支援した同省の「カIMEップ・チーバイ国際港」の更なる機能向上と活性化への寄与も期待される。

- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業採択済みの企業を対象に、ビジネス実現支援セミナーを開催（計539 人参加）。
- 民間連携事業が適正・効果的な支援事業として運営されていくために、事業内容・制度及び企業の体制・特質を踏まえた適正・効果的な実行策を検討すべく、外部有識者を含めた検討懇談会を開催。当該検討懇談会での協議を踏まえた実行策を取りまとめ。
- 中小企業の海外進出支援を推進すべく、JETRO、中小企業基盤整備機構、損害保険会社、自治体等との連携を強化。
- 優良企業の発掘や優良案件の形成を目的に、全国各地で中小企業海外展開支援セミナーを開催（191 回、10,630 人参加）。

<課題と対応>

他の公的機関や金融機関とも連携して、より質の高い事業の実施や事業後の企業による開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの実現を促進する。また、不正・リスク事案の防止に向けた取組を一層強化する。

3－5．主務大臣による評価

評価：S

<評価に至った理由>

民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

（定量的実績）

【指標 6-5】「開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数」が目標値（1,200 人）を約 59.9%上回る 1,919 人となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。

（定性的実績）

1. 民間企業等

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、中小企業・SDGs ビジネス海外展開に係る事業の実施、他機関との協調融資も活用した海外投融資による企業への支援拡大等の取組（含：開発課題に係る現地ニーズ等の情報の積極的提供、TICAD 7 に向けたアフリカ課題提示をはじめとする課題提示型募集導入）や、「インフラシステム輸出戦略」等の目標達成に向けた情報提供、協力準備調査（PPP インフラ事業）（現：協力準備調査（海外投融資））を通じた 各種インフラ事業等の形成促進等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：海外投融資に関して、機構の積極的な取組の結果、再開後最大となる 637 億円の承諾を達成し、着実に事業の拡大を進めている。また、その中で G7 シャルルボワ・サミットにて発表された「2X Challenge: Financing for Women」に寄与する案件や機構初の劣後融資、IDB Lab との協調融資、サブサハラ地域限定ファンドへの出資など、新たな取組も積極的に取り入れつつ、創意工夫を活かして開発課題への対応に貢献していることが認められる。

また、インフラ海外展開に関し、O&M 借款の第一号案件が形成され、本邦企業の海外展開にも資する取組に進展が見られたほか、STEP 等を通じて本邦技術の活用を促進した。こうした取組を通じ、円借款事業における本邦企業受注率は 50%以上を達成した。

そのほか、AFD、EIB、AfDB との間で協調融資促進に向けた覚書が締結されたことや、インフラ輸出の推進体制強化等について外部有識者による諮問委員会を開催したこと、企業連携強化方針を作成し全部署で企業連携担当者を任命するなど組織内の体制強化を図ったことなどは、継続的な取

組の強化に向けた自主的な取組として評価される。

指標：【指標 6-1】「開発途上地域の課題解決及び我が国の政策にも貢献する、民間企業等との連携事業の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は概ね基準値どおりの水準となった

【指標 6-2】「我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国の民間企業のニーズ等を踏まえた制度改善、及びインフラ輸出にもつながる事業の形成・実施状況」に関しては、上記の定性的な実績のほか、関連指標は 2017・2018 年度からは減少したものの引き続き基準値を上回る水準となった。

2. 中小企業等

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、中小企業等による提案型事業の実施及び開発協力事業での活用や事業化促進、開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善、開発課題や現地ニーズ等の情報提供、アフリカを対象とした課題提示、他機関との連携強化を通じた中小企業等の海外展開支援の効果的・補完的实施、地方からの一層の優良案件の発掘・形成等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：ミャンマーにおいて、医療用酸素の供給に関し、本邦の中小企業が機構事業による実証活動を通じてミャンマー保健省の高い評価を得、現地でのビジネスを展開させているほか、ベトナムにおいて機構事業を契機として本邦の中小企業が物流倉庫を開業するなど、着実に中小企業の海外展開支援に実績を上げてしていると認められる。

また、「ビジネス実現支援セミナー」の開催を含む関係公的機関との連携推進や、損保会社との連携を通じた支援体制の強化、適正な事業実施に向けた外部有識者を含む検討懇談会の開催など、事業の継続的な改善に向け積極的に取り組んでいる点は高く評価出来る。

指標：【指標 6-3】「開発途上地域の課題解決に資する製品・技術を有する中小企業等に対する海外展開支援事業の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は基準値を大きく上回る水準となった。

【指標 6-4】「政府関係機関や経済団体、地方自治体等の関係機関との連携強化等を通じた開発協力へ参画する企業の裾野拡大のための取組状況」については、上記の定性的な実績のほか、関連指標（定量指標と共通）は基準値を大きく上回る水準となった。

（結論）

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られ関連指標からもその傾向が是認出来ること、さらにそれら成果には質的に顕著な成果が多く認められることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「S」評価とする。

具体的には、開発協力大綱や SDGs でも重視されている開発への民間資金の活用や、本邦企業による質の高いインフラ投資を一層推進すべく海外投融資の実施体制を強化し、規模としては最大の承認額を達成したほか、その中で G7 シャルルボワ・サミットにて発表された「2X Challenge: Financing for Women」に寄与する案件や機構初の劣後融資、サブサハラ地域限定ファンドへの出資など新たな取組を導入した。また、政府が策定したインフラシステム輸出戦略でも重要視する運営・維持管理（O&M）の体制構築に係る借款の第一号案件が形成されたことを始め、日本企業の質の高いインフラ輸出拡大に大きく貢献した。加えて、中小企業を含む民間企業との連携強化に向け、国際機関や国内関係機関との連携の促進や各種の有識者会合の実施、機構内の組織体制強化に積極的に取り組むなど、機構の自主的な取組による創意工夫多数見られた。

<その他事項>

（有識者からの意見）

・JICA による民間連携事業の支援メニューが拡大する中で、特に、本邦企業による途上国の開発課題への対応に係る途上国への進出、インフラ支援を通じた本邦企業の海外進出、途上国スタートアップ企業の発掘・調査及び本邦企業とのマッチング等において、JETRO との一層の調整・連携が必

要であると認識している。既にアフリカ地域では、JICA、JETRO、UNDP の 3 機関連携を通じて、各機関が適切な形で連携を図る枠組みが形成されつつあるが、アフリカ地域に留まらず、他地域においても、JETRO を初めとする関係機関と十分な連携が図られた上で、JICA 事業が実施されることを期待する。また、国内の JICA 拠点機関において地方の中小企業や自治体などを中心に途上国における SDGs 課題解決ビジネスの推進を支援することも SDGs のローカライゼーション推進の観点から JICA により一層の活躍が求められる。

（予算額と決算額の乖離）

相手国の事情等により事業計画に変更が生じ、2020 年度に繰越を行ったもの。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 7	多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数	6,000 件 ⁹⁷ (2017-2021)	1,200 件	1,512 ⁹⁸ 件	1,931 ⁹⁹ 件	2,117 件		
② 主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円） ¹⁰⁰			27,247	25,369	25,529		
決算額（百万円） ¹⁰¹			26,483	25,329	24,789 ¹⁰²		
経常費用（百万円）			26,197	25,063	24,182 ¹⁰³		
経常利益（百万円）			△ 1,849	△ 363	△ 184 ¹⁰⁴		
行政コスト（百万円） ¹⁰⁵			26,192	25,017	24,182 ¹⁰⁶		
従事人員数			121	121	117		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)
年度計画

⁹⁷ 民間連携と同等の水準として設定する。

⁹⁸ 2017 年度の集計値に誤りがあり今回は正。

⁹⁹ 2018 年度の集計値に誤りがあり今回は正。

¹⁰⁰ 2019 年度より受託経費及び寄附金事業費を含めたため、2017 ～ 2018 年度の計数を修正した。

¹⁰¹ 2019 年度より受託経費及び寄附金事業費を含めたため、2017 ～ 2018 年度の計数を修正した。

¹⁰² 暫定値

¹⁰³ 暫定値

¹⁰⁴ 暫定値

¹⁰⁵ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

¹⁰⁶ 暫定値

1. (7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ア ボランティア

- ・ 開発途上地域の課題解決ニーズに適切に応えていくため、要請内容や募集方法の改善、ICT を活用した戦略的な募集・広報、説明会を実施し、幅広い年齢層の関心を広げることにより、国民のボランティア事業への更なる参加を促す。また、「海外協力隊」に対する一層の理解と支援を得るため、関係機関・団体と協力して国民各層に届く発信の強化に取り組む。
- ・ 政府との緊密な連携のもと、新たな区分・制度の円滑な導入及び実施を着実に行う。また、PDCA の強化に向けて新たに策定した評価ガイドラインを用いて、事業評価の取りまとめに着手する。加えて、国内の多様な担い手（民間企業、大学や地方自治体等）との連携を定着させるための制度整備を進める。
- ・ SDGs、TICAD、スポーツと開発等の国際公約及び国内の課題にも貢献する事業展開を行う。特に、「海外協力隊」が持つフロンティア人材を育成する機能等を更に強化するため、訓練内容の拡充に加え、派遣前から帰国後のキャリアパスに至る継続的な情報提供・支援を行う。

イ 地方自治体

- ・ 地方自治体が有する知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- ・ 特に、自治体連携事業の優良事例の発信、共有に取り組み、自治体が推進する地域の国際化や海外展開、開発協力活動を後押しすることで、国内外の SDGs の推進にも貢献する。

ウ NGO/ 市民社会組織（CSO）

- ・ NGO/CSO の有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指して NGO/CSO と機構の対話を促進し、新規参画から草の根技術協力事業等への応募、実施に至るまでの活動を促進するための適切なコンサルテーションを行う。
- ・ 特に、機構が開発途上地域の課題・ニーズを発信することにより、各 NGO/CSO が有する強み等をより効果的に事業においていかせるよう、案件形成・コンサルテーションを行う。加えて、NGO 等活動支援事業等を通じた NGO/CSO の能力向上に取り組む。

エ 大学・研究機関

- ・ JICA 開発大学院連携を推進し、開発途上地域の将来の発展を担う人材に対して、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供するべく、協力大学との連携を強化する。
- ・ 帰国後に日本での学びを母国の発展に効果的に役立ててもらうとともに、知日派のリーダーとして活躍することを目指し、大学との連携により、大学の学位課程の中での専門分野の教育・研究に加え、日本の開発経験について英語で学ぶプログラムを開発途上国からの人材に対して提供する。
- ・ 大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した支援、担い手の裾野拡大に取り組む。また、地球規模課題の解決に資する事業を実施するとともに、事業成果の他の事業形態への展開を行う。

オ 開発教育、理解促進等

- ・ 児童・生徒の国際理解を促進するため、開発教育支援事業を実施する。また、文部科学省、教育委員会等の教育機関、NGO 等と連携して、開発教育の裾野を拡大する取組を行う。特に、教員向け研修プログラムは、2018 年度に行った見直しを踏まえ、着実な改善を進める。
- ・ 地球ひろばを含めた国内拠点での活動を通じ、国民の開発課題・開発協力への理解を促進する。特に、SDGs や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を踏まえた効果的な取組を行うとともに、機構の各種事業及び開発教育の関係者・機関との連携を通じ、地球ひろばの展示の学校教育現場での活用を引き続き推進する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- ・ 課題解決に資するボランティア事業の実施，ボランティア経験の我が国国内での発信及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況
- ・ 地方自治体，NGO，大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施，それら経験の日本国内での共有の支援，及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況
- ・ 児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する，教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組，及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況

3-2. 業務実績

No.7-1 ボランティア

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
ボランティア派遣人数 (人)	1,499 人 ¹⁰⁷	1,463 人	1,227 人	1,146 人	人	人
ボランティア活動における 達成度アンケート結果	63.3% ¹⁰⁸	50%	52.4%	52.9%	%	%
機構ボランティアウェブサ イトの訪問者数	165 万人 ¹⁰⁹	232 万人	302 万人	300 万人	万人	万人

(1) 開発課題に沿ったボランティア事業の実施

- ・ 相手国のニーズにより適合した隊員の派遣に向けて、各国の開発課題に対応した派遣計画の策定とそれに基づく案件形成を引き続き実施し、必要な職種に対する応募者確保のための取組を、制度変更を含め強化した。2018 年度秋募集より制度変更を行い、年齢制限を原則撤廃したところ、これまで要請数に対する応募者が少なかった職種について前年度比での応募者に増加がみられ（2018 年春・秋募集と 2019 年春・秋募集を比較すると、野菜栽培：13→20 名（54%増）、日本語教育：94→120 名（28%増）、自動車整備：8→19 名（138%増））、各国からの要請の充足という観点で改善が見られた。

(2) 国内における多様な担い手との連携

- ・ 開発途上国政府からの要請に対応できる専門性や経験を有する応募者を確保し、計画的な隊員派遣を行うことを目的に、連携派遣の要件を整理し「連携隊員派遣基本方針」を 2018 年度に策定した。また、同方針に基づき、これまで延べ 13 の自治体、98 社の民間企業（NPO 法人含む）、39 大学と連携合意書を締結した。同連携に対する大学の関心の高さを反映し、同派遣に基づく派遣隊員数は、2018 年度の 149 名から 2019 年度の 176 名に増加した。民間企業や大学では、海外事業展開の増加や拡大に伴うグローバル人材の確保・育成が急務となっている。特に、大学では教育の一環として本連携派遣を評価している点が派遣者増につながっている。

¹⁰⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹⁰⁸ 2015 年度実績（ボランティア本人による「満足度」評価の最上位の平均値）

¹⁰⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

(3) 国民の一層の理解と支援の醸成及び参加促進に向けた広報

①募集・広報

- ・ 募集広報の媒体として、ICT の活用を大幅に拡大した。JICA 海外協力隊ウェブサイト訪問者に個別にアプローチする広告の掲出や、JICA 海外協力隊ウェブサイトの訪問履歴によって応募促進のための情報を出し分ける等、個々の訪問者が必要とする情報を提供した。
- ・ ボランティア参加に対するシニア世代の関心の高まりに応えるべく、新たに以下 (3) ②記載の制度変更を行い、シニア世代向けの広報記事の掲出、Web でのターゲティング広告等を実施した。その結果、制度変更直後の 2019 年春募集では一般案件におけるシニア世代応募者が例年の半分以下に減少したが、秋募集では顕著な回復が見られた。
- ・ 各都道府県の OV 会や育てる会との連携を強化し、地域ぐるみで応募促進を展開することを目的に、これら支援団体等が実施する応募促進活動を支援する制度を構築した。2019 年度は同制度を活用した応募促進活動が試行的に行われるとともに、国別・職種別の OV 会が集う「協力隊まつり」を共催し、OV 会と連携を図った応募勧奨を推進した。
全国町村会が発行する「町村週報」への記事の掲載や、「日本も元気にする JICA 海外協力隊」パンフレットの利便性向上、総務省を通じた全都道府県市町村へのキャリアフェアの周知を通じ、国民各層に届く発信を強化した。

②制度改正

- ・ 機構のボランティア事業について、2018 年度に総称を「JICA 海外協力隊」とし、年齢による区分（青年・シニア）を一定以上の経験・技能等の要否による区分に変更する見直しを行った。2019 年度より同見直しに基づく選考者の派遣を開始した。
- ・ 新旧の制度に基づき派遣されている隊員の派遣手続きや受入業務（住居選定や旅行制度、予算執行管理等）が混乱なく行われるように、新制度に基づく執務マニュアルを整備し、機構内関係者に周知した。また、例年実施している広報効果測定調査において、新制度に基づく機構ボランティア事業の認知度等を測る質問項目を追加し、その回答結果に応募勧奨の取組強化に活用した。

(4) スポーツと開発への貢献

- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて日本政府が主導するスポーツ国政貢献事業「Sport for Tomorrow」が目標とする世界 100 か国以上、1,000 万人以上の裨益者達成に貢献すべく、体育・スポーツ隊員の派遣数倍増を実施した。2012 年の体育・スポーツ隊員派遣人数である 81 名を基準値とし、その倍となる 162 名以上の派遣を目標値として、大学や競技団体との連携案件を含めて積極的に形成した（総要請数は 2012 年度 164 要請⇒ 2019 年度 337 要請 *）。2014 年に 176 名を派遣し目標を達成後も 2015 年・219 名、2016 年・241 名、2017 年・265 名、2018 年・215 名、2019 年・256 名と基準値を上回る派遣人数を継続している。
- ・ 2014 年から 2019 年度まで、日本体育大学と連携した体育隊員をカンボジアの国立体育教員養成校に累計 34 名派遣し、日本体育大学が専門性を有する体づくり運動の導入・普及を実施した。また、同国の体育教員養成校で学ぶ学生に対して、2016 年に改訂されたカンボジアの中学校学習指導要領に基づく授業実施能力の向上に貢献した。

(5) 国内の課題に貢献する事業展開

- ・ 帰国隊員による社会還元活動促進の一環として、長野県長野市や宮城県丸森町等で台風 19 号の復旧・復興活動に OV が参加することを支援するための交通費・ボランティア活動保険料を補助することを決定し、26 名の OV に適用した。また、駒ヶ根及び二本松で派遣前訓練中の 100 名

以上の隊員候補生も休日等を利用し、災害ボランティアとして被災地の復旧活動を支援した。同支援に対し、二本松訓練所が福島県本宮市より感謝状を受領した。隊員候補生有志がチャリティー T シャツ販売を行い、その売上を(株)福島民報社と福島民友新聞(株)を通じ義援金として寄付した。機構は隊員候補生の地域貢献に対する自主性と思いを尊重した活動を側面支援した。

- ・ 地方創生や外国人材受入に貢献する人材育成を目的とした初めての連携協定を、熊本県及び熊本県立大学と 10 月に締結した（熊本モデル）。これを通じてグローバル人材の県内での就職・定着を促進し、同県の地方創生や外国人受入体制整備に貢献することを目的とし、2019 年度は県内におけるインターンシップの提供に着手。
- ・ OV である学校教員の全国組織「全国 OV 教員・教育研究会」と共にシンポジウムを開催し、多文化共生の理解促進活動と協力隊経験の学校現場でのいかし方について、経験共有と普及を図った。また、国内で地域貢献活動を行う OV 組織等のネットワーク強化や会合開催への支援を行う等、OV による地域活性化や多文化共生の取組を支援した。

(6) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ **健康福祉 (SDGs ゴール 3)** : ボリビアでは、配属先同僚が患者指導の際に利用可能なパンフレット（糖尿病、高血圧症、肥満予防）を、隊員が作成した。また、同国の技術協力「オルロ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト」を通じてボリビア保健省栄養改善課へ同パンフレットの説明を行った結果、保健省より隊員要請について要望がなされたほか、今後オルロ県全域の地域保健所で同パンフレットの具体的な活用の検討に着手した。
- ・ **質の高い教育 (SDGs ゴール 4)** : 2018 年 9 月に開校したエジプト日本学校 (EJS) に対し、2018 年度後半から 2019 年度にかけて、隊員による地方の EJS 28 校へのキャラバン（地方巡回）及び首都 6 校への定期巡回を通じ、文化交流や特別活動の模擬授業等を行うなど日本式教育の普及活動を行った。同活動には約 850 名の小学 1 年生及び約 1,700 名の幼稚園児が参加したほか、約 430 名の教員の参加が得られ、特別活動の理解が深まった。
- ・ **水と衛生 (SDGs ゴール 6)** : アフリカの安全な水と衛生に貢献すべく隊員による「水の防衛隊」を、2008 年から 2019 年度まで累計 270 名以上派遣した。また、2019 年度は、ルワンダ、ウガンダ、カメルーン等計 8 か国で 28 名の水の防衛隊が活動を行った。具体的には、安全な水の確保と給水施設の維持管理のための水管理組合への支援や、住民の収入向上支援を通じた安全な水の確保への働きかけ、学校やコミュニティにおける手洗い指導を通じた公衆衛生の改善など幅広い活動を展開した。

No.7-2 地方自治体

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
草の根技術協力事業によるパートナー数 (No7-3、7-4 含む)	45 法人・団体 ¹¹⁰	40 法人・団体	60 法人・団体	60 法人・団体	法人・団体	法人・団体

¹¹⁰ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、180 法人・団体

アクター別の草の根 技術協力事業の実績 (地方自治体) 相談 件数 / 応募件数	相談：160 件 ¹¹¹ 応募：20 件 ¹¹²	相談：295 件 応募：24 件	相談：326 件 応募：41 件	相談：318 件 応募：32 件	相談：件 応募：件	相談：件 応募：件
活動報告等の発信回 数 (No7-3、7-4 含 む)	- ¹¹³	392 回	395 回	351 回	回	回

(1) 地方自治体が有する知見、技術等を活用した事業の展開

- ・ **複数の自治体の連携による大きな成果：**機構と沖縄県内の 7 つの水道事業体（沖縄県企業局、那覇市、沖縄市、名護市、石垣市、宮古島市、南部水道企業団）は、技術協力「サモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」を通じて、首都アピアにおける安全な水の安定的な供給に向けた漏水探知・修理を通じた漏水対応能力強化や、水質管理を含む浄水場管理能力の強化などを支援した。本事業は、宮古島市が実施した草の根技術協力「サモア水道事業運営（宮古島モデル）支援協力」（2010 ～ 13 年）から発展し、沖縄振興特別措置法第 87 条にある沖縄の国際協力の推進、第 6 回太平洋・島サミット（2012 年）「沖縄キズナ宣言」、沖縄県と機構の連携協定（2013 年）も踏まえた、沖縄の知見や技術をいかした取組である。7 つの水道事業体のそれぞれが得意分野（沖縄県企業局：水質管理、那覇市：資産管理、沖縄市：水圧管理、名護市：管路施工、石垣市及び宮古島市：浄水場運転維持管理、南部水道企業団：漏水探知）で参加することにより、対象としたアピアの最大の配水区においては、無収水率が 2013-2014 平均の 68%から 2019 年の 35.8%まで半減したほか、2014 年に 50%程度の飲料水水質基準遵守率 100%達成、収支の黒字化などの大きな成果を上げた。また、事業期間中に沖縄県企業局からサモアにボランティアの派遣も行われた。7 つの自治体が連携し、それぞれの強みをいかすことにより単独の事業体では対応困難な技術協力への対応が可能となったことや事業体間での連携・相互情報共有が活発になったという効果もあり、自治体間のつながりの強化とともに大洋州と沖縄の関係強化に大きく貢献した。
- ・ **伝統技術の活用：**宮城県が実施するマラウイでの草の根技術協力では、宮城県の伝統技術である粗朶工法（細木を束ねた資材により河川の護床や護岸を行う）を技術移転し、農地の水没・住宅損傷・家畜の損失の防止、生活道の確保が図られた。粗朶工法の導入により作付面積の増加、農家の所得向上などが実現・可視化されたことで、灌漑技術者だけでなく農民にも技術移転を実施中である。粗朶工法実施後は、洪水被害が防がれ営農を継続することができたほか、住宅損傷や家畜損失の防止、生活道の安全確保が図られるなど農業生産に係る利益のみならず、社会的利益がもたらされている。試算によれば、約 250 万円の投入で、約 860 万円の経済効果が確認されている¹¹⁴。

¹¹¹ 2015 年度実績

¹¹² 2013-2015 実績平均（実績は 60 件）

¹¹³ 新たに統計を取る取組のため基準値なし

¹¹⁴ 当初の建設費に加え、毎年維持補修に掛かる費用として建設費用の 5%、5 年後に粗朶の更新が必要とし、粗朶工法により 5 年間利益が守られると仮定し算出。

- ・ **日本の中山間地のノウハウ活用：**東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、宮城県丸森町がザンビアのホストタウンとなることが決定した。決定の背景として、宮城県丸森町は 2018 年度までザンビアで実施してきた草の根技術協力を通じ、中山間地という不利な条件下で時間をかけ、創意工夫で培われた在来型の農業生産、加工、流通及び家庭での調理（栄養）改善に関する技術を小規模農家に対して移転したことがあげられる。具体的成果として、プロジェクト対象地の村周辺で実施した農産物生産活動では、世帯ごとの平均農業収入が 1,703 ザンビア・クワチャから 3,596 ザンビア・クワチャへと倍増し、家計の改善に貢献した。これは乾季における玉ねぎやササゲやチャイニーズキャベツなどの換金作物の普及や、日本式の重箱式巣箱を使った養蜂やコミュニティ開発の一環としての地域住民グループによる山羊の飼養といった内容が現地の小規模農家に役立った結果である。同事業を通じて丸森町とザンビアの間に培われた信頼関係がホストタウン決定に大きく貢献した。

(2) 自治体との連携強化を通じた地域活性化への貢献

- ・ **機構初の人材育成モデル（熊本モデル）の構築：**熊本県の地域振興に向けた同県との連携協定を締結した。同連携協定により、海外協力隊としての開発途上国での活動経験と、熊本県内での高等教育やインターン経験を兼ね備えた人材の育成等を合意した。熊本県内で実施される高等教育やインターンでは、熊本大学や熊本県内企業等とも連携予定であり、日本国内の地域の産業振興や多文化共生に資する機構初の人材育成モデル（熊本モデル）を構築した。
- ・ **宮崎 - バングラデシュモデルの深化・拡大：**バングラデシュの技術協力「日本市場をターゲットとした ICT 人材育成プロジェクト」では、2019 年度に Bangladesh Japan ICT Engineers Training Program (BJET プログラム) の受講生 112 名のうち 102 名が企業から内定を得た（うち 79 名が日本企業から内定）。宮崎市では、産官学の受入体制（宮崎 - バングラデシュモデル）が築かれており、市内企業が多くバングラデシュ人 ICT 技術者を採用しているほか、機構事業を契機に、東京から 2 社の ICT 企業の誘致に成功した。さらに、複数の自治体が宮崎市やダッカを訪問する等、他自治体への展開機運が高まっている。一例として、都市部への人材流出に伴う IT 人材の不足が喫緊の課題となっている徳島県では、機構との連携を前提として外国人材受入を推進するための企業向け支援施策を県として予算化し、BJET プログラムの理解促進を目的としたセミナーを実施した。JICA 四国は徳島県と協議を行い、予算確保後の支援を行うことで合意した。
- ・ **高知県の企業サポートチームへの支援：**「第 3 期高知県産業振興計画」においては、交易拡大のための取組として「JICA 及び JETRO 等と連携した ODA 案件化の促進」が明示されている。また、高知県庁商工労働部工業振興課が事務局となっている「高知県海外展開・ODA 案件化サポートチーム」は、機構の民間連携プログラムの活用を前提として構築された組織であり、県内企業を対象に海外展開支援を実施している。機構は高知県庁商工労働部との協議の上、これまで高知県庁に中小企業アドバイザーを派遣し、優良案件の形成に貢献してきた。また、JICA 四国が高知県や高知県産業振興センター等のサポートチームメンバーと共に企業へコンサルテーションを継続的に実施し、熟度の高い案件形成を行ってきた。その結果、2019 年度は応募のあった 2 案件ともに採択に至り、中小企業・SDGs ビジネス支援事業における高い採択率を維持した。
- ・ **ラオス人材による福井県の空き家改修：**福井県若狭町と地元企業である西野工務店が、草の根技術協力・地方活性化特別枠を用いて、ラオスのチャンパサック職業訓練校と協力し、ラオスの木材加工・建築産業人材育成と若狭町の建築産業活性化を図る事業を実施した。具体的には、チャンパサック職業訓練校の教員及び技術指導員ら 9 名が、若狭町の空き家改修事業を通じて基礎的

な木材加工・建築技術を習得する 3 か月間の本邦研修を実施した。その結果、若狭町で予定されていた空き家改修事業は無事終了し、同町の古民家福祉施設として活用される予定となった。これをモデルとして、同町の空き家対策推進につなげることが検討されている。また、日本で研修を受けたチャンパサック職業訓練校の関係者は、日本型の実践的且つ高い品質の木材加工製品を製造する技術を持つ人材を輩出することが期待されている。チャンパサック職業訓練校は、財源確保と教育成果を実践の場でいかす観点から、建設工事を受注しているが、本事業の成果として、同職業訓練校が富士・フォイトハイドロ(株)（機構の有償資金協力「ナムグムダム第一水力発電所拡張事業」を実施）の現地工場及び事務所建設を受注した際、教員や技術指導員らは限られた納期のなかで自ら最善の工法や計画を練り、日本での習得技術を当地にあった方法に応用させながら、計画通りに完工することができた。さらに、西野工務店は今後ラオスに現地法人を設立予定で、上記帰国研修員を含む同校の指導教員が指導した卒業生を現地法人がスタッフとして雇用し、家具や学習家具の販路拡大を目指す予定である。

- ・ **地域の活性化・国際化に資する自治体への出向者配置**：機構は従来の横浜市や島根県海士町への出向者の派遣に加え、2019 年度は海士町への追加派遣の他、岩手県陸前高田市、茨城県、埼玉県横瀬町にも職員を出向させ、開発途上地域との協力事業や機構ボランティア事業 OV 等との連携などにより、当該自治体の課題解決・活性化に取り組んだ。例えば、島根県海士町では、機構出向職員の支援により、文部科学省 Edu Port ニッポン公認プロジェクト（高校魅力化）の採択・実施、機構や国際関連団体からの研修や草の根技術協力事業等プロジェクト受託、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン選定（ミクロネシア）等で多くの連携事業を実現し、同町の国際協力への貢献や国際化に大きく寄与した。

- ・ **日本センター事業との連携**：機構が協力を行うミャンマー日本人材開発センターでは、活動の一つとして 2014 年から同センターと宮崎県延岡市との交流を促進するため毎年ビジネス交流会を開催しており、11 月には延岡市、宮崎市の官民関係者 30 名がミャンマーを訪問した。また、延岡商工会議所とミャンマー日本人材開発センター同窓会（受講者組織）との間で、ビジネス連携協力に関する覚書（MOU）が締結された。

- ・ **日本側の人材育成・技術継承への貢献**：横浜市水道局は、自治体連携ボランティアを活用し、2014 年よりマラウイ・ブランタイヤ水公社にボランティアのチーム派遣を実施し、2019 年度には長期専門家を派遣している。本協力を通じて、協力対象地域における無収水率を低減等、開発途上地域の課題解決といった成果のみならず、昨今日本では新規の水道の建設の機会が無く、若手職員の現場経験や技術伝承の機会が限られるなかで、派遣された水道局職員の人材育成・技術承継の場にもなっている。また、同局は、国際関連事業に携わる職員の育成を目的とした「横浜市水道局・海外現地業務チャレンジ事業」を実施しており、機構は、2018 年度のラオスでの初回実施に続き、2019 年度もマラウイ、ラオスでの同局若手・中堅職員の OJT に協力した。また、国際人材の育成を目的として局内に設置されている「国際協力専門員 Y-TAP」では、2019 年度の活動として、課題別研修の講義資料作成や、他の自治体による機構事業への取組を比較検討した調査研究、勉強会の開催などを行った。

(3) 質の向上及び裾野拡大を目指した自治体との連携事業の優良事例の蓄積、発信、共有

- ・ **埼玉県庁国際課との連携**：埼玉県庁国際課と共に、ネットワーク型 NGO「埼玉 NGO ネットワーク」と協働し、2018 年度に続いて県内自治体、NGO/NPO、大学等が一堂に集う「情報交換会」を共催した。同情報交換会では主に自治体職員が日々対応に苦慮しており、関心が高く、現在のニ

ーズに合致している①多文化共生、②海外協力と地域活性化、③海外協力の分科会が設置された。分科会での内容は参加者が身近に捉えやすく充実した内容となり、自治体職員等を中心に前年度比 128%の参加者増となった（13 名増）。

- ・ **岐阜県・各務原市との連携**：岐阜県各務原市と岐阜大学との連携の下、道路アセットマネジメントに関連する長期研修員向けの特別プログラムとして、先端技術を活用した橋梁点検を各務原大橋で行った。機構研修員には先端技術を活用した橋梁点検手法の理解につながり、橋梁を管理する各務原市にはこの点検で得られたデータが提供され、今後の維持管理に活用される予定となっている。本取組は 2020 年度以降も実施する予定であり、各務原市は点検結果の過年度比較・検証が可能となる。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ **つくば市等との連携**：つくば市 SDGs パートナー講座で機構職員による市民向け講演、古河市及び下妻市で自治体職員向け研修や茨城県教員向け研修での機構職員による SDGs に関する講義を行った。また、「ヒューマンフェスタとちぎ 2019」で SDGs ブースを出展したほか、「つくばサイエンスコロバ 2019 科学と環境のフェスティバル」でもつくば市役所と共同で SDGs ブースを出展した。

(5) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた貢献

- ・ 開発途上地域に関する知見、人材、ネットワーク、先方政府とのアクセスを豊富に有する機構の強みをいかし、3 月末で 51 の開発途上国とそのパートナーであるホストタウン自治体に様々な形で関連・貢献している。ホストタウンの決定に際し、機構の既存の事業や JICA 海外協力隊や在外事務所等の人的ネットワークを活用した事例や、当該国の在外事務所関係者（所長など）による当該自治体での講演、パネル展等市民イベントの開催支援、JICA 海外協力隊経験者の当該自治体におけるオリンピック・パラリンピック担当職員としての関わり（茨城県常陸大宮市や千葉県山武市）等の実績が挙げられる。また、内閣官房オリンピック・パラリンピック事務局からは、機構の有するノウハウ、ネットワークや人材を、相手国との交渉やホストタウン関連のイベント支援等で自治体に役立てることが期待されており、同事務局の要請により機構は団体として同事務局の「ホストタウンアドバイザー」に登録した。その後、例えば秋田県にかほ市（リベリア）、大阪府守口市（ガンビア）、茨城県下妻市（ブルンジ）、鹿児島県の 5 つの町（和泊町、知名町、与論町、徳之島町、天城町、カリコム諸国）等についての支援を求められ、関連する情報提供や関係者の紹介を行っている。

- ・ **パラオ×茨城県常陸大宮市**：パラオのホストタウンである常陸大宮市の協力要請を受け、鈴木俊一国務大臣（当時）のパラオ訪問を機構パラオ支所が現地で支援した。また、パラオ協力隊 OV が、活動終了後に常陸大宮市職員となり、ホストタウン関連業務で活躍中であるほか、機構と連携して東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の案件形成を行っていく方針である。

- ・ **南スーダン×群馬県前橋市**：機構は南スーダンの「スポーツを通じた取組」を前橋市に紹介し、前橋市による南スーダンのホストタウン登録を後押しした。前橋市は、南スーダンのオリンピック・パラリンピック候補選手に対する長期事前キャンプの機会を提供し、選手団と市民との交流促進を図っている。選手滞在は、ふるさと納税や企業による協賛、市民ボランティア、南スーダン応援委員会（後述）等により支えられており、地域の国際化や活性化にも寄与している。また、JICA 群馬デスクの働きかけにより、地元企業やスポーツ団体・連盟等が参加するプラットフォームである「南スーダン応援委員会」を発足させ、T シャツ販売による選手滞在費支援や、市内で

開催されるサッカー公式試合での南スーダン選手団の紹介等、コミュニティ主体の交流活動を実施している。機構は、南スーダン五輪委員会との現地での調整や前橋国際大学との協働による市民向けのセミナー開催等を通じ、これら活動を後押ししている。来日した選手団の 4 名の選手は、南スーダンで開催協力を行っている全国スポーツ大会「国民結束の日（National Unity Day）」の参加経験者であり、NUD 参加を契機に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の候補選手に選定された経緯がある。これらの南スーダン選手や前橋市の取組は、機構の NUD 支援等も含め、報道・バラエティ問わず様々なメディア（テレビ、新聞、雑誌など）で紹介され、多くの一般国民への広報につながった。また、2020 年 1 月の第 5 回 NUD では、NUD に参加する選手たちに、前橋市の選手団からのメッセージ動画を届け、スポーツを通じた融和と結束の意義や、NUD 後の主体的な平和への取組の重要性を伝え、若者間の平和や融和・結束に対する意識向上を後押しする契機となった。今後も、南スーダンでの技術協力プロジェクト「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」において、紛争の影響を強く受けた若年層の平和意識や社会的結束の回復を促進していくリソースパーソンとして、前橋市の陸上選手達との連携が期待されている。

- ・ **タンザニア×山形県長井市**：山形県長井市はタンザニアのホストタウンであり、機構は長井マラソンの開催を後援する他、同マラソンにタンザニア事務所の広報大使である往年の名マラソンランナーであるジュマ・イカンガー氏を団長とするタンザニア人選手団を招聘する等、同市とタンザニアとの交流強化に積極的に貢献した。長井マラソンの際には、機構は写真展の開催やブース出展により、イカンガー氏の働きかけで実現したタンザニア初の女子陸上競技大会や海外協力隊員の活動等をマラソン参加者や市民に幅広く紹介した。さらに、選手は帰国協力隊員のサポートを得て同市の学校を訪問し、児童たちとの交流を通じた国際理解促進に貢献した。また、教師海外研修でタンザニアを訪問した参加者が、研修の成果を活用した開発教育の実践を積極的に行っており、市民のタンザニアについての理解向上に大きく貢献している。授業を受けた児童が近隣の小学校に出向き、タンザニア紹介をするようになり、教師海外研修への参加を希望する教員も増加するなど、スポーツを通じた交流が更なる広がりを見せている。

(6) 外国人材受入環境整備への貢献

- ・ **日本国内の多文化共生に向けた国際協力の成果の活用**：兵庫県子ども多文化共生サポーターからの要望を受け、ホンジュラス国教育省と調整し、機構の協力を踏まえて作成された小学校 1 年生から 6 年生までのホンジュラスの算数教科書・教員用指導書（スペイン語）を兵庫県子ども多文化共生センターに寄贈した。機構の長年の貢献に応える形でホンジュラス国政府の協力が得られたものであり、日本の教育現場で国際協力の成果物である教科書が活用されるのは初めてである。同センター長より「このような貴重な教科書があることをスペイン語圏の国をルーツに持つ児童・生徒、その子どもたちに関わる教師やサポーターの皆さんに知っていただき、子どもたちの学習支援に役立てたいと思います。」との言葉を受けた。

- ・ **群馬県との連携**：11 月に群馬県外国人活躍推進課と連携の上、有識者及び在住外国人受入に関わる方の知見・経験共有と、取り組むべき課題の検討を目的としたセミナーを共催した。群馬県内の機構に所縁のある企業・団体や個人の他にも県庁職員並びに市町村職員が数多く（70 名以上）参加し、同県の外国人受入議論の促進に貢献した。また、1 月には群馬県と機構の職員が集まり、職員間の交流を目的とした研修を実施した。

- ・ **香川県・高知県との連携**：香川県では、在住外国人の安全な生活の確保・維持を目的とする「国際交流協議会」が設置されており、機構四国センターは同協議会の理事を務めている。また、高

知県では「外国人生活相談センター」が設置され、機構は運営協議会のメンバーとなっており、地域における多文化共生のキープレーヤーとしての貢献を期待されている。JICA 四国は、産学官民への広報、連携事業を積極的に実施し、県だけでなく、小さな市区町村からの要請にも対応してきた。また、多文化共生やグローバル化に貢献できる人材として帰国隊員の活用を広報してきた。これら取組が実を結び、県や関係者による理解度を深め、協議会等でのメンバー選出に至ったものである。SDGs 関連でも、みずほ銀行等からの講師依頼や、香川県国際交流協会が実施する域内 NGO への補助金事業において審査員を依頼されるなど、「途上国関連ならば JICA」という認識が四国各県において浸透しつつある。

No.7-3 NGO/ 市民社会組織 (CSO)

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
アクター別の草の根技術協力事業の実績 (NGO/CSO) 相談件数 / 応募件数	相談：450 件 ¹¹⁵ 応募：27 件 ¹¹⁶	相談：459 件 応募：79 件	相談：683 件 応募：71 件	相談：672 件 応募：69 件	相談：件 応募：件	相談：件 応募：件

(1) NGO/CSO の知見やアプローチの多様性をいかした事業の形成・実施

- ・ **児童福祉**：特定非営利活動法人アクションが実施した草の根技術協力「児童養護施設の養育体制強化を通じたこども達の成長と自立を促進するプロジェクト」で開発した、児童福祉施設で働くハウスペアレントの基本的能力を向上させる汎用性のある研修モジュールは、現地カウンターパートのフィリピン社会福祉開発省が主体となって省内での審議をすすめ、同省令の下、公式カリキュラム化された。当初計画では、「ハウスペアレント研修規程」制定に向けて作成した提言書を同省長官が受理するという成果を掲げていたが、同省から高い評価を得たため、「提言」ととどまらず、プロジェクト実施期間中の制度化までに至った。
- ・ **体育科教育**：特定非営利活動法人ハート・オブ・ゴールドが実施した草の根技術協力「カンボジア王国中学校体育科教育指導書作成支援・普及プロジェクト」で作成した指導書を高く評価した同国教育省が、独自に 15,000 冊の指導書を印刷・全国配布する予算を確保の上、3 月までに印刷が完了した。2020 年 4 月以降に全国の各州教育局に配布が開始される予定となっている。
- ・ **障害者の就労**：特定非営利活動法人難民を助ける会が実施した草の根技術協力「ミャンマー国障がい者の就労支援体制強化事業」では、職業訓練校の就労支援サービスの改善に取り組み、同国での足に軽度の不具合がある障害者の就労率が 42.7%に留まる中、高水準の就労率 (94%)・定着率 (98%) を事業実施期間中に達成した。また、教職員による民間企業への啓発活動を展開し、新たに 60 社が卒業生を雇用することとなった。本事業の特色は、職業訓練校の改善にとどまらず、同国政府自身が積極的に取り組んできた障害者政策の進捗を見据え、政策につながる支援を展開できた点にある。同国は、2011 年に障害者権利条約に批准、2015 年に障害者権利法が成立し、障害に基づく就労差別の撤廃や雇用機会の創出について言及されているが、実際の環境整備は進んでいない。この現状を踏まえ、本事業では、同国内の障害者ネットワーク団体、アドボカ

¹¹⁵ 2015 年度実績

¹¹⁶ 2013-2015 年度実績平均 (実績は 80 件)

シーNGO、社会福祉省他関連省庁を巻き込み、副大統領の巻頭言も得て、2017年に制定された障害者権利法細則に則った内容の「障がい者雇用の手引き」を2018年に同国で初めて刊行した。同法に基づく副大統領を議長とする障害者の権利に関する国家委員会のメンバーに当該団体が選出され、政策的な貢献を継続して実施する運びとなった。また、同手引きを広く普及すべく開催したシンポジウムには、多数の民間企業、政府機関など200名を超える人々が参加し、更なる就労促進につながった。

- ・ **若年妊娠の予防・啓発**：特定非営利活動法人 Class for Everyone が実施した草の根技術協力「若年妊娠によるドロップアウトと社会的孤立を予防するための教育支援事業」は、タンザニアで大きな課題となっている若年妊娠に関し、妊娠のため退学した生徒の復学は法律で禁じられているにも関わらず、教育現場での有益な対策が取られていないことを背景とした取組である。本事業では、カウンターパートである現地 NGO が自立的に活動できるように、若年妊娠の予防を目的とした絵本を用いた思春期教育プログラムを開発した。また、若年妊娠を経験した当事者をファシリテーター補助として雇用することにより、当事者と地域社会との関わりを創出するとともに、当事者であるからこそ語ることができる子どもたちの心に届くメッセージを発することが可能になった。本プログラムは、対象校における若年妊娠件数が2016年の6件から2018年の2件まで大きく減少した。加えて、対象地域の小中学校に留まらず、他団体が草の根技術協力事業を展開する他の女子中学校や機構の協力により、2017年にタンザニアで初めて開催された女子陸上競技会（レディースファースト）等でも紹介されたほか、タンザニア国内の難民キャンプでも活用可能性に係る協議が行われた。今後は、対象地域の学校及び行政機関を巻き込んだ、より幅広い普及が検討されている。
- ・ **案件の質向上**：2018年度に NGO と協働で整理した「草の根技術協力事業 案件の質の向上に資する6つの視点」を踏まえ、草の根技術協力事業（草の根パートナー型）の募集要項を改訂し、優良事例も含めてホームページでも公開した。その結果、特に NGO が得意とする「地域において認識されていない課題を抽出し、取り残された人々にもリーチする」といった視点を反映したより良い案件形成につなげることが期待される。また、事業成果を念頭に置いた実施監理につなげるべく、業務実施ガイドラインの「評価項目の視点」を詳細に追記した。

(2) 事業の質向上のための取組

- ・ **担当者向けの取組**：国内及び在外拠点の草の根技術協力事業担当者を対象として、案件形成や実施団体へのコンサルテーションに係る能力強化研修を実施した（94名参加）。主な成果として、案件のあらゆる段階において関係者間で情報共有することの重要性や、個々の案件が潜在的に抱える課題を発掘して事業計画に反映するために複数の視点を持って対処方針を立てることの重要性等につき、参加者間で改めて共通理解を得られたことが挙げられる。また、研修終了後、国内拠点担当者が、当該研修で得た能力を日々の実務にいかすことを目的として、自発的に担当者研修（地域版）を企画・実施（34名参加）する等、案件の適切な実施監理に対する意識醸成を促した。
- ・ **採択・実施団体向けの取組**：案件の質の向上と適切な実施監理ができるようになることを目的として、「採択団体向け説明会」、「草の根技術協力事業の実施団体向け説明会」を実施した。また、2019年度は、各国内・在外拠点において、実施団体との意見交換や優良事例の共有等の勉強会を積極的に行い（2019年度実績4件開催）、実施団体からは、「案件実施に際してのヒントとなった」等の前向きなコメントを得た。

- ・ **事業の質向上に向けた調査**：これまでに実施した草の根技術協力事業約 100 件の終了時評価表を調査・分析し、成果の発現に資する要因や案件形成・実施に際しての工夫等を取りまとめた。具体的には、的確な支援ニーズの把握と適切なターゲットグループの選定によって現地関係者のオーナーシップが向上することや、現地の制度等について可能な限り事業開始前に確認しておくことでスムーズな事業運営が見込めること等、準備段階で機構からも適切なインプットを行うことの重要性が改めて確認されるといった調査・分析結果が得られた。今後、当該結果を公開してより良い案件形成・実施にいかすことを目的としている。
- (3) **担い手の裾野拡大、能力向上支援**
 - ・ **裾野拡大の具体例**：日本国内で母乳育児の啓発・推進・支援、助産師への母乳育児支援技術指導、母親への母乳育児支援等を行ってきた公益社団法人桶谷式母乳育児推進協会は、2014 年度から草の根技術協力事業（草の根協力支援型）を通じてバングラデシュで母乳育児支援技術の移転を実施し、その成果である「桶谷式技術普及計画」が 2017 年に同国栄養政策に具体的に盛り込まれた。これにより、全国各地の助産師に対して母乳育児の継続に有用な乳房マッサージ技術に係るトレーニングが実施できるようになり、ダッカのみならず地方での母乳育児が推進されることとなった。これを踏まえ、同国においてレベルの高い技術者を継続的に育成できる体制を整えるべく、草の根パートナー型「桶谷式母乳技術強化プロジェクト」を 2019 年度より開始した。
 - ・ **担い手の裾野拡大の実現**：2019 年度の草の根技術協力事業（草の根協力支援型）に占める新規応募団体の割合は 67%（新規 30 件 / 応募数 45 件）となり、2018 年度（53%）に比べ担い手の裾野が拡大した。
 - ・ **JICA 基金活用事業「チャレンジ枠」**：国際協力活動の開始前や開始直後で経験が浅く実績の少ない個人・団体に門戸を開いた JICA 基金活用事業「チャレンジ枠」で採択した 2 案件を開始した。各実施団体には、事業計画の精緻化や事業監理・評価の支援を行う「伴走支援者」を配置し、事業計画精緻化のみならず、組織基盤強化に係る助言も行ったことで、設立間もない団体がスムーズに事業を開始することが可能となった。具体的には、採択団体が障壁と感じていた、インターネットを通じたマーケティング調査を伴走支援者が支援したことで、より消費者ニーズを踏まえた商品開発が可能となり、効果的な事業の実施などの成果が出ている。
 - ・ **国内課題に取り組む CSO の参加促進**：日本国内でも地域により課題や NGO/CSO 関係者が多様化していることを背景として、地域ごとに応じたテーマを設定し、具体的な議論・連携を深めるニーズが高まっている。これを踏まえ、NGO 側からの要望を受けて、2019 年度から、全国規模での NGO-JICA 協議会だけではなく、地域ごとの協議会を開催した（2019 年度 7 拠点にて実施）。例えば、関西地域においては、防災をテーマとして議論を行い、在日外国人を含めた地域での防災への取組を協働するという合意につながった。地域の課題に根差した議論を行うことで、これまで、NGO-JICA 協議会には参加していなかった CSO の参加も促進された。これにより、今後、各地域における国際協力担い手の裾野拡大も期待される。
 - ・ **担い手の能力向上支援**：機構が企画した NGO 等活動支援事業の一環で実施する事業マネジメント研修を通じて、延べ 545 名の能力向上を行った。特に、2017 年度・2018 年度に実施した事業マネジメント研修（立案編）の受講団体 21 団体のうち 8 団体が応募、4 団体が採択された。受講団体からは、「現地の状況と自分たちの提案書をどのように整理して結び付けるかを理解することができて良かった」、「現地で調査手法を学ぶことができ、調査結果を提案に結び付けることができた」、との高い評価を得ている。また、JICA 中部では、草の根技術協力事業への応募

を検討している団体向けに、PCM 手法を用いた実践的な「プロジェクト提案のためのスキルアップ研修」を 2016 年度から実施しており、2019 年度は 5 団体（自治体 1、NGO1、その他 3）が参加し、うち 2 団体の提案がその後の草の根技術協力事業での採択につながった。

・ **「JICA 草の根技術協力事業の広報：生産品展示・販売イベント」の開催**：JICA 東京が委嘱する地域国際協力サポーターである東京 SDGs 吹奏楽団と JICA 東京が連携し、ウインターコンサートを開催した。これに合わせ、JICA 東京管轄の草の根技術協力事業の活動で現地生産品を生産している 5 団体 6 案件が、同コンサート会場入口で事業紹介と生産品展示・販売を行った。アンケートでは、草の根技術協力事業への興味が湧いた等の声が寄せられた他、来場者に対する草の根技術協力事業実施団体の広報機会となった点、参加団体間で事業や生産品に関する情報交換の機会となった点が、ブース出展団体から評価された。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

・ **福岡県大牟田市教育委員会の SDGs パートナースhip賞（特別賞）受賞への貢献**：第 3 回ジャパン SDGs アワードにおいて、福岡県大牟田市教育委員会が、教育委員会としては全国初となる SDGs パートナースhip賞（特別賞）を受賞した。これは、福岡県大牟田市内の公立小・中・特別支援学校（公立中学校は市内全校）において、ESD（持続可能な開発のための教育、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育）を積極的に推進した点が高く評価されたものである。JICA 九州及び福岡県を担当する国際協力推進員は、大牟田市内全中学校での SDGs 理解講座や海外協力隊体験発表等の出前講座を通じ、受賞に大きく貢献した。

・ **ガーナでの母子継続ケア強化**：公益財団法人ジョイセフがガーナで実施する草の根技術協力「地域と保健施設をつなぐ母子継続ケア強化プロジェクト」は、妊産婦と 2 歳未満児とその母親の母子保健サービスへのアクセス増加を目指し、コミュニティのなかから母子保健推進員の育成に取り組んでいる。母子保健推進員は地域を巡回して、地域の妊産婦や乳児の健康情報を記録するとともに、妊産婦だけでなくパートナーやその家族に保健施設で適切な検診を受けることの重要性を教育している。また、地域の保健施設は母子保健推進員が記録した情報を整理し、地域のなかに保健サービスを必要としている人々への保健施設の改善やアウトリーチサービスなどを行うなど、地域の保健サービスの強化を目指している。これらの取組により、妊産婦死亡のリスクが高い伝統的助産師の介助による出産数は、2016 年の 14.5%から 2019 年の 2.6%まで減少し、妊産婦死亡件数も、2016 年には 3 件だったのが、プロジェクト期間（2017 年 1 月～ 2020 年 1 月）中、2017 年、2018 年は 0 件、2019 年も 1 件に留まるなど、SDGs ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」のターゲット 3.1「2030 年までに世界の妊産婦の死亡率を削減する」達成に貢献した。

・ **ブラジルでの緩和ケア普及**：学校法人日本赤十字学園・日本赤十字北海道看護大学が実施した草の根技術協力「SBC 病院緩和ケア教育プロジェクト」を通じ、SDGs ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」を目指し、ブラジルの医療機関における緩和ケアの普及に向けて、SBC 病院を質の高い緩和ケアを提供する病院のモデルとすべく、技術指導を行った。指導の結果、SBC 病院において 2 年間で約 130 件の緩和ケア対応が行われるとともに、サンパウロ市内で市民公開セミナーを開催し（本事業の帰国研修員も事業成果を発表）、ブラジル国内全体で緩和ケアを実施する病院数は 10%未満であるなか、緩和ケアを実施していない 2 病院の関係者を含む約 140 名の参加を得た。また、日本国内では、現地派遣の度に北見市で報告会を開催し、北見・オホーツク地域の医療関係者に対する国際理解促進の機会を提供した。日本からの投入が限定的であるにも関

わらず、現地カウンターパート病院のニーズに沿った活動を着実にを行い、プロジェクト期間中に同病院が独力でサービスを提供できるまでに至った点は、国際協力の実績がない団体が実施した事業の成果として特筆すべきである。

- ・ **新規寄附金事業の立ち上げ準備**：日本国内における SDGs 認知度の向上と、一般市民が開発途上国の SDGs 達成に貢献できる機会を作るため、NGO/CSO と協働した新規寄附金事業「国内パートナーと協働した SDGs 推進事業」の立ち上げに係る調査を実施した。自治体や民間企業との具体的な連携可能性や方策に係る提言を踏まえ、新規寄附金事業の立ち上げを検討した。
- ・ **NGO と企業のマッチング支援**：NGO 等活動支援事業（NGO 等提案型プログラム）として、「おきなわ SDGs パートナース形成プログラム」を通じ NGO と企業のマッチングを試み、沖縄の経済・社会の発展とともに SDGs の推進に取り組んだ。第 1 回目は、NGO の現在の活動やニーズなどを企業及び各種団体に紹介し、連携できそうなところ、取り入れたいところについて企業・NGO 間で協議を行った。これにより、開発途上地域の現地状況や出身外国人材に関する情報交換をはじめとして、企業・NGO 共同で各種活動の実施を検討する素地が形成された。
- ・ **「ユニバーサルスポーツフェスティバル」の開催**：インクルーシブ社会の実現を目指し、草の根技術協力事業（草の根パートナー型）「ラオス障害者スポーツ普及プロジェクト」を実施する特定非営利活動法人アジアの障害者活動を支援する会との共催で、「ユニバーサルスポーツフェスティバル」を開催した。同フェスティバルは通算 3 回目の開催となるが、2019 年度は地元小学校を通じた開催案内、町内会での掲示板広報、渋谷区役所をはじめとする行政機関でのイベント周知と工夫した広報を行うことで、地元の小学生や未就学児、高齢者を含む総勢 100 名の参加と、過去 2 回（2017 年約 50 名・2018 年度約 70 名）よりも実施規模を拡大して実施した。同イベント参加者は障害や年齢、性別によらず、ユニバーサルスポーツにチームを結成して挑戦し、SDGs が謳う「誰一人取り残さない」取組を、身をもって体験することとなった。

(4) NGO/CSO との連携促進

- ・ 特定非営利活動法人国際協力 NGO センター（JANIC）が開催した、多様なアクターが参画した課題解決をテーマする「HAPIC（ハピック）－ HAPPINESS IDEA CONFERENCE」にて、機構内の新規事業アイデア募集を経て採択された取組である「JICA Innovation Quest」（機構内外からの参加者を得て、新しい国際協力のアイデアを創出する取組）の活動・成果発表を行い、事業内容をマルチアクターで議論することが大変有意義であったといった反響を得た。同会議には、機構若手職員も 13 名参加し、NGO/CSO と機構双方の交流が促進された。
- ・ 「NGO と ODA の連携に関する中期計画」に掲げる NGO・機構間の人材交流を実現に向けて、多様なアクターが領域の壁を超えて社会的な課題解決を行うための支援や、ビジネスパーソンが新興国で社会課題解決にあたる「留職」に取り組む特定非営利活動法人クロスフィールズに職員 1 名をインターンとして派遣することに合意した。

No.7-4 大学・研究機関

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2020 年度
------	-----	---------	---------	---------	---------	---------

アクター別の草の根技術協力事業の実績（大学・研究機関）相談件数 / 応募件数	相談：140 件 ¹¹⁷ 応募：10 件 ¹¹⁸	210 件 34 件	217 件 26 件	228 件 29 件	件 件	件 件
新規SATREPS協力及び SATREPS 案件の結果を踏まえて形成・採択された新規協力数	11.75 件 ¹¹⁹	13 件	11 件	15 件	件	件
大学との連携による戦略的な育成人材数（長期研修等）	59 人 ¹²⁰	1,004 人	721 人	692 人	人	人

(1) JICA 開発大学院連携

- ・ 「日本理解プログラム」（共通プログラム）：機構は、開発途上地域の知日派リーダーの育成に資するため、日本の近現代の発展と開発の歴史を機構研修員等に広く提供する「短期集中プログラム」を 2017 年度より関係大学と協力して開始している。2019 年度は同プログラムを 6 回開催し、機構研修員等 161 名の参加を得た。また、受講対象者の拡充に向けて、放送大学と講義番組「日本の近代化を知る 7 章」（7 番組）の共同制作に取り組み、同学の生涯学習支援チャンネルである「BS キャンパス ex」で再放送を含め 11 回放送した。放送大学においては英文学以外で英語での講義が放送されたのは本件が初であり、国内にいる留学生、研修員のみならず、日本の近現代史や開発協力に関心のある日本人に対しても広く日本の歴史と開発協力の歴史を学ぶ機会を提供することで、日本人の国際化及び日本在住の外国人の日本理解の深化を推進する取組の一助となった。また、同講義番組のオンライン授業化や、同講義の新シリーズとして「日本の開発経験」（仮称）として新たな 8 章の制作の企画を開始し、2020 年度中の放送開始を目指して準備を進めた。
- ・ 「地域理解プログラム」：2019 年度より機構研修員等が滞在する日本各地の開発経験を学ぶ「地域理解プログラム」を国内拠点 12 センターで企画・実施した。地域ならではの特色ある日本の経験を伝えることで、日本理解の深化、地域の方々との直接のふれ合いの場を提供するとともに、各現場で様々なアクターがどのように連携して開発を進めているのかを学ぶことができた。
- ・ 「各大学におけるプログラム」（個別プログラム）：開発途上地域の知日派リーダー育成に資するべく、各専門分野での日本の開発経験等を伝えるため、機構と各大学が協働して設置・提供する授業科目からなる個別プログラムの開発・実施を推進した。2019 年度末時点で、21 大学で個別プログラムが実施されている。本プログラムを通じ、日本の近現代の発展と開発の歴史や ODA の経験を踏まえた世界の開発課題の解決に資する知識を、機構関係の留学生と共に国費外国人留学生等の他の留学生や日本人学生にも提供することが可能となった。

¹¹⁷ 2015 年度実績

¹¹⁸ 2013-2015 実績平均（実績は 30 件）

¹¹⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均（実績は 47 件）

¹²⁰ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

- ・ 協力大学との連携強化に向け、大学に提供できる日本の開発経験や ODA の知見に係る機構作成コンテンツの棚卸しを行い、JICA 開発大学院連携のウェブサイト掲載を通じて協力大学と共有した。

(2) 日本の大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した中核人材の育成

- ・ **イノベーター・アジア**：2019 年度より国費外国人留学生制度と連携して実施することとなり、新たに 69 名を大学の IT、IoT、AI を中心とした理工系分野の学位課程に受け入れた。また、2018 年度以前に来日した長期研修員に対し、AI 関連の日本企業・国立の研究機関、大手電機メーカー等を主な受入先としたインターンシップの実施を支援した。その結果、2019 年秋に修士課程を修了した者のうち、約 1/3 にあたる 16 名が日本企業等へ就職、あるいは日本の大学の博士課程に進学した。インターンシップ受入企業からは本事業の優秀な留学生を受け入れたことが企業にとって刺激となったとの評価が聞かれ、結果的に採用に至ったケースも複数見られた。インターンシップの支援に加え、研修員に対しては今後のキャリアを考える 2 日間のキャリアセミナーを大阪・東京にて開催し、日本企業との交流や企業訪問の機会を含め、イノベーションをけん引する人材としてのキャリア形成を考える機会を提供した。短期研修でも 10 大学に 115 名を受け入れ、各大学において日本企業との交流機会を含むプログラムを実施した。
- ・ **シリア「平和への架け橋・人材育成プログラム」**：本プログラムは、中東地域安定化に向けた包括的支援の一環として開始したシリア難民に対する人材育成事業で、2019 年度（第 3 年次）は日本の大学の修士課程に就学予定の研修員 12 名を受け入れた。2018 年度以前に受け入れた研修員については、2019 年秋までに修士課程を修了した 2017 年度（第 1 年次）の研修員 9 名のうち、4 名がプログラムを終え、日本企業に就職した。これらの研修員は、来日から 2 年の間に英語での修士号取得のための勉学に励むと同時に、シリアの情勢に鑑み帰国することが難しいなかで、日本での就職を希望し、本プログラムを通じて提供したインターンシップ、就職に必要な日本語能力向上の学習機会を積極的に活用し、就職に向けた活動を行った。本プログラムはシリア難民に対して留学機会を提供するという当初の目的だけでなく、卒業後も安定した生活環境を維持することを支援する、という観点からも貢献した。
- ・ **ABE イニシアティブ**：TICAD 7 において、日本政府からアフリカの産業人材育成に一層貢献すべく 6 年間で 3,000 人を ABE イニシアティブ 3.0 として受け入れる旨の発表がなされた。機構はその第 1 期生（2014 年からの通算では第 6 期生）となる 66 名を受け入れた。また、2018 年度に受け入れた研修員 119 名に対し、機構は日本企業でのインターンシップ機会を提供し、産業人材の育成と共に、研修員が日本企業のアフリカ進出のための水先案内人となるように日本企業とのつながり強化を支援した。インターン受入登録企業数は 2019 年度末までに、601 社まで増加した。また、2019 年度に採択された中小企業・SDGs ビジネス支援事業のなかで、日本企業に就職した ABE イニシアティブの元研修員が先方政府との渉外担当として業務従事者となっている例や、修了後インターンを実施した太陽光発電関連企業に就職し、アフリカでの事業に従事する等、修了生が活躍している事例が増えてきている。本イニシアティブに対する日本企業の評価は高く、TICAD 7 前に総理に提出された「官民円卓会議民間からの提言書」でも、「内外より高く評価されている」と記載された。これらの取組を通じ、修士号取得のみならず実際の産業界とのつながりを持つことで、より高度な産業人材育成を行った。
- ・ **人材育成奨学計画（JDS：Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship）**：将来政策リーダーとして開発課題の解決に寄与することが期待される、若手行政官の留学受入事業

である JDS を 2019 年度も実施した。2019 年度は 32 大学 50 研究科へ過去最多となる 360 名が入学し、2000 年からの累計受入人数は 4,600 人を超えた。また、2019 年度は新規にパキスタン、ブータン、東ティモールからの留学生受入も開始した。JDS 修了生の主要ポストへの配置も各国で確認され、ウズベキスタンでは卒業生が公教育省の副大臣に就任し、機構の教育関連事業においても重要な役割を担っている。カンボジアでは、修了生が外務国際協力省の長官として、8 月に開催された日カンボジア外相会談にも参加し、ミャンマーでは 1 期生が外務省の事務次官へ昇進する等、外交政策上の重要ポストへの就任事例も多く出始めている。

- ・ **国際社会人 Dr. コース**：開発途上地域の幹部行政官・中核研究者等の候補者の育成を通じ、日本と強い絆を有する幹部人材を輩出することを目指し、長期の留学を行わずとも現職のまま日本の大学の博士課程に在籍し、育成の機会を与えることを目的としたコースの整備を進めた。2019 年度は名古屋大学と九州大学で新たに 5 名を受け入れ、累計 16 名となった。

(3) 担い手の裾野拡大

- ・ 機構の精力的な働きかけを通じて、JICA 開発大学院連携に賛同し、機構・大学の事務合理化を推進するための新たな留学生受入方式による覚書を締結した大学は、2018 年度末の 64 大学から 82 大学まで拡大した。また、覚書締結済の大学のうち 59 大学の参加を得て、JICA 開発大学院連携のプログラムの質の向上と、大学との連携体制の強化方策を促進するための JICA 開発大学院連携に関する第 2 回連絡協議会を開催し、各大学におけるプログラムの優良事例を共有した。
- ・ ABE イニシアティブの成果を、TICAD7 サイドイベントで幅広く発信、国内外のネットワークを強化した。また、外務省、JETRO、国連開発計画（UNDP）と名古屋でセミナーを共催し、ABE イニシアティブ研修生を含むアフリカ出身留学生の魅力やアフリカのビジネス機会を日本企業に紹介するとともに、留学生と日本企業とのネットワーキングの機会を創出した。

(4) 地球規模課題に対する新規事業の形成、事業成果の他の援助手法への展開

- ・ 2019 年度は、地球規模課題の解決に向けた科学技術協力である SATREPS 事業の新規案件を 12 件形成した。このうち、SATREPS「東アフリカ大地溝帯に発達する地熱系の最適開発のための包括的ソリューション」（研究代表機関：九州大学）は、ケニアにおいて日本が資金協力などで支援してきたオルカリア地域を中心とした地熱発電開発に関し、今後更なる地熱の有効な利用案を提示することで、新規の地熱発電開発やその他の再生エネルギー活用支援への展開が期待される案件である。新規案件の形成により、SATREPS 事業の実績は、マラウイが 2019 年度新たに追加となり累計 51 か国 145 件となった。
- ・ 過去に実施された SATREPS 事業の研究成果を活用した事業として、技術協力プロジェクトを 3 件形成した。具体的には、インドネシアの SATREPS「インドネシア中部ジャワ州グンディガス田における二酸化炭素の地中貯留及びモニタリングに関する先導的研究」（研究代表機関：京都大学）から技術協力プロジェクト「二酸化炭素回収・貯留（CCS）に係る技術及び人材開発プロジェクト」が、同じくインドネシアの SATREPS「泥炭・森林における火災と炭素管理」（研究代表機関：北海道大学）から技術協力プロジェクト「森林土地火災予防のためのコミュニティ運動プログラム実施体制強化プロジェクト」、ブータンの SATREPS「ブータンヒマラヤにおける氷河湖決壊洪水（GLOF）に関する研究」（研究代表機関：名古屋大学）から技術協力プロジェクト「全国防災対策能力強化プロジェクト」がそれぞれ形成された。
- ・ 新規事業の形成・応募促進の方策として、9 月に SATREPS 公募説明会を東京と大阪で計 3 回開催し、さらに 8 月には日本・アフリカ大学連携ネットワーク総会及び 11 月に政策研究大学院大

学での公開セミナーにて SATREPS 事業の紹介を行った。

- ・ **イノベーションの推進**：ベトナムで実施中の SATREPS「高効率燃料電池と再生バイオガスを融合させた地域内エネルギー循環システムの構築」では、プロジェクトの活動の一環としてエビ養殖池汚泥等のバイオマスエネルギーを利用する高効率燃料電池を開発した。バイオガス供給による燃料電池の発電効率としては同じ出力のエンジン発電機の 2 ～ 3 倍に達する、世界最高レベルの 62.5% を記録した。

(5) SDGs 達成に向けた貢献・

- ・ SDGs 達成に向け、SATREPS 事業で得られる知見や研究成果の社会実装、社会還元の推進を図った。これまで終了した事業において社会実装に向けた取組が確認された。具体的には「センターなど成果活用の体制が構築されたもの」5 件、「政府機関の政策や計画などに反映されたもの」9 件、「特許申請、製品化、実用化されたもの」5 件である。これらの案件は、SDGs ゴール 2（飢餓）に 2 件、ゴール 3（保健）に 2 件、ゴール 7（エネルギー）に 4 件、ゴール 11（都市）に 6 件、ゴール 13（気候変動）に 4 件、ゴール 15（陸上資源）に 1 件がそれぞれ貢献している。
- ・ 2019 年度の新規事業 12 件については、SDGs ゴール（2 飢餓）に貢献するものが 3 件、ゴール 3（保健）2 件、ゴール 7（エネルギー）1 件、ゴール 11（都市）2 件、ゴール 12（生産・消費）、ゴール 13（気候変動）、ゴール 14（海洋資源）、ゴール 15（陸上資源）に貢献するものがそれぞれ 1 件である。そのなかでタイの SATREPS「東南アジア地域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」（研究代表機関：九州大学）は、海洋プラスチック研究で世界をリードする日本と、経済成長に伴う深刻な都市ごみ問題を抱えるタイの研究者が連携し、海洋プラスチック汚染に関する研究拠点をタイに構築、ASEAN 諸国のモデルとなる海洋プラスチックごみ軽減のための行動計画をタイ政府に提案することを目指す。本案件は 2019 年 6 月に開催された G20 大阪サミットで合意された「2050 年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすること（大阪ブルー・オーシャン・ビジョン）」への貢献も期待され、詳細計画策定調査の様子が放送されるなど、数多くのメディアで取り上げられている。

No.7-5 開発教育、理解促進等

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
教師海外研修の参加者数	166 人 ¹²¹	157 人	101 人	113 人	人	人
地球ひろば体験ゾーン来場者数	2.9 万人 ¹²²	4.5 万人	4.6 万人	4.1 万人	万人	万人
地球ひろば利用者満足度アンケート結果（5 段階評価アンケートのうち上位 2 段階の評価の比率）	団体・一般 95% 登録団体 76% ¹²³	団体・一般 95% 登録団体 73%	団体・一般 95% 登録団体 72%	団体・一般 96% 登録団体 76.7%	団体・一般 % 登録団体 %	団体・一般 % 登録団体 %

(1) 開発教育支援事業の質の向上及び裾野拡大に向けた多様な主体との連携事業

① 教員向け研修の効果的・効率的実施

¹²¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹²² 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹²³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

- ・ **開発教育指導者研修**：将来的に開発教育推進の指導者になり得る教師海外研修参加者や青年海外協力隊経験者を対象に、開発教育指導者研修を行った。同研修では、対象者の関心が高い多文化共生及び SDGs をテーマに、日本国際理解教育学会の協力を得て全国から 20 名の教員が参加した。また、同研修では有識者による公開セミナーも開催し、学校教員を中心に、民間企業、NGO、学生など幅広い層から約 130 名が参加した。
- ・ **教師海外研修**：教師海外研修（一般コース・教育行政コース）では、2018 年度に改善した教員向け研修プログラムに基づき、汎用性のある学習指導案づくりや開発教育・国際理解教育の裾野の拡大を念頭に入れた研修を企画・実施し、113 名の教員が参加した。同研修への参加をきっかけに、行政区域を超えた情報共有を継続的に実施し、各校での取組にいかしたり、青年海外協力隊経験者のいる学校とオンライン接続し児童の交流が実施されるといった新たな取組が行われ、機構のリソースもいかした開発教育の推進につながった。また、JICA 東京管内都県の教師海外研修参加者による SDGs を取り入れた授業実践内容は、教育関係者の間で好評であることをうけ、埼玉、千葉各県の教育委員会に設置している JICA ひろばサテライトを効果的に活用し、多くの教員に届くよう配布強化を行った。さらに、教師海外研修（一般コース）では、JICA 中国及び JICA 四国、JICA 九州及び JICA 沖縄における合同実施をそれぞれ計画どおり実施し、業務の効率化・合理化を進めた。結果として、委託契約や同行者の数とコストの削減に加え、各国内拠点の管轄外の地域の教員との交流が促進された。
- ・ **各国内拠点における地域の特性に応じた取組**：JICA 北海道（札幌）では、機構の地方メディア派遣を効果的に活用し、朝日新聞北海道支社報道センター記者が教師海外研修に同行し取材を行い、同研修についての記事が朝日新聞にシリーズで掲載された。同シリーズ記事の掲載を通じて、今次研修参加者以外の関心を高めることにつなげた。JICA 横浜では、教師海外研修（教育行政コース）の過年度参加者と継続的に連絡を取り、神奈川県教育関係者の間で関心の高い多文化共生や外国につながる児童・生徒をテーマとした会合で、機構が協力して作成したスペイン語の算数教科書を紹介した。これを受け、厚木市教育委員会での外国籍児童・生徒に対する支援での活用の検討に至った。また、JICA 横浜は教師海外研修過年度参加者による OB/OG 会との連携を推進し、月に 1 回のペースで JICA 横浜を活用し、開発教育や SDGs に係る子ども向けワークショップを開催するなど継続的に活動を行った。この関係をいかし、横浜 NGO ネットワークや（公社）横浜市国際交流協会などが主催した「よこはま国際フォーラム」で過年度参加者と共に機構の取組を発表し、教員や児童・生徒に加え、保護者や地域の方々の SDGs に関する理解を促進した。

② 新学習指導要領の施行に向けた取組

- ・ 2020 年度から施行される新学習指導要領では、「持続可能な社会」の創り手の育成が重視され、SDGs やグローバル化など新しい内容が追加される。そのなか、機構は教科書会社向けセミナー等を開催し、情報発信強化を行った。これにより、機構関係者 7 名のインタビューや寄稿が今後掲載される予定であり、他にも、4 つの教材への情報提供や教育関係機関誌 7 紙への掲載等も実施した。学校教育でのニーズ増加を受け、開発途上地域の経験がない教員でも開発教育・国際理解教育に容易に取り組める映像教材（「水」をテーマとする教材であり、ルワンダで海外取材を実施）を制作し、YouTube にて公開している。
- ・ 文部科学省や関係団体との連携を継続的に推進し、スーパーグローバルハイスクール（SGH）及びその後継事業、持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）等に

関連する各種会議、セミナー等の取組を積極的に行った。JICA 北陸では日本学校教育学会にて一部会を担当し、教師海外研修参加者の実践授業例と合わせて機構の取組を発表した。

(2) 開発教育、国際理解教育の推進に向けた国内拠点の取組事例

- ・ 各地域の特性やニーズに合わせた取組として、JICA 北海道（帯広）では在留外国人が少ない道東地域の特性に合わせ、研修コースの約 3/4 で研修員の協力を得て、研修員による学校訪問を実施した。また、同学校訪問は開発教育のみならず研修員の日本理解や親日感の促進にも大きく寄与した。JICA 二本松では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会や来日外国人増加を受け、福島県警からの要請に基づき警察官 88 人を対象とした海外事情の講話や異文化理解ワークショップを実施した。JICA 駒ヶ根では、中高生や駒ヶ根市民を対象とした駒ヶ根市と国際友好都市ポカラレクナート市（ネパール）との交流事業に対し、訓練所からネパール語講師を派遣し支援した。また、2018 年度教師海外研修（ネパール派遣）に参加した小学校教員に対し、駒ヶ根訓練所の訓練生による訪問授業や生徒の訓練所訪問、国際友好都市ポカラレクナート市（ネパール）の学校と青年海外協力隊員を通じたオンライン交流等を提供し、教師海外研修の成果拡大を図った。
- ・ SDGs の理解促進の需要の高まりを受け、開発教育や国際理解教育に初めて取り組む層に対してきめ細やかな対応を各拠点で行ってきた。例えば、JICA 北陸では海外経験がない、あるいは国際理解の授業を实践したことがない教員でもすぐに取り組める 15 回分の国際理解教育授業用マニュアル教材冊子を作成し、ホームページで公開・提供している。教材冊子には職員会議に出す提案資料、各時間の授業進行表、ワークシートが完備されており、教員が新しく国際理解の授業に取り組みやすくする工夫がされている。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 高校の地理の教科書でトプシエアを誇る帝国書院から依頼を受け、高校教員向けの教授本に「地図にみる世界の『いま』世界の水の現状・課題ー持続可能な開発目標（SDGs）と私たちー」を執筆した。2022 年の学習指導要領の改定によって「地理総合」が必修となり、国際理解と国際協力が教える主題の柱のひとつとなることを見据えたもので、機構主催の教科書会社、教育関係者向けのセミナーにも登壇して活用を呼び掛けた。
- ・ 高校の新学習指導要領では新たに「総合的な探究の時間」が設けられ、SDGs を題材とした探究的な学習に取り組む学校が増えた。そのため、機構が行う国際協力出前講座では SDGs がテーマとなることが多く、またその様子がメディアに取り上げられるなど関心が高い。また、SDGs の認知と関心の広がりによりセミナー・講座の需要が高まっており、各国内拠点にて積極的な対応を行い高まるニーズに応えた。国内拠点で実施した事業は小学生から大学生、教員、教育委員会の中核的な対象に加え、自治体職員、青年会議所、メディアを含む民間企業、NGO/NPO 等幅広く、国内の SDGs の浸透と理解促進に広く貢献した。
- ・ 教員向けの各種研修においては、SDGs をテーマとしたプログラムを提供し、受講者の理解促進に貢献するとともに、SDGs を意識した学習指導案の作成、授業実践を支援した。
- ・ **JICA 北海道（帯広）**：帯広市の学校教育における「帯広市民学」において、「SDGs 持続可能な社会のためにできること」が必須単位となる。これに伴い帯広市教育委員会から依頼を受け、今後 5 年間帯広市内全ての中学生が第 1 ～ 2 学年のうちに JICA センター訪問を通じた「SDGs 理解・行動のためのプログラム」を提供することとなった。
- ・ **JICA 関西**：SDGs を題材とした高校生用英作文教材と神戸市の小学生向け社会科副読本の出版社からの依頼を受け、機構の事業や兵庫県と連携した防災に関する国際協力の取組を情報提供し

た。さらに、JICA 関西が事務局を担う関西 SDGs プラットフォームを通じて、「関西 SDGs ユース・アイデアコンテスト」をはじめ学生を対象にした関連セミナーを計 2 回開催した。

- ・ **JICA 四国：**「にいはま SDGs アートフェスティバル」にて、機構は実行委員の一つとして海外の子ども達の絵画作品の募集に協力した。同フェスティバルでは、6 か国に派遣中の青年海外協力隊 7 名より提出された約 200 点の作品を展示し、芸術の分野から SDGs の理解促進を図った。また、瀬戸内海放送(株)の協力の下、高校生が SDGs の課題に取り組む企業を訪問するテレビ番組が放送開始された。また、2020 年 2 月には同社の社内向けの SDGs セミナーに講師派遣を行った。

(4) 地球ひろば等の国内拠点施設等を活用した開発協力の理解促進の取組

- ・ **JICA 地球ひろば(市ヶ谷)での SDGs 等への取組：**日本国際理解教育学会の協力を得て 2018 年度に作成した体験型展示等を行う体験ゾーンを活用した事後学習教材の事例が同学会にて発表されるなど、学校現場での活用促進を図った。2019 年度は、SDGs 関連イベントを合計 19 件実施し(2018 年度は 9 件で 10 件増)、基本展と地球ひろば推進課制作の SDGs 冊子教材を組み合わせたイベントでは新規来館者につながり、SDGs 関連イベントへの参加者数は、2018 年度と比べ約 100 名増加したほか、教員や民間企業からの参加も 2018 年度よりも増加した。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせた応援企画をシリーズで 6 回開催(2019 年度は参加者 310 名(2018 年度は 5 回、182 名))したほか、ラグビーワールドカップ 2019 日本開催に合わせた日本ラグビー協会と連携したセミナー(キルギスでの青年海外協力隊の取組も紹介)を開催するなど、学生や市民の「スポーツと開発」への理解促進に貢献した。
- ・ 世界的に関心が高まる海洋プラスチック等の動向を踏まえ、企画展「みんなで考えよう! ゴミと地球の未来展」を開催した。同企画展では、機構の取組のみならず自治体や民間企業の取組も紹介した。
- ・ OECD/DAC のピアレビュー調査団やアジア欧州会合(ASEM)加盟国の高校教員研修一行が JICA 地球ひろばを訪問し、JICA 地球ひろばの取組を海外にも発信した。また、日本経済新聞電子版、フジテレビ、BS フジなど多くのマスメディアの取材対応を行うとともに、SDGs に関する書籍制作(池上彰氏の講義の様子を掲載)にも協力し、地球ひろばの活動を積極的に発信した。
- ・ **なごや地球ひろば 10 周年記念と民間連携、国民の理解促進：**機構のなごや地球ひろばが 2009 年の開館から 10 周年を迎え、記念企画を複数実施した。その中でも、フェアトレード&エシカルファッションショー「未来のためのやさしい選択」は好評を博し、257 人の来館(イベントへの参加者は平均 50 人/件)を記録した。企業向け訪問プログラムへの需要にも積極的に対応し、銀行や民間企業の訪問も増加した(2018 年度 4 件 69 人、2019 年度 7 件 181 人)。また、SDGs への取組については、基本展に加え企画展「企業のチカラを SDGs に」(2019 年 3 月 7 日から 7 月 7 日まで)を実施し、4 か月間で 14,653 人の来場があった(2018 年度同期間比 1,846 人増)。まちづくりと SDGs を関連付けた「まちづくりってナニ? 展」を実施し、3 か月の間で 15,493 人の来場があった(2018 年度同期間比 3,401 人増)。
- ・ **ほっかいどう地球ひろばの SDGs への取組：**SDGs ダッシュボード等を新たに展示するなどしてリニューアルをし、団体訪問件数は 2019 年度 161 件を記録し、2018 年度実績の 159 件から堅調な伸びを示した。企画展「北海道発! 市民参加から SDGs への貢献」を開催するなど、地域に根差した SDGs をテーマとした展示やイベントを実施し、SDGs に対する理解促進・普及を図った。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

開発現場の様々なニーズの把握や状況に応じた迅速な対応を確保するため、国内の大学、研究機関、ボランティア、地方自治体、NGO 等が有する強みや経験を活用し、人・知恵・技術・資金を結集しつつ、開発協力への参加を促し、連携した事業実施を推進することを期待する。また、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」に記載されているように JICA 海外協力隊の新たな派遣制度の円滑な導入と参加の促進や、JICA 開発大学院連携のプログラムの質の向上、戦略的な研修員の人選や帰国後の関係維持・発展等により引き続き取り組むことを期待する。加えて、下記有識者コメントにあるように、JICA 開発大学院連携等を通じて、日本の経験・知見をいかした取組に期待したい。（平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年9 月）、No.7「NGO、多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大」）

<対応>

ボランティア事業では、自治体・民間企業が職員育成のために JICA 海外協力隊を活用するために、連携派遣制度を推進した。これまで、延べ 13 の自治体、98 社の民間企業、39 の大学と連携合意書を締結した。また、2018 年秋募集から、年齢による区分（青年・シニア）を、一定以上の経験・技能等の要否による区分に変更する見直しを行い、募集を開始し、2019 年度から派遣を開始した。これに先立ち、「ボランティア等の海外手当等及び旅行等に関する基準」等 5 件の内部規程、「ボランティアの海外手当、待機手当、国内手当及び協力活動完了金の支給基準」等 8 件の準内部規程の改訂等整備を着実にを行い、円滑な導入に結び付けた。

各自治体の持つ強みや経験を活用した事業を実施するとともに、地域にも資する事業実施に努めた。NGO/ 市民社会組織（CSO）との連携では、新たな担い手の発掘、NGO/CSO の能力向上、地域での展開も含めた NGO-JICA 協議会における対話等、NGO/CSO に対する複層的なアプローチを促進した。また、NGO/CSO が有する強みや経験を更に活用すべく、主に国内活動に取り組む団体を対象としたリソース調査、草の根技術協力事業に係る終了時評価表分析調査等を通じ、これまで機構と直接関係のなかった潜在的な事業パートナーとの更なる連携の素地づくりを行った。

大学・研究機関との連携では、JICA 開発大学院連携のプログラムの質の向上に向け、JICA 開発大学院連携連絡協議会（59 大学が参加）における優良事例の共有、大学に提供できる日本の開発経験・ODA の知見の棚卸し及び大学への共有、外部有識者によるアドバイザー会議の設置等を行った。また、日本の経験・知見をいかした取組として、放送大学と共同で講義番組「日本の近代化を知る 7 章」（7 番組）の BS 放送を開始したほか、日本各地の開発経験を学ぶ「地域理解プログラム」を企画・始動させた。さらに、戦略的な人選に向けて、クラスターごとにコースを整備してきめ細かい人選に取り組んだほか、帰国後の関係維持・発展に向けて、各地域の在外事務所長会議で各国の取組・優良事例の共有を通じて、取組の深化に向けた共通理解を醸成した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取

組による創意工夫)を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、国際協力の多様な担い手の開発協力への参加を促し連携を強化することで、多様な担い手が有する知見・技術を活用し、開発途上国の様々なニーズに対応した。特に、① JICA 開発大学院連携の促進(日本理解プログラムの創設及び放送大学を通じた英語による講義番組の制作・放送、地域理解プログラムの創設)、②その他の留学生事業(ABE イニシアティブ、人材育成計画(JDS))を通じた我が国への裨益、③自治体と連携した地域活性化への貢献(ICT 人材育成を通じた企業誘致、日本国内の多文化共生への貢献)、④ NGO との連携による開発効果の発現(フィリピンでの児童福祉改善の高評価、カンボジアでの中学体育科教育指導書の全国配布実現等)、⑤ボランティア事業を通じた Sport For Tomorrow (SFT) 達成への貢献、隊員候補生による台風 19 号被災地復旧・復興支援)等、特筆すべき成果をあげた。

ア ボランティア

- ◎ **制度改正による応募者増【②】**：2018 年度秋募集より年齢制限を原則撤廃。その結果、日本の若い世代の応募者が少なかった職種につき、前年度比で野菜栽培 54%増、日本語教育 28%増、自動車整備 138%増と各国からの要請充足に向けて改善した。
- ◎ **Sport for Tomorrow (SFT) 目標半分相当達成への貢献【①】**：SFT の公約達成に向けた体育・スポーツ隊員派遣人数の 2012 年比での倍増に係る目標に対して、270 人のボランティア派遣(166%の達成)を実現。機構単独で約 500 万人の人材育成を行い、SFT の目標(裨益者 1,000 万人)達成に大きく貢献。
- ◎ **隊員候補生による台風 19 号被災地復旧・復興支援【②⑤】**：2019 年の台風 19 号復旧・復興活動として、駒ヶ根、二本松で派遣前訓練中の隊員候補生(延べ約 100 人)が各地で災害ボランティアとして被災地復旧支援を実施。二本松訓練所が福島県本宮市より感謝状を受領。また、訓練生有志によるチャリティー T シャツ販売の売上を(株)福島民報社と福島民友新聞(株)を通じ義援金として寄付。機構は隊員候補生の自主性を尊重した側面支援を実施。
- 機構の「連携隊員派遣基本方針」に基づき、自治体(13)、民間企業・NPO(96)、大学(39)との連携合意書を締結。
- 募集広報における ICT 活用的大幅拡大や Web ターゲティングの実施、「OV 会」や「育てる会」と連携した地域単位での応募促進の展開。
- 水の防衛隊を 11 年間で累計 270 人派遣し TICAD VI に貢献。

イ 地方自治体

- ◎ **機構初の人材育成モデル(熊本モデル)の構築【②⑤】**：熊本県の地域振興に向けた同県との連携協定を締結し、JICA 海外協力隊としての開発途上国での活動経験と、熊本県内での高等教育・インターン経験を兼ね備えた人材の育成等を合意。高等教育・インターンでは熊本大学や県内企業等とも連携予定であり、日本国内の地域の産業振興や多文化共生に資する機構初の人材育成モデル(熊本モデル)を構築。
- ◎ **ICT 人材育成を通じた地域経済活性化に貢献(宮崎県、徳島県)【②⑤】**：バングラデシュで実施中の ICT 人材育成に係る技術協力で、研修修了生 112 人のうち 102 人が企業から内定(うち 79 人が日本企業から内定)。また、機構事業を契機に、産学官連携で修了生の受け入れ体制を築いている宮崎市は東京から 2 社の ICT 企業の誘致に成功。さらに、徳島県が機構との連携を前提として外国人材受入を推進するための企業向け支援施策を予算化し、上記事業の理解促進セミナーを開催。
- ◎ **空き家対策を通じた地域活性化に貢献(福井県若狭町)【②⑤】**：草の根技術協力で福井県若狭町と実施団体である(株)西野工務店が、ラオスの職業訓練校の能力強化の一環で空き家改修事業を実

施。その結果、改修された若狭町の古民家は地域の拠点施設として住民交流、子育て・福祉、各種研修活動に加え、若狭町とラオスの交流の場としても活用。同成果を踏まえ、同町の第二期総合戦略に空き家改修を通じた人的交流の活性化が具体的重点施策として設定。また、ラオスの職業訓練校は機構の有償資金協力における建設・改修工事を請け負い、日本での経験をいかして工期までに完工。

- ◎ **機構出向職員の支援を通じた地域活性化・国際化の促進【②⑤】**：日本国内の自治体に機構出向者を配置。例えば、島根県海士町では、機構出向職員の支援により、文部科学省 Edu Port ニッポン公認プロジェクト（高校魅力化）の採択・実施、機構や国際関連団体からの研修や草の根技術協力事業等プロジェクト受託、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン選定（ミクロネシア）等で多くの連携事業を実現し、同町の国際協力への貢献や国際化に大きく寄与。
- ◎ **日本国内の多文化共生への貢献【⑤】**：ホンジュラス教育省と調整し、機構の協力で作成したスペイン語の算数教科書・教員用指導書を兵庫県子ども多文化共生センターに寄贈。日本の教育現場で国際協力の成果物である教科書の活用は初。
- ◎ **ホストタウン実現への貢献【⑤】**：ニカラグアと甘楽町、ホンジュラスと片品村、ベネズエラと駒ヶ根市、タンザニアと山形県長井市、南スーダンと群馬県前橋市等、機構や機構事業を縁としてホストタウンが決定。特に、甘楽町では、機構職員が紹介されるほど大きく貢献。また、タンザニア選手の長井マラソン大会出場や、南スーダン選手の前橋市事前合宿の様子が各種メディアで報道され、両市の活性化にも寄与。
- 自治体が有する知見、技術等を活用した事業展開と、自治体との連携強化を通じた地域活性化、開発途上地域への成長に向けた貢献（マラウイと宮城県、サモアと沖縄県等）

ウ NGO/ 市民社会組織（CSO）

- ◎ **フィリピン、児童福祉改善の高評価【②④】**：（特活）アクションが草の根技術協力で開発した児童福祉施設で働くハウスペアレント向け研修モジュールが、フィリピン社会福祉開発省の高評価を得て、省令のもと公式プログラムとして制度化。
- ◎ **カンボジア、中学体育科教育指導書の全国配布実現【②④】**：（特活）ハート・オブ・ゴールドが草の根技術協力で作成した中学校体育科教育指導書が、カンボジア政府の高評価を得て、政府が独自に予算確保の上、15,000 冊を印刷。全国各州教育局を通じ約 1,700 校の中学校に配布決定。
- ◎ **バングラデシュ、母乳育児支援技術の政策反映【②】**：（公社）桶谷式母乳育児推進協会が草の根技術協力でバングラデシュにて母乳育児支援技術を移転した結果、「桶谷式技術普及計画」が同国保健栄養政策に盛り込まれ、全国の助産師向け研修費用が予算化。
- ◎ **「SDGs パートナシップ賞（特別賞）」受賞への貢献【⑤】**：九州センター及び福岡県の国際協力推進員による大牟田市内全中学校での SDGs 理解講座や海外協力隊体験発表等の貢献を通じ、大牟田市教育委員会が教育委員会として全国初の第 3 回ジャパン SDGs アワードにおける「SDGs パートナシップ賞（特別賞）」を受賞。
- 草の根技協応募団体のうち、新規団体の割合が増加、「担い手」の裾野が拡大（2018 年度 53% から2019 年度 67%に）
- JICA 基金活用事業「チャレンジ枠」での活動開始（3 案件採択）。
- NGO-JICA 協議会を全国規模に加え、地域ごとの協議会を開催（7 拠点）、より多くの CSO の参加を促進。

エ 大学・研究機関

- ◎ **JICA ×放送大学による「日本理解プログラム」の拡大、初の英語講義番組実現【②⑤】**：日本の近現代の発展と開発経験を開発途上国研修員等に広く提供する日本理解プログラムとして、放送大学と連携し「日本の近代化を知る 7 章」（7 番組）を制作し、11 回放送。放送大学にて英文学以外で英語の講義が放送されたのは初。国内の留学生、研修員のみならず、日本近現代史や開発協力の歴史に関心のある日本人に対し広く学ぶ機会を提供し、日本人の国際化及び日本在住外国人の日

本理解深化を促進。

- ◎ **日本各地の開発経験を学ぶ機会の新規開始（「地域理解プログラム」）【②⑤】**：機構研修員等が滞在する日本各地の開発経験を学ぶ「地域理解プログラム」を新たに企画し、国内 12 拠点で実施。地域ならではの特色ある日本の経験を伝え、日本理解の深化や研修員と地域の交流促進に寄与。
- ◎ **ABE イニシアティブへの産業界からの高評価【①⑤】**：「TICAD 7 官民円卓会議民間からの提言書」では、経団連や経済同友会関係者による共同議長を通じ本イニシアティブが「内外より高く評価されている」と政府に報告。日本と母国の企業間の協力覚書締結に貢献する等、日本企業がアフリカへビジネス展開する際の水先案内人として活躍する人材も輩出。
- ◎ **過去最多の人材育成計画（JDS）留学生受入【①⑤】**：若手行政官の留学受入事業である JDS にて 32 大学 50 研究科へ過去最多となる 360 人が入学。新規にパキスタン、ブータン、東ティモールからの留学生受入も開始。JDS 修了生による外交政策上の重要ポストへの就任事例を多数確認（ウズベキスタン公教育省の副大臣就任、カンボジア外務国際協力省の長官として日カンボジア外相会談出席、ミャンマー外務省の事務次官昇進等）。
- ◎ **SATREPS 事業による世界最高レベルの高効率電池の開発【②③】**：ベトナムでの SATREPS 事業を通じて、エビ養殖池汚泥等のバイオマスエネルギーを利用する高効率燃料電池を開発。バイオガス供給による燃料電池の発電効率として世界最高レベルの62.5%を記録（同じ出力のエンジン発電機の2～3倍）。
- イノベティブ・アジア、シリア平和への架け橋・人材育成プログラム、ABE イニシアティブ、国際社会人 Dr. コース、JDS 等にて日本の修士・博士課程に就学する研修員を受入。
- SATREPS 案件 12 件を新規形成。タイの「東南アジア地域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」は G20 大阪サミットで合意「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」への貢献が期待。

オ 開発教育、理解促進等

- ◎ **教科書会社×機構連携による高校地理教員向け教授本の執筆【⑤】**：（株）帝国書院と連携し、高校地理教員向け教授本に「地図にみる世界の『いま』世界の水の現状・課題ー持続可能な開発目標（SDGs）と私たちー」を執筆。学習指導要領の改定を見据え、日本の国際理解教育に大きく寄与。
- 国際理解教育学会、文部科学省、教育委員会等と連携し、開発教育指導者研修、教師海外研修、教員向け研修プログラムの改善に向けた取組、新学習指導要領の施行に向けたセミナー等を実施。各国内拠点、地球ひろばで開発教育、国際理解教育の推進に向けた取組を実施。
- 新学習指導要領の導入に向け、SDGs やグローバル化等新たに導入される内容に関する教科書会社向けセミナー等の開催や情報提供を実施。

<課題と対応>

事業と関わりが深い各界の有識者と実施した「新しい時代の協力隊事業のあり方に関する意見交換」で得られた提言のポイントをまとめ、事業の戦略性向上のため取組を反映させる。自治体との連携においては、開発途上地域が抱える多種多様な課題に対応すべく、草の根技術協力事業等において自治体の持つノウハウを一層活用するために新規団体を含めた優良案件の発掘・実施に継続して取り組むと共に、自治体への支援を通じ日本国内の課題にも対応するために連携の強化を図っていく。NGO/CSO との連携においては、開発途上地域が抱える多種多様な課題に対応すべく、これまで機構と直接関係のなかった潜在的な事業パートナーとの更なる連携に向け、関係者の能力向上や草の根技術協力事業等の案件形成等の取組を継続させる。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

（定量的実績）

【指標 7-4】「ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数」が目標値（1,200 人）を約 76.4%上回る 2,117 人となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。

（定性的実績）

1. ボランティア

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、要請内容や募集方法の改善、ICT を活用した戦略的な募集・広報、説明会の実施、関係機関・団体との協力による国民各層に届く発信強化、新区分・制度の円滑な導入及び実施、評価ガイドラインを用いた事業評価の取りまとめ、国内の多様な担い手（民間企業、大学や地方自治体等）との連携定着のための制度整備、国際公約及び国内課題に貢献する事業展開、訓練内容の拡充、派遣前から帰国後のキャリアパスに至る継続的な情報提供・支援等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：ボランティア募集の制度変更により、要請数に対して応募者が少なかった職種について応募者が増加し、要請の充足の観点から改善が見られた。

また、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に関し、機構は体育・スポーツ分野の新規隊員派遣を強化（81 人（2012 年）→256 人（2019 年））するなどして約 500 万人の人材育成を行い、SFT の目標（裨益者 1,000 万人）達成に大きく貢献した。

このほか、2019 年の台風 19 号復旧・復興活動として派遣前訓練中の隊員候補生（延べ約 100 人）が各地で災害ボランティアとして被災地復旧支援を実施し、二本松訓練所が福島県本宮市より感謝状を受領するなどしており、機構が隊員候補生の自主性を尊重しつつ側面支援したことによる計画外の成果として評価出来る。

指標：【指標 7-1】「課題解決に資するボランティア事業の実施、ボランティア経験の我が国国内での発信及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は新型コロナの影響によって年度末に予定していた 2019 年度 3 次隊の派遣が見送られたことにより「ボランティア派遣人数」が基準値を下回ったほか、「ボランティア活動における達成度アンケート」では基準値を下回る水準となったが、「機構ボランティアウェブサイトの訪問者数」では基準値を大幅に上回った。

2. 地方自治体

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、地方自治体が有する知見、技術等を活用した支援、自治体連携事業の優良事例の蓄積・発信、自治体間で事例や経験を共有する機会の提供等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：熊本県の地域振興に向け同県と連携協定を締結し、JICA 海外協力隊としての活動経験と、熊本県内での高等教育・インターン経験を兼ね備えた人材の育成等に合意したことは、地域の産業振興や多文化共生に資する人材育成モデルを構築した取組として評価される。

また、バングラデシュに対する ICT 人材育成事業に関し、機構と連携している宮崎市では産学官連携で同事業の修了生受入体制を構築しているほか、同事業を契機として 2 社の ICT 企業誘致に成功するなど、地方の国際化や ICT 人材の確保、外国人材の受入等についてモデルとなる成果を上げた。

このほか、ラオスの職業訓練校に対する能力強化において、福井県若狭町及び地元企業と連携して空き家改修事業を実施した事例や、ホンジュラス教育省と連携して、同国の教科書を兵庫県子ども多文化共生センターに寄贈した事例、機構事業を契機として 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウンが決定した事例、機構からの職員出向を通じて地方自治体の国際協力に貢献した事例など、自治体等関係者を巻き込みながら、創意工夫によって新規性のある成果を達成していることが認められる。

指標：【指標 7-2】「地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力

の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況」の地方自治体分に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は2項目いずれも基準値を大幅に上回る水準となった。

3. NGO/ 市民社会組織 (CSO)

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、NGO/CSO の有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用した事業実施、NGO/CSO と機構の対話促進等の取組（含：各 NGO/CSO が有する強み等を効果的活用するための案件形成・コンサルテーション、NGO 等活動支援事業等を通じた NGO/CSO の能力向上等）を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：NGO/CSO と連携して実施する草の根技術協力に関し、機構事業で開発された児童福祉施設で働くハウスペアレント向けの研修モジュールが、フィリピン社会福祉開発省の省令の下で公式プログラムとして制度化された事例や、機構事業で作成された中学校体育科教育指導書が、カンボジア政府の予算措置により全国各州教育局を通じて1,700校に配布された事例、母乳育児支援に関する「桶谷式技術普及計画」がバングラデシュの保健栄養政策に盛り込まれ、助産師向け研修費用が予算化された事例など、NGO/CSO の有する知見を有効活用することで、相手国政府の意志決定に大きく貢献していることが認められる。

また、大牟田市教育委員会が第3回ジャパン SDGs アワードにおいて、教育委員会として全国初の「SDGs パートナシップ賞（特別賞）」を受賞したところ、機構は九州センター及び福岡県の国際協力推進員による大牟田市内全中学校での SDGs 理解講座や海外協力隊体験発表等を通じてこれに貢献した。

指標：【指標 7-2】「地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況」の NGO/ 市民社会組織 (CSO) 分に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は2項目いずれも基準値を大幅に上回る水準となった。

4. 大学・研究機関

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、JICA 開発大学院連携の推進（含：協力大学との連携強化、日本の開発経験について英語で学ぶプログラムの提供）、大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した支援、担い手の裾野拡大、地球規模課題の解決に資する事業実施、事業成果の他の事業形態への展開等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：放送大学と連携して「日本の近代化を知る 7 章」を制作し、日本の近現代の発展と開発経験を広く提供する道筋を開いたことや、機構研修員等が滞在する日本各地の開発経験を学ぶ「地域理解プログラム」を新たに企画、国内 12 拠点で実施し日本理解の深化や地域との交流促進に寄与したことは、機構の自主的な取組による創意工夫として評価される。

また、人材育成計画 (JDS) では過去最多となる 360 人が入学したほか、ABE イニシアティブでは TICAD 7 において新たに発表された 6 年間で 3,000 人の受入れに向け、その第 1 期生を受け入れた。これら留学事業では、JDS 修了生が各国で主要ポストに着任していることや、ABE イニシアティブ修了生が本邦企業に就職してアフリカでの事業に従事する等の事例が増えていることなど、それぞれが目指す人材の育成が着実に実現しており、重要な成果であると言える。

指標：【指標 7-2】「地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況」の大学・研究機関分に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は4項目いずれも基準値を大幅に上回る水準となった。

5. 開発教育、理解促進等

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、開発教育支援事業の実施、他機関と連携した開発教育の裾野拡大（含：教員向け研修プログラムの着実な改善）、国内拠点での活動を通じた国民の開発課題・開発協力への理解促進（含：SDGs 等を踏まえた効果的な取組、地球ひろばの展示の学校教育現場での活用）等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：出版社の依頼により、高校地理教員向け教授本として「地図にみる世界の『いま』世界の水の現状・課題ー持続可能な開発目標 (SDGs) と私たちー」を執筆し、国際理解教育

に貢献した。

指標：【指標 7-3】「児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する、教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組、及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は「教師海外研修の参加者数」が基準値を大幅に下回った一方、「地球ひろば体験ゾーン来場者数」は大幅に上回り、その他 2 項目は概ね基準値並の水準となった。

（結論）

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られ関連指標からもその傾向が是認出来ることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、協力隊の活動と国内での活動を組み合わせた人材育成モデルを構築した熊本県との連携に代表されるように、多数の地方自治体との連携によって日本政府の重要課題である地域の国際化に貢献したほか、大学・研究機関等との連携では、放送大学との連携によりリモートで多くの研修員に講義を提供するという、今後の技術協力にも貢献しうる先進的な取組が行われるなどの成果を挙げた。また、ABE イニシアティブの推進により TICAD における公約の実現に寄与した他、同取組は日本政府も推進する産官学連携の好例として内外から高く評価されており、国際協力に対するオールジャパンでの取組体制の強化に繋がった。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞（実績に対する課題及び改善方策など）

開発現場の様々なニーズの把握や状況に応じた迅速な対応を確保するため、国内の大学、研究機関、ボランティア、地方自治体、NGO 等が有する強みや経験を活用し、人・知恵・技術・資金を集集して事業を推進することを期待する。有識者意見にもあるとおり、多用なアクターの持ち味を活かすべく、接点がなかったアクターへのアウトリーチ等にも積極的に取り組まれない。また、こうした取組を進めるに当たっては、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、各アクターが円滑に連携を図ることができるよう機構の創意工夫を期待する。

＜その他事項＞

（有識者からの意見）

・全体として、国際協力の多様な担い手として、企業、NGO、民間団体を通じた支援や、これらのアクターの持ち味を生かした共創、コレクティブ・インパクトの取り組みを増やすべきではないか。2020 年度は、新型コロナの影響により、2 国間援助が停滞しており、国境を越えて草の根レベルでの支援ができる民間団体をもっと活用してもいいのではないかと。